

授業科目名	憲法 II〔統治〕
科目番号	01NA002
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春 AB 火 7,8
担当教員	岡田 順太
授業概要	「統治機構論」をテーマに、具体的事例を素材とする、ケーススタディ方式の授業を行う。受講者参加型、対話型双方向形式の授業において、日本国憲法がさだめる統治機構について考察する。なお憲法訴訟論および地方自治については、それらにつき専門に扱う個別の科目が別途設置されているので、それらに譲る。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	憲法のうち統治機構の該当部分につき基本的知識を習得すること。
授業のすすめ方	関連判例を予習課題として出すので、事前に判例百選で事実の概要と判旨の内容を読んでおき、授業中に説明を求められたら解答できるようにしておくこと。基本的に統治機構論の体系に従いレジュメに沿って進めていくが、適宜、他の憲法領域の基本知識や法学の常識となる事柄について問うことがある。その際、間違えても構わないので、積極的に発言するようにすること。復習には十分時間をかけて、着実に理解を深められるように努めて欲しい。
授業計画	第 1 週国会 (1) 国民主権・最高機関性・立法権 第 2 週国会 (2) 国会の権能・立法過程 第 3 週国会 (3) 二院制・議院の権能 第 4 週国会 (4) 議員特権・選挙制度 (議員定数不均衡問題を含む) 第 5 週内閣 (1) 行政権・内閣の権能 第 6 週内閣 (2) 議院内閣制・解散権・独立行政委員会 第 7 週裁判所 司法制度・司法権の意義・司法権の独立 第 8 週天皇・財政 第 9 週戦争放棄・憲法改正 第 10 週 (未消化論点または復習のための予備日)・小テスト
成績評価方法	授業中の質疑応答の内容等 10%、小テスト 30%、期末試験 60%
教科書	長谷部恭男ほか編『憲法判例百選 II(第 6 版)』(有斐閣、2013 年) この他、授業で配布するレジュメを使用する。
参考書	芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法(第 6 版)』(岩波書店、2015 年)

授業科目名	行政法 I
科目番号	01NA003
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 C 火 7,8; 春 C 夏季休業中 土 4
担当教員	日野 辰哉
授業概要	本講義は、行政法のなかでも、いわゆる“総論”を扱う。公益実現に向けた行政活動を法的に認識するための基本的な道具立て（行政行為などの行為形式や各種法制度など）の意義および判例の学習を通じて、公益と各種個別利益との調整をいかに行うべきか、その具体的諸相をしりつつ、事案の分析を各自で一定程度おこなえるようにしたい。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	・重要（とされる）判例等の学習を通じて、行政行為などの各種行為形式などに係る実体法・手続法上の論点を把握し、当該論点に係る法規範を、なぜそうした規範になるのか、ということを理解する。 ・ある程度抽象化された事例に、学んだ知識をうまく用いる。 ・次の行政救済法（行政法 II）および演習（行政法 III-1）にスムーズに移行することを目的として、本講義を通じて、行政法総論の知見を高めてもらう。
授業のすすめ方	・講義はあらかじめ配布されたレジュメに従い進行する。 ・行政法総論の基本的なフレームの解説、および、その理解に必要な基本判例の解説に講義の重点がおかれる。 ・講義のなかで適宜発問がなされるが、受講生からの任意かつ自発的な質問を歓迎する。
授業計画	第 1 週第 1 回 イン트로ダクション:行政法の全体像 第 2 回 法律による行政の原理 第 3 回 行政上の法の一般原則、適正手続原則 第 2 週第 4 回 行政基準論 1 法規命令 第 5 回 行政基準論 2 行政規則 第 6 回 行政行為論 1 分類論など 第 3 週第 7 回 行政行為論 2 効力論 第 8 回 行政行為論 3 瑕疵論 第 9 回 行政行為論 4 取消・撤回論 第 4 週第 10 回 小テスト 第 11 回 行政行為論 5 行政手続法 第 12 回 行政行為論 6 手続的瑕疵 第 5 週第 13 回 行政裁量・附款論 1 司法的統制の諸相 第 14 回 行政裁量・附款論 2 司法的統制の諸相 第 15 回 行政上の義務履行確保・即時強制論 第 6 週第 16 回 行政調査論 第 7 週第 17 回 情報公開・個人情報保護 第 8 週第 18 回 行政契約論 1 行政協定、形式的行政処分と契約 第 9 週第 19 回 行政契約論 2 調達契約/行政計画論 第 10 週第 20 回 行政指導論 ・本講義の受講の前提として、少なくとも、憲法における統治機構・人権論（その一部）、および、民法の法律行為法の基本的知識を踏まえていることが要求されるだろう。 ・以上のことは、当該領域における理解が完成されていることを意味しない。むしろ、当該領域が行政法のある部分と関連しており、よって、どちらか一方が理解されていることで他方の理解がより高まることを意味するに過ぎない。
成績評価方法	・小テストを実施し、行政法総論の基本的な知識が中間段階でどの程度理解されてい

教科書	1. 櫻井敬子＝橋本博之『行政法 [第 5 版]』(2016・公刊予定) 2. 稲葉馨＝下井康史＝中原茂樹＝野呂充編『ケースブック行政法 第 5 版』(2014) 3. 宇賀克也＝交告尚史＝山本隆司編『行政判例百選 I[第 6 版]』(2012) ・2014 年の行政不服審査法改正にともない、補訂等がなされる可能性があるので注意して欲しい。 ・「百選」はいわゆる教科書ではないが、判例学習のうえで必須である。
参考書	1. 木村琢磨『プラクティス 行政法』(2010) 2. 石川敏行＝藤原静雄＝大貫裕之＝大久保規子＝下井康史『はじめての行政法 [第 3 版補訂版]』(2014) 3. 大貫裕之＝土田伸也『行政法 事案解析の作法 第 2 版』(2016・公刊予定) 4. 曾和俊文＝金子正史編著『事例研究 行政法 第 2 版』(2011)

授業科目名	行政法 II
科目番号	01NA004
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋 A 金 7,8; 夏季休業中 金 7,8
担当教員	日野 辰哉
授業概要	本講義では、いわゆる行政救済法と呼ばれる分野、具体的には、軸となる行政事件訴訟法および国家賠償法のほかに、行政不服審査法および損失補償法が扱われる。以上の 4 法に関する事例の解説を行いながら、受講生が基礎的な知識を習得し、事案の分析を自ら一定程度おこなえるようにしたい。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	・行政救済法に関係する論点を把握し、それに係る重要（とされる）判例の学習を通じて法規範を学び、かつ、抽象化された事例にうまく用いることができる。 ・次に受講する演習科目（行政法 III-1,III-2）にスムーズに移行することを目的として、本講義を通じて、行政救済法の知見を高めてもらう。
授業のすすめ方	・講義はあらかじめ配布されたレジュメに従い進行する。 ・行政救済法の基本的なフレームの解説、および、その理解に必要な重要（とされる）判例の解説に講義の重点がおかれる。 ・講義のなかで適宜発問がなされるが、受講者からの任意かつ自由な質問を歓迎する。
授業計画	第 1 週第 1 回 行政救済法の全体像、国賠 1 条責任 1:性質論、公務性 第 2 回 国賠 1 条責任 2:違法性論 第 2 週第 3 回 国賠 1 条責任 3:過失論、不作為責任 第 4 回 国賠 2 条責任 1:道路管理責任、機能的瑕疵論 第 3 週第 5 回 国賠 2 条責任 2:河川管理責任 第 6 回 損失補償・国家補償のはざ間 第 4 週第 7 回 行政不服審査法:制度解説、行訴法上の原処分主義との関係 第 8 回 行政事件訴訟法の全体像、取消訴訟の訴訟要件論 1:処分性論 a 第 5 週第 9 回 取消訴訟の訴訟要件論 2:処分性論 b 第 10 回 小テスト 第 6 週第 11 回 取消訴訟の訴訟要件論 3: 処分性 c 第 12 回 取消訴訟の訴訟要件論 4: 原告適格 a 第 7 週第 13 回 取消訴訟の訴訟要件論 5: 原告適格 b 第 14 回 取消訴訟の訴訟要件論 6: 訴えの利益、その他の訴訟要件 第 8 週第 15 回 取消訴訟の審理:主張制限、違法性の承継、理由の差替え 第 16 回 判決の種類と判決効論 第 9 週第 17 回 仮処分の排除と仮の救済 第 18 回 取消訴訟以外の抗告訴訟 (1) 第 10 週第 19 回 取消訴訟以外の抗告訴訟 (2) 第 20 回 当事者訴訟 ・本講義を受講する前提として、少なくとも憲法における司法権論、民事不法行為法、民事訴訟法および民事保全法の基本的知識が要求されるだろう。 ・以上のことは、当該領域における理解が完成されていることを意味しない。むしろ、当該領域が行政法のある部分と関連しており、よって、どちらか一方が理解されていることで他方の理解がより高まることを意味するに過ぎない。

成績評価方法	・小テストを実施し、講義の中間段階において行政救済法の基本的知識についての理解力が測られる。 ・成績評価は小テスト (30%) および期末試験 (70%) により行われる。 ・評価項目は、おもに (1) 行政法上の基本概念や判例の理解度、(2) 論点の適確な把握、(3) 適切な当てはめがなされているか (4) 論理的記述力、となる。
教科書	1. 櫻井敬子＝橋本博之『行政法 第5版』(2016・公刊予定) 2. 稲葉馨＝下井康史＝中原茂樹＝野呂充編『ケースブック行政法 第5版』(2014) 3. 宇賀克也＝交告尚史＝山本隆司編『行政判例百選Ⅰ 第6版』(2012) 4. 宇賀克也＝交告尚史＝山本隆司編『行政判例百選Ⅱ 第6版』(2012) ・行政不服審査法の大改正が2014年に行われたため、教科書等の補訂・改版も予想される。購入に際しては十分に注意されたい。 ・「判例百選」はいわゆる教科書ではないが、判例理解に必須である。
参考書	1. 神橋一彦『行政救済法』(2012) 2. 木村琢磨『プラクティス 行政法』(2010) 3. 岡田正則＝榊原秀訓＝本多滝夫編『判例から考える行政救済法』(2014) 4. 大貫裕之＝土田伸也『行政法 事案解析の作法 第2版』(2016・公刊予定) 5. 曾和俊文＝金子正史編著『事例研究 行政法 第2版』(2011)

授業科目名	民法Ⅰ〔総則・物権総論〕
科目番号	01NA005
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春 AB 土 2,3
担当教員	直井 義典
授業概要	本講義では、担保物権を除く物権法、および、民法総則のうち「物」ならびに時効に関する箇所を取り扱う。民法全体における物権法の位置付けについて理解するとともに、講義対象となる制度に関する基本的知識（特に、要件・効果・立法趣旨）を身につけることを目的とする。また、特に本講義が1年次配当の基本科目であり民事系科目の入門をなすことから、法的なものの考え方、議論・論証の仕方を、条文・判例などの素材を用いて修得できるようにする。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	1. 法的なものの考え方、論証・議論の仕方を身に付ける。 2. 民法総則（「物」・時効）および物権法（担保物権法を除く）に関する基本的な知識を身に付ける。 3. 民法の基本的な判例を読解できる能力を身に付ける。
授業のすすめ方	あらかじめ配布するレジュメを用いながら受講者が教科書の該当箇所を読んでいくことを前提として、簡単な事例を用いながら講義対象となる制度に付き条文から出発しつつ、要件・効果・立法趣旨を講ずる。また、判例の読み方を身に付けるために、判例集を用いて判例を詳細に検討することも行う予定である。 講義の対象者は全くの法学未修者である。そのため、いささかなりとも民法を学んだことのある者にとっては平易な講義であると感じられるかもしれないが、説明の方法・制度の対比の仕方など、法学既修者にも得るところはあるはずである。
授業計画	第1週 民法概論・物の分類・物権の基本的性質 民法典の全体構造について講じた後に、その中での物件法の位置づけについて説明する。さらに、物の種類、物権の意義及び基本的な性質について、債権との対比をしながら説明していく。また、一物一権主義・物権法定主義など、物権法の基礎的な概念についても説明する。 第2週 物権変動論の基礎・意思主義 次週以降で取り扱う物権変動の各論的テーマを検討する前提として、物権変動の意義、意思主義、公示の原則など、物権変動論の基礎となる概念について説明する。 第3週 不動産物権変動論（1） 不動産登記制度の概要を説明した後、民法177条に関する解釈論を展開する。また、不動産物権変動における民法94条2項類推適用論について説明する。 第4週 不動産物権変動論（2） 登記を対抗要件とする物権変動のうち、取消し・解除と登記、相続と登記、取得時効と登記について、判例を検討しながら説明する。 第5週 動産物権変動論 動産の物権変動について、対抗要件具備の方法である引渡し、取引の安全を図る制度としての即時取得について論じる。また、特別法上の対抗要件具備方法である動産譲渡登記などの引渡し以外の対抗要件具備の方法についても触れる。

	第 6 週小テストならびに占有権 占有権の効力につき、取得時効に関わる規定と占有訴権を中心に説明する。 第 7 週物権的請求権・時効総論 物権侵害に対する救済手段である物権的請求権について、果実収取権や費用償還請求権も含めて説明する。また、時効総論として時効制度の存在意義について説明する。 第 8 週時効各論 時効各論として、取得時効・消滅時効それぞれの内容、時効の中断ならびに停止、時効の効果について説明する。また、消滅時効以外の権利行使期間制限についても触れる。 第 9 週所有権 所有権の内容、相隣関係について説明した後、共有に関し対内的・対外的関係を中心に説明する。さらに、所有権の取得方法につき添付を中心に説明する。 第 10 週用益物権 各種用益物権につき、その内容・効力を中心に説明する。
成績評価方法	平常点 (講義の際の質疑応答ならびにレポート)10%・小テスト 10%・期末試験 80% で評価する。
教科書	内田貴『民法Ⅰ 第 4 版』(東京大学出版会・平成 20 年)
参考書	佐久間毅『民法の基礎 2』(有斐閣・平成 18 年) 潮見佳男＝道垣内弘人編『民法判例百選Ⅰ 総則・物権 第 7 版』(有斐閣・平成 27 年)

授業科目名	民法 II〔担保物権〕
科目番号	01NA006
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	秋 BC 木 7,8
担当教員	新井 剛
授業概要	担保とは何かを具体的な設例に基づいて解説し、理解を深めることを目的とする。具体的には、約定の典型担保、法定担保、約定の非典型担保の順序で説明し、約定の典型担保の中では担保物権の女王ともいうべき抵当権に関する諸問題を判例を中心に検討する。次に、法定担保として、留置権と先取特権について取り上げる。最後に、非典型担保として、銀行実務において最もよく用いられている譲渡担保を取り上げた後に、仮登記担保、所有権留保を取り扱うことにしたい。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	民法第 2 編物権に含まれる典型担保物権および判例を含む実務によって承認されている非典型担保に関して、その要件・効果を確実に理解するとともに、担保制度の意義および社会的経済的機能を理解すること、すなわち担保とは何かを理解することを目的とする。
授業のすすめ方	受講者が教科書および参考文献に目を通してくることを前提として、担保物権に関する基礎知識を講義した上で、判例等の事例を素材にして、応用的内容について、双方向・多方向型の授業をすることで、受講者をより深い理解に導くことにしたい。
授業計画	第 1 回担保物権法序説、抵当権とは何か (内田 383-392 頁)(コアカリ 2 次案:第 2 編第 6 章、同第 10 章第 1 節) 担保の意義、担保の種類、担保物権に共通する性質や効力などの基本的な事項について説明するとともに、抵当権の法的性質、設定および本質的な効力について解説を行う。 第 2 回抵当権の及ぶ範囲 (内田 392-400 頁)(コアカリ 2 次案:第 2 編第 10 章第 2 節) 抵当権の効力の及ぶ範囲として、附加一体物論などを検討するとともに、抵当権と分離物に関する議論を紹介して、目的物の範囲に関する議論を整理する。 最判昭和 44・3・28 民集 23 巻 3 号 699 頁 最判昭和 40・5・4 民集 19 巻 4 号 811 頁 第 3 回第 3 回~第 5 回 抵当権の物上代位 (内田 401-415 頁)(コアカリ 2 次案:第 2 編第 10 章第 2 節) 物上代位に関する諸問題を解説する。とくに、賃料への物上代位に関する判例法理について検討する。 最判平成 10・1・30 民集 52 巻 1 号 1 頁 最判平成 12・4・14 民集 54 巻 4 号 1552 頁 最判平成 13・3・13 民集 55 巻 2 号 363 頁 最判平成 14・3・28 民集 56 巻 3 号 689 頁

第4回第3回~第5回 抵当権の物上代位 (内田 401-415 頁)(コアカリ2次案:第2編第10章第2節)

物上代位に関する諸問題を解説する。とくに、賃料への物上代位に関する判例法理について検討する。

最判平成10・1・30民集52巻1号1頁

最判平成12・4・14民集54巻4号1552頁

最判平成13・3・13民集55巻2号363頁

最判平成14・3・28民集56巻3号689頁

第5回第3回~第5回 抵当権の物上代位 (内田 401-415 頁)(コアカリ2次案:第2編第10章第2節)

物上代位に関する諸問題を解説する。とくに、賃料への物上代位に関する判例法理について検討する。

最判平成10・1・30民集52巻1号1頁

最判平成12・4・14民集54巻4号1552頁

最判平成13・3・13民集55巻2号363頁

最判平成14・3・28民集56巻3号689頁

第6回第6回~第7回 抵当権と利用権 (内田 432-445 頁)(コアカリ2次案:第2編第10章第3節)

抵当権と利用権との関係についての諸問題を解説するとともに、抵当権に基づく明渡請求が認められるに至った判例理論の変遷を含めて、検討する。

最判平成3・3・22民集45巻3号268頁

最大判平成11・11・24民集53巻8号1899頁

第7回第6回~第7回 抵当権と利用権 (内田 432-445 頁)(コアカリ2次案:第2編第10章第3節)

抵当権と利用権との関係についての諸問題を解説するとともに、抵当権に基づく明渡請求が認められるに至った判例理論の変遷を含めて、検討する。

最判平成3・3・22民集45巻3号268頁

最大判平成11・11・24民集53巻8号1899頁

第8回第8回~第9回 法定地上権 (内田 416-432 頁)(コアカリ2次案:第2編第10章第3節)

法定地上権および一括競売制度を取り上げて解説する。

最判平成9・2・14民集51巻2号375頁

第9回第8回~第9回 法定地上権 (内田 416-432 頁)(コアカリ2次案:第2編第10章第3節)

法定地上権および一括競売制度を取り上げて解説する。

最判平成9・2・14民集51巻2号375頁

第10回 抵当権消滅請求・抵当権の処分 (内田 445-461 頁)

第三取得者の法的地位・抵当権の処分について解説する。

第11回 共同抵当 (内田 461-472 頁)(コアカリ2次案:第2編第10章第4節)

共同抵当における配当の問題を整理して、解説する。

最判平成4・11・6民集46巻8号2625頁

第12回 抵当権の消滅・根抵当 (内田 472-486 頁)(コアカリ2次案:第2編第10章第4節)

金融実務において多用されている根抵当について、判例理論を中心に解説するとともに、抵当権の消滅に関する議論を紹介する。

第13回質権(内田487-500頁)(コアカリ2次案:第2編第9章)

質権の種類、設定、対抗要件、質権の効力について解説する。

第14回留置権(内田501-508頁)(コアカリ2次案:第2編第7章)

要件・効果、留置中の権利義務、留置権の消滅について解説する。

最判昭和46・7・16民集25巻5号749頁

最判昭和43・11・21民集22巻12号2765頁

第15回第15回先取特権(内田508-518頁)(コアカリ2次案:第2編第8章)

先取特権の種類、先取特権の効力、先取特権の物上代位等について解説する。

最判昭和60・7・19民集39巻5号1326頁

最判平成17・2・22民集59巻2号314頁

第16回第16回~第17回非典型担保概説、譲渡担保総論(内田519-539頁)(コアカリ2次案:第2編第11章)

非典型担保について、抵当権と対比しつつ解説するとともに、譲渡担保の法律構成や優先弁済権、物上代位、受戻権、対外的効力について検討する。

最決平成11・5・17民集53巻5号863頁

最判昭和62・2・12民集41巻1号67頁

最判平成6・2・22民集48巻2号414頁

第17回第16回~第17回非典型担保概説、譲渡担保総論(内田519-539頁)(コアカリ2次案:第2編第11章)

非典型担保について、抵当権と対比しつつ解説するとともに、譲渡担保の法律構成や優先弁済権、物上代位、受戻権、対外的効力について検討する。

最決平成11・5・17民集53巻5号863頁

最判昭和62・2・12民集41巻1号67頁

最判平成6・2・22民集48巻2号414頁

第18回集合動産譲渡担保(内田539-547頁)(コアカリ2次案:第2編第11章)

所有権移転形式による非典型担保のうち、動産を対象とするものを解説する。その際、近時立法された動産・債権譲渡特例法による担保化についても取り上げるとともに、特にいわゆる集合動産譲渡担保についてもその法的根拠や経済的必要性などについて検討する。

最判昭和62・11・10民集41巻8号1559頁

最判平成18・7・20民集60巻6号2499頁

第19回第19回集合債権譲渡担保(内田214-223、546-547頁)(コアカリ2次案:第2編第11章、第3編第4章第1節)

所有権移転形式による非典型担保のうち、債権を対象とするものを解説する。その際、近時立法された動産・債権譲渡特例法による担保化についても取り上げるとともに、特にいわゆる集合債権譲渡担保についてもその法的根拠や経済的必要性などについて検討する。

最判平成11・1・29民集53巻1号151頁

最判平成13・11・22民集55巻6号1056頁

	第 20 回所有権留保・仮登記担保 (内田 548-560 頁)(コアカリ 2 次案:第 2 編第 11 章) 所有権留保と仮登記担保を取り上げる。とりわけ、所有権留保の担保としての機能とその限界について判例理論を中心に解説する。 最判昭和 50・2・28 民集 29 巻 2 号 193 頁 最判平成 21・3・10 民集 63 巻 3 号 385 頁
成績評価方法	所定の出席要件を満たしていることを前提として、授業への参加の積極性や小テストの結果などの平常点 20%、期末試験 80% として総合的に評価する。
教科書	内田貴『民法 III〔第 3 版〕 債権総論・担保物権』(東京大学出版会、2005 年)
参考書	道垣内弘人『担保物権法〔第 3 版〕』(有斐閣、2008 年) 瀬川信久＝内田貴＝森田宏樹『民法判例集 担保物権・債権総論〔第 3 版〕』(有斐閣、2014 年) 松本恒雄＝潮見佳男編『判例ブラクティス民法 I』、『同 II』(信山社、2010 年) その他、関連する法令・裁判例・関連文献などについては、事前に紹介し、必要なものについては配布する。

授業科目名	商法Ⅰ〔企業組織法〕
科目番号	01NA009
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 AB 水 7,8
担当教員	徳本 穰
授業概要	この授業では、企業組織法として、企業の基本法である商法の内、いわゆる会社法の分野について採り上げ、主として株式会社を対象に、それをめぐる法制度や判例や学説や関連する課題を検討する。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	商法Ⅰが対象とする企業組織法の内容について、法的知識を修得し、理解を深め、法的思考力を養成しうようになること等を目的とする。
授業のすすめ方	近時、わが国の企業社会において、例えば、敵対的企業買収の発生にみられるように、企業組織をめぐる新しく重要な法律問題が多発している。この授業では、企業組織法として、企業の基本法である会社法の分野について採り上げ、主として株式会社を対象に、それをめぐる法制度や判例や学説や関連する課題を検討する。 授業方法は、いずれの回も、事前に学生に配布された予習資料の学生による十分な予習を前提に、講義に加え、ケースメソッドやプロブレムメソッドを併用し、ソクラテスメソッドによる質疑応答を交えながら、進めてゆく。 毎回の授業については、担当者から配布された資料（指定された教科書の該当箇所、判例、学術論文、法律に関する記事、仮設事例等）について、予め指示された予習（資料を熟読することや仮設事例の分析・検討等）が要求され、授業への毎回の出席が求められる。なお、法的知識と理解を確実に得させるため、必要に応じ、復習として、授業の過程で、小テストやレポートの提出が求められる。
授業計画	第 1 回主要内容:会社法の意義 ねらい:企業組織法の基本法である会社法の意義について、今般の改正の背景や趣旨等に触れながら、会社法の全体の構造について、鳥瞰的に理解させる。 第 2 回主要内容:会社法の総論 (1) ねらい:法人格の果たす機能、会社の種類や内容、会社の利害関係者、企業の社会的責任等について、理解させる。 第 3 回主要内容:会社法の総論 (2) ねらい:会社の権利能力、株主や社員の有限責任、会社の強行法規と任意法規、定款自治、株主間契約等について、理解させる。 第 4 回主要内容:設立 ねらい:株式会社について、設立の意義や方法、定款の作成、設立過程、設立登記の手続や効果、設立に関する責任、会社の不成立や設立無効の訴え等について理解させる。また、持分会社の設立についても、株式会社の場合と比較しながら、理解させる。 第 5 回主要内容:株式と株主 (1) ねらい:株式会社について、株主の権利と義務、株式、株式の種類、株主名簿等について、理解させる。 第 6 回主要内容:株式と株主 (2) ねらい:株式会社について、株式の譲渡、譲渡制限株式の譲渡、自己株式、株式の相互保有規制、単元株制度、株券等について、理解させる。

第 7 回主要内容:機関 (1)

ねらい:株式会社について、機関設計、機関設計の選択肢を概観した上で、株主総会の権限、株主の議決権行使、株主総会の招集・議事・決議、種類株主総会、株主総会決議の瑕疵等について、理解させる。

第 8 回主要内容:機関 (2)

ねらい:株式会社について、役員・会計監査人の選任・解任、取締役、取締役会等について、理解させる。

第 9 回主要内容:機関 (3)

ねらい:株式会社について、会計参与、監査役・監査役会、会計監査人、委員会設置会社等について、理解させる。

第 10 回主要内容:機関 (4)

ねらい:株式会社について、役員等の損害賠償責任、株主の代表訴訟・違法行為の差止等について、理解させる。

第 11 回主要内容:譲渡制限会社

ねらい:株式会社について、定款による株式の譲渡制限、譲渡制限会社における機関設計、譲渡制限会社・取締役会非設置会社の特徴等について、理解させる。

第 12 回主要内容:計算

ねらい:株式会社について、財源規制、会計の原則、会計帳簿、計算書類、資本金、剰余金、開示等について、理解させる。

第 13 回主要内容:資金調達と新株予約権 (1)

ねらい:株式会社について、募集株式の発行、社債等について、理解させる。

第 14 回主要内容:資金調達と新株予約権 (2)

ねらい:株式会社について、新株予約権、瑕疵ある募集株式の発行・新株予約権発行等について、理解させる。

第 15 回主要内容:会社の基礎の変更 (1)

ねらい:株式会社について、合併、会社分割、事業譲渡等について、理解させる。

第 16 回主要内容:会社の基礎の変更 (2)

ねらい:株式会社について、株式交換、株式移転、三角合併、機動的な組織再編、組織再編等の瑕疵等について、理解させる。

第 17 回第 17 週 主要内容:会社の基礎の変更 (3)

ねらい:株式会社について、定款の変更、資本金の額の減少等、経営基礎の変更、会社の組織変更等について、理解させる。また、持分会社についても、株式会社の場合と比較しながら、理解させる。

第 18 回第 18 週 主要内容:持分会社と外国会社

ねらい:持分会社について、合名会社、合資会社、合同会社等について、理解させる。そして、有限責任事業組合とも比較しながら、検討する。また、外国会社についても、理解させる。

第 19 回主要内容:企業組織法の現代的課題 (1)-敵対的企業買収の予防策と防御策-

ねらい:企業組織法の現代的課題として、敵対的企業買収を採り上げ、特に、(1) では、敵対的企業買収に対する予防策や防御策の判例を検討しながら、許容される予防策や防御策の限界について、考察する。

第 20 回主要内容:企業組織法の現代的課題 (2)-敵対的企業買収の法規制-、第 1 週~第 20 週の全範囲のまとめ

ねらい:特に、(2) では、会社法で新たに可能となった予防策や防御策について検討しながら、わが国における望ましい法規制のあり方について、考察する。

また、「商法 I(企業組織法)」の全体のまとめを行う。

成績評価方法	成績評価は、(1) 面談 (質疑応答)、(2) 平常点、(3) 宿題 (予習・復習 (レポート))、(4) 論述試験で行う。その比率は、(1) 面談:10%、(2) 平常点:15%、(3) 宿題:15%、(4) 論述試験:60%、である。
教科書	近藤光男『最新 株式会社法 第 8 版』(中央経済社、2015) 江頭憲治郎＝岩原紳作＝神作裕之＝藤田友敬「会社法判例百選 第 2 版」(有斐閣、2011 年)
参考書	相澤哲編著『一問一答 新・会社法 改訂版』(商事法務、2009 年) 相澤哲＝葉玉匡美＝郡谷大輔編著『論点解説 新・会社法 千問の道標』(商事法務、2006 年) 伊藤靖史＝大杉謙一＝田中亘＝松井秀征『会社法 LEGAL QUEST 第 3 版』(有斐閣、2015 年) 江頭憲治郎『株式会社法 第 6 版』(有斐閣、2015 年) 大野正道＝上田純子編『新会社法』(北樹出版、2006 年) 神田秀樹『会社法 (第 17 版)』(弘文堂、2015 年) 龍田節『会社法大要』(有斐閣、2007 年) 長島＝大野＝常松法律事務所編『アドバンスト新会社法 (第 3 版)』(商事法務、2010 年) 葉玉匡美編著『新・会社法 100 問 (第 2 版)』(ダイヤモンド社、2006 年) 浜田道代＝岩原紳作『会社法の争点』(有斐閣、2009 年) 前田庸『会社法入門 (第 12 版)』(有斐閣、2009 年) 宮島司『新会社法エッセンス (第 4 版補正版)』(弘文堂、2015 年) 弥永真生『リーガルマインド会社法 (第 14 版)』(有斐閣、2015 年) 山下友信＝神田秀樹編『商法判例集 (第 6 版)』(有斐閣、2014 年) 「「会社法」法令集 第 11 版」(中央経済社、2015 年)

授業科目名	商法 II〔企業法総論・企業活動法〕
科目番号	01NA010
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋 BC 火 7,8
担当教員	徳本 穰
授業概要	この授業では、企業法総論・企業活動法として、企業の基本法である商法の内、いわゆる商法総則・商行為法及び有価証券法の分野について採り上げ（会社が主体になる場合等に関連する会社法の分野も含まれる）、それをめぐる法制度や判例や学説や関連する課題を検討する。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	商法 II が対象とする企業法総論や企業活動法の内容について、法的知識を修得し、理解を深め、法的思考力を養成しうること等を目的とする。
授業のすすめ方	この授業では、企業の基本法である商法の意義や法源等をはじめ、企業活動に共通する基本的法原則を中心に採り上げ、有価証券についても若干の基礎的事項に触れながら、それぞれをめぐる法制度や判例や学説や関連する課題を検討する。なお、そこでは、会社が主体となる場合等に関連する会社法の分野も含まれる。 授業方法は、いずれの回も、事前に学生に配布された予習資料の学生による十分な予習を前提に、講義に加え、ケースメソッドやプロブレムメソッドを併用し、ソクラテスメソッドによる質疑応答を交えながら、進めてゆく。 毎回の授業については、担当者から配布された資料（指定された教科書の該当箇所、判例、学術論文、法律に関する記事、仮設事例等）について、予め指示された予習（資料を熟読することや仮設事例の分析・検討等）が要求され、授業への毎回の出席が求められる。なお、法的知識と理解を確実に得させるため、必要に応じ、復習として、授業の過程で、小テストやレポートの提出が求められる。
授業計画	第 1 回主な内容:「商法 II(企業法総論・企業活動法)」の全体像、企業の経済活動と商法、商法の意義、法源の適用順序 ねらい:全 20 週からなる本授業の全体像を鳥瞰した上で、第 1 週は、企業の基本法である商法の意義について理解させる。また、商法の適用順序の解釈論について検討する。 第 2 回主な内容:商慣習法、商事自治法、普通取引約款 ねらい:企業の取引や組織において重要な機能を果たしている、商慣習法、商事自治法、普通取引約款等について理解させる。 第 3 回主な内容:商法の沿革と特色、取引の安全、企業組織の維持、外観法理 ねらい:商法の沿革について、その立法や改正の歴史的意義を意識しながら、理解させる。そして、企業の取引と組織の両面における商法の特色について検討する。また、その際に、企業の取引の安全と企業組織の維持の調和をいかに図るべきか、そして、商法における外観法理の重要性等について理解させる。 第 4 回主な内容:商法の基本概念と商人の意義、商行為概念、商人概念 ねらい:絶対的商行為、営業的商行為、附属的商行為等の商行為概念と固有の商人、擬制商人、小商人等の商人概念について理解させた上で、民法と商法の適用範囲について検討する。

第5回主要内容:企業形態、会社の種類、会社の概念

ねらい:様々な企業形態や会社の種類、そして、それぞれの特徴について、理解させた上で、検討する。

第6回主要内容:営業、営業能力、営業所、営業(事業)譲渡の意義、営業(事業)譲渡の機能

ねらい:営業や営業能力や営業所の概念について理解させる。また、営業(事業)譲渡の意義や機能について理解させた上で、検討する。

第7回主要内容:営業(事業)譲渡の効果、事業譲渡の企業組織再編における意義、合併等他の企業組織再編との差異

ねらい:営業(事業)譲渡の効果について、当事者間における効果と第三者に対する関係に分けて、理解させる。また、事業譲渡の企業組織再編における意義や合併等他の企業組織再編との差異について理解させた上で、検討する。

第8回主要内容:商号の意義、商号の選定、商号の数、商号の登記、商号権、名板貸し

ねらい:商号の意義や商号の選定に関する考え方や商号の数について理解させる。そして、商号の登記と商号権について理解させた上で、検討する。また、名板貸しについても理解させた上で、検討する。

第9回主要内容:商業帳簿、会計帳簿、貸借対照表

ねらい:商業帳簿について、商業帳簿の作成、商業帳簿の種類等について理解させた上で、検討する。

第10回主要内容:企業組織内部における補助者、商業使用人、支配人等

ねらい:企業組織内部における補助者である商業使用人の種類と代理権の範囲によるその違いについて理解させる。

第11回主要内容:企業組織内部における補助者、商業使用人、支配人、支配人の代理権、支配人の義務、表見支配人

ねらい:企業組織内部における補助者である商業使用人の内、特に、支配人について、支配人の代理権や義務、表見支配人について理解させた上で、検討する。

第12回主要内容:商業登記の意義、公示制度、登記事項の種類、登記事項の通則、登記の申請、登記官の審査権、商業登記の公示、商業登記の一般的効力、特殊の効力、不実登記の効力

ねらい:商業登記について、商業登記事項や商業登記の手続や登記官の審査権や商業登記の効力について理解させる。そして、特に、商業登記の一般的効力について、登記前の効力と登記後の効力の違いについて理解させた上で、検討する。

第13回主要内容:企業の流通活動における補助商、代理商、代理店、特約店、仲立人、問屋

ねらい:企業の流通活動における補助商について、その種類や商業使用人との違いについて理解させる。そして、特に、代理商と仲立人と問屋の差異について理解させた上で、検討する。

第14回主要内容:企業活動における決済、手形の意義や経済的機能、有価証券としての手形、株券や小切手等の他の有価証券との比較、取引安全の保護

ねらい:企業活動において、決済の手段として使われる手形について、その意義や経済的機能を理解させた上で、株券や小切手等の他の有価証券と比較しながら、有価証券の属性との関係について理解させる。そして、手形の流通における取引安全の保護の重要性についても理解させる。

	第 15 回主要内容:企業活動における決済、手形行為、手形行為の解釈、手形行為の独立性 ねらい:手形の流通における取引安全の保護の重要性について意識しながら、手形行為や手形外觀解釈の原則や手形行為独立の原則の意義や機能について理解させる。 第 16 回主要内容:企業活動における決済、手形理論、権利外觀理論による修正 ねらい:手形理論について理解させた上で、手形の流通性の確保のための法理論における理論構成の重要性について検討する。 第 17 回主要内容:企業活動における決済、手形行為と法律行為の一般原則、手形能力、手形上の意思表示 ねらい:手形行為と法律行為の一般原則について、特に、手形権利能力や手形行為能力や手形上の意思表示について理解させる。そして、その際に、意思表示に関する民法上の原則の手形行為への適用のあり方について、特に検討する。 第 18 回主要内容:企業活動における決済、他人による手形行為、手形行為の代理、手形の偽造、手形の変造 ねらい:他人による手形行為について、手形行為の代理や手形の偽造や変造について理解させた上で、検討する。そして、意思表示に関する民法上の原則と比較しながら、手形行為の特殊性について理解させる。 第 19 回主要内容:企業活動における決済、手形と実質関係、手形の書替、有価証券のペーパーレス化 ねらい:手形と実質関係について、手形の実質関係と手形関係との関わりにつき、抗弁を中心に理解させる。また、手形の書替についても理解させる。さらに、有価証券をめぐる課題として、ペーパーレス化について採り上げ、検討する。 第 20 回主要内容:第 1 週~第 20 週の全体のまとめ ねらい:「商法 II(企業法総論・企業活動法)」の第 1 週~第 20 週の全体のまとめを行う。
成績評価方法	成績評価は、(1) 面談(質疑応答)、(2) 平常点、(3) 宿題(予習・復習(レポート))、(4) 論述試験で行う。その比率は、(1) 面談:10%、(2) 平常点:15%、(3) 宿題:15%、(4) 論述試験:60%、である。
教科書	1. 江頭憲治郎＝山下友信編『商法(総則・商行為)判例百選 第 5 版』(有斐閣、2008 年) 2. 落合誠一＝神田秀樹編『手形小切手判例百選 第 7 版』(有斐閣、2014 年) 3. 田邊光政『商法総則 商行為法 第 3 版』(新世社、2006 年) 4. 丸山秀平著『商法 I 総則・商行為法 / 手形・小切手法 第 3 版』(新世社、2009 年)
参考書	1. 大塚龍児＝林立身＝福瀧博之『商法 III 手形・小切手 第 4 版』(有斐閣、2011 年) 2. 大野正道＝松嶋隆弘＝大久保拓也『入門 手形法・小切手法』(システムファイブ、2006 年) 3. 落合誠一＝大塚龍児＝山下友信『商法 I 総則・商行為 第 5 版』(有斐閣、2013 年) 4. 川村正幸『手形・小切手法 第 3 版』(新世社、2005 年) 5. 近藤光男『商法総則・商行為法 第 6 版』(有斐閣、2013 年) 6. 庄子良男『手形抗弁論』(信山社、1998 年) 7. 末永敏和『商法総則・商行為法 第 2 版』(中央経済社、2006 年) 8. 関俊彦『商法総論総則 第 2 版』(有斐閣、2006 年) 9. 中島史雄他『商法講義(総則・商行為法) 第 3 版』(不磨書房、2006 年) 10. 蓮井良憲＝森淳二郎編『商法総則・商行為法 第 4 版』(法律文化社、2006 年) 11. 藤田勝利＝北村雅史編『プライマリー 商法総則 商行為法 第 3 版』(法律文化社、2010 年) 12. 宮島司『やさしい手形法・小切手法 第 2 版』(法学書院、2003 年) 13. 森本滋編著『商法総則講義 第 3 版』(成文堂、2007 年) 14. 森本滋編著『商行為法講義 第 3 版』(成文堂、2009 年) 15. 弥永真生『リーガルマインド商法総則・商行為法 第 2 版補訂版』(有斐閣、2014 年) 16. 丸山秀平著『手形法・小切手法 第 3 版 補訂版』(有斐閣、2009 年)

授業科目名	刑法Ⅰ〔総論〕
科目番号	01NA012
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春 AB 木 7,8
担当教員	渡邊 卓也
授業概要	刑法総論の基本論点における最新の重要判例・学説に関する知識・理解を正確に身に付けた上で、時として抽象的であるこれらの議論がいかに現実の問題解決のために寄与しているのかを具体的な事例の学習を通じて理解して貰うことを目標とする。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	刑法の基礎理論及び刑法総論についての基礎知識の習得と体系的理解を図る。また、関連判例の検討を通じて、事実に応じた具体的な問題解決に必要な法的分析能力や議論能力の前提となる、基礎的能力を育成する。
授業のすすめ方	本講義では、刑法の基礎理論及び刑法総論について概観する。具体的には、レジメの記載順序に従って、事例を交えながら刑事法的な論点を紹介し、適宜、質疑応答を行う。
授業計画	第 1 回刑法学の対象領域全体について概観した上で、刑法の基本原則について検討する。特に刑法の大原則である罪刑法定主義とその派生原理について説明し、理解を促す。 第 2 回犯罪体系論について検討する。いわゆる三段階犯罪体系について概観した後、そこにおける行為論及び構成要件論の機能や、各構成要素について説明し、理解を促す。 第 3 回因果関係論について検討する。犯罪の客観的構成要素としての因果関係の存否判断について、最近の学説や判例における理論展開を踏まえて説明し、理解を促す。 第 4 回不作为犯論について検討する。物理的な働きかけをしなくとも行為者と評価される場合のあることを説明し、その要件について、特に作為義務の発生根拠論を中心に検討し、理解を促す。 第 5 回違法論に共通する問題について検討する。違法の実質についての理論的な対立について概観した後、行為の正当性を理由とした一般的違法阻却規定について説明し、理解を促す。 第 6 回法益主体の同意論について検討する。同意による違法阻却が認められる場合の要件とその効果について、生命・身体法益に関わる場合を中心に説明し、理解を促す。 第 7 回正当防衛論について検討する。正当防衛の正当化根拠に関する議論を概観した上で、それとの関連で、その成立要件の解釈についての理論的対立について説明し、理解を促す。 第 8 回引き続き正当防衛論について検討する。過剰防衛や誤想防衛といった正当防衛類似の状況について概観した上で、その法的処理について検討し、理解を促す。 第 9 回緊急避難論について検討する。その法的性格と成立要件について、正当防衛の場合と対比しつつ概観した後、過剰避難や誤想非難といった緊急避難類似の状況について説明し、理解を促す。 第 10 回責任論に共通する問題について検討する。責任概念の意義について説明した後、責任能力の問題について、いわゆる原因において自由な行為の問題を取り上げて検討し、理解を促す。

	第 11 回故意・錯誤論について検討する。未必の故意や概括的故意といった故意の限界を画す概念について概観した上で、事実の錯誤の効果についての学説の対立について説明し、理解を促す。 第 12 回違法性の意識の問題について検討する。違法性の意識の位置付けとその要否に係る学説の対立と判例の展開について説明した上で、事実の錯誤との異同について検討し、理解を促す。 第 13 回過失犯論について検討する。過失犯の構造に関する理論的対立について概観した上で、過失犯の成立要件とその判断基準について説明し、理解を促す。 第 14 回未遂犯論について検討する。未遂犯の成否を決する概念としての実行の着手の判断基準、及び不能未遂とされる場合の判断基準を巡る学説・判例の展開を説明し、理解を促す。 第 15 回中止犯論について検討する。未遂犯の処罰根拠を踏まえつつ、中止犯の減免根拠について概観した後、その成立要件としての中止行為及び任意性の概念について説明し、理解を促す。 第 16 回共犯論の基礎について検討する。正犯との関係での共犯の位置付けを確認した後、間接正犯概念及び共同正犯規定の意義と解釈について説明し、理解を促す。 第 17 回共犯の処罰根拠について検討する。処罰根拠論について概観した後、それと関連させつつ、いわゆる共犯従属性の議論について説明し、理解を促す。 第 18 回共犯成立の時間的限界に関する諸問題を中心に検討する。犯罪実行の途中から関与した場合（承継的共犯）及び途中から離脱した場合（共犯からの離脱）の法的処理、並びに非身分者が身分犯に関与した場合（共犯と身分）の法的処理について説明し、理解を促す。 第 19 回その他の共犯の諸問題について検討する。共犯者間で認識内容が異なる場合（共犯と錯誤）、不作為により作為犯に関与した場合（不作為と共犯）及び故意なく犯罪に関与した場合（過失の共犯）の法的処理について検討し、理解を促す。 第 20 回罪数論・犯罪競合論について検討する。法条競合を含めた一罪と数罪との区別、観念的競合・牽連犯といった数罪の科刑上の処理及び包括一罪という考え方について説明し、理解を促す。
成績評価方法	質疑応答等の平常点 20%、期末試験 80%。
教科書	講義の際には、事前にレジュメを配布する。 下記の教科書は例示であり、講義においても、他の基本書類を使用することを妨げない。 自習においても、複数の基本書類を何度も読み返すことをお勧めする。 1. 松原芳博『刑法総論』（日本評論社、2013 年） 2. 高橋則夫『刑法総論 第 2 版』（成文堂、2013 年） 3. 今井猛嘉ほか『刑法総論 第 2 版』（有斐閣、2012 年） 4. 西田典之『刑法総論 [第 2 版]』（弘文堂、2010 年） 5. 山口厚『刑法総論 [第 3 版]』（有斐閣、2016 年） 6. 松宮孝明『刑法総論講義 [第 4 版]』（成文堂、2009 年） 7. 井田良『講義刑法学・総論』（有斐閣、2008 年）

参考書	1. 判例集として、 西田典之ほか『判例刑法総論 第6版』(有斐閣、2013年) 2. 判例評釈集として、 成瀬幸典ほか編『判例プラクティス刑法Ⅰ総論』(信山社、2010年) 西田典之ほか編『刑法判例百選Ⅰ総論 [第7版]』(有斐閣、2014年) 3. 判例をより深く学ぶために、 松原芳博編『刑法の判例 総論』(成文堂、2011年) 山口厚『基本判例に学ぶ刑法総論』(成文堂、2010年)
-----	--

授業科目名	刑法 II〔各論〕
科目番号	01NA013
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	木 7,8
担当教員	渡邊 卓也
授業概要	刑法各論の基本論点における最新の重要判例・学説に関する知識・理解を正確に身に付けた上で、時として抽象的であるこれらの議論がいかに現実の問題解決のために寄与しているのかを具体的な事例の学習を通じて理解して貰うことを目標とする。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	刑法各論についての基礎知識の習得と体系的理解を図る。また、関連判例の検討を通じて、事実面に即した具体的な問題解決に必要な法的分析能力や議論能力の前提となる、基礎的能力を育成する。
授業のすすめ方	本講義では、刑法各論について概観する。具体的には、レジュメの記載順序に従って、事例を交えながら刑事法的な論点を紹介し、適宜、質疑応答を行う。
授業計画	第 1 回刑法各論の解釈手法について説明した上で、生命に対する罪について検討する。「人」の概念を概観した後、他殺・自殺それぞれの場合の刑法上の規律と両者の区別について説明し、理解を促す。 第 2 回引き続き生命に対する罪について検討する。「堕胎」の意義及び胎児性致死傷の法的処理について説明し、併せて遺棄罪の構造についての学説対立について整理し、理解を促す。 第 3 回身体に対する罪について検討する。「暴行」概念、「傷害」概念及び両者の関係について概観した後、現場助勢罪や同時傷害の特例等の特殊な規定についても説明し、理解を促す。 第 4 回自由に対する罪について検討する。意思活動の自由及び場所的移動の自由に対する罪の諸類型について概観した後、特に逮捕・監禁罪における重要論点について説明し、理解を促す。 第 5 回引き続き自由に対する罪について検討する。性的自己決定の自由及び住居等に立入を認める自由に対する罪の諸類型について概観し、理解を促す。 第 6 回名誉に対する罪について検討する。「名誉」概念について概観した後、公共の利害に関する特例の意義とその解釈に関する学説対立について説明し、理解を促す。 第 7 回信用・業務に対する罪について検討する。業務概念について概観した後、公務の「業務」性に関する学説対立と判例の展開について説明し、理解を促す。 第 8 回財産犯に共通する問題について検討する。財産犯の分類について概観した後、「財物」・占有・不法領得の意思等の各要件について説明し、理解を促す。 第 9 回狭義の奪取罪について検討する。窃盗罪及び不動産侵奪罪について概観した後、強盗罪の成立要件について、特に強取の構造に重点を置いて説明し、理解を促す。 第 10 回引き続き狭義の奪取罪について検討する。強盗利得罪における「利益」概念について検討した後、事後強盗罪や強盗致死傷罪の構造及びそれらの罪と強盗罪との関係について説明し、理解を促す。 第 11 回交付罪について検討する。詐欺罪における「欺」く行為・錯誤・交付といった一連の要件について説明した上で、特に詐欺利得罪における「利益」概念、「交付」行為及び財産上の損害概念について検討し、理解を促す。

	第 12 回引き続き、交付罪について検討する。電子計算機使用詐欺罪及び恐喝罪について概観した後、前回の検討を踏まえ、交付罪の諸問題について判例の展開を交えながら説明し、理解を促す。 第 13 回横領の罪について検討する。「物」の「他人」性や「横領」の意義に関する諸事例を紹介した上で、その法的処理に関する学説対立及び判例の展開について説明し、理解を促す。 第 14 回背任の罪について検討する。背任罪の罪質に関する学説対立について概観し、個別の成立要件を検討した上で、横領罪との関係についても説明し、理解を促す。 第 15 回盗品関与罪及び毀棄罪について検討する。盗品関与罪及び毀棄罪の保護法益に関する理解の対立とその効果及び各犯罪類型について説明し、理解を促す。 第 16 回放火の罪について検討する。放火罪の保護法益の多元性と、それに伴う各犯罪類型の区別について概観した後、「焼損」・「公共の危険」・現住性といった放火の罪に共通する要件について説明し、理解を促す。 第 17 回偽造の罪について検討する。偽造の罪全体について概観した後、文書偽造罪を素材に、「文書」・偽造といった成立要件の解釈に関する諸事例を紹介した上で、その法的処理に関する学説対立及び判例の展開について説明し、理解を促す。 第 18 回公務の執行を妨害する罪について検討する。特に狭義の公務執行妨害罪について、「職務」の意義や「職務」の適法性といった重要論点について説明し、理解を促す。 第 19 回司法作用に対する罪について検討する。特に犯人蔵匿罪及び証拠隠滅罪について、各々の成立要件を確認した上で、「親族」による犯罪に関する特例に関する議論を共犯論との関係を踏まえながら説明し、理解を促す。 第 20 回汚職の罪について検討する。特に賄賂罪について、その保護法益についての議論を概観した上で、「賄賂」の意義や「職務」関連性といった重要論点について説明し、理解を促す。
成績評価方法	質疑応答等の平常点 20%、期末試験 80%。
教科書	講義の際には、事前にレジュメを配布する。 下記の教科書は例示であり、講義においても、他の基本書類を使用することを妨げない。 自習においても、複数の基本書類を何度も読み返すことをお勧めする。 なお、近時、刑法典の改正が頻繁に行われている。できうる限り新しい基本書類を参照することをお勧めする。 1. 松原芳博『刑法各論』（日本評論社、2016 年） 2. 高橋則夫『刑法各論 [第 2 版]』（成文堂、2014 年） 3. 今井猛嘉ほか『刑法各論 第 2 版』（有斐閣、2013 年） 4. 西田典之『刑法各論 [第 6 版]』（弘文堂、2012 年） 5. 山口厚『刑法各論 [第 2 版]』（有斐閣、2010 年） 6. 松宮孝明『刑法各論講義 [第 4 版]』（成文堂、2016 年）

参考書	1. 判例集として、 西田典之ほか『判例刑法各論 第6版』(有斐閣、2013年) 2. 判例評釈集として、 成瀬幸典ほか編『判例プラクティス刑法II各論』(信山社、2012年) 西田典之ほか編『刑法判例百選II各論[第7版]』(有斐閣、2014年) 3. 判例をより深く学ぶために、 松原芳博編『刑法の判例 各論』(成文堂、2011年) 山口厚『基本判例に学ぶ刑法各論』(成文堂、2011年)
-----	---

授業科目名	民法 III〔債権総論〕
科目番号	01NA015
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	秋 BC 金 7,8
担当教員	白石 友行
授業概要	この授業は、民法の講学上「債権総論」と呼ばれている部分、民法の編別で言えば、第 3 章・債権の第 1 節・総則を対象とする。債権総論に関わる事項の習得及び法的な思考能力の向上を目的としている。この授業では、ほかの民法関連科目、とりわけ、民法 IV-1 と民法 IV-2 との関連に留意しつつ、債権の種類や効力、債権回収等の場面で生ずる問題を中心に説明を行う。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	(1) 債権一般に関わる基本事項を正確に理解すると同時に、契約法・債権法の基本的な仕組み、基礎理論、諸制度を体系的に理解する。 (2) 債権一般に関わる様々な判例・裁判例を正確に理解する。 (3) 日常生活や取引活動の中で起こる様々な事実や紛争の中から法的問題を抽出する能力を身に付ける。債権法に関する法的ルールを使いこなす能力を身に付ける。 (4)ほかの民法関連科目の授業とあわせて、民法全体の基本的な仕組みを理解する。
授業のすすめ方	この授業は、講学上「債権総論」と呼ばれている部分についての基本的な理解を修得することを目的としている。債権に関わる各制度や条文の意味、趣旨、機能、要件、効果等について知識を獲得するだけでなく、債権法・契約法全体について、体系的な理解を確立することが目標である。また、この授業を通じて、単に債権総論に関する基本的な理解を修得するだけに止まらず、民法的な考え方を獲得し、法解釈のための力を向上させ、現実生起する様々な紛争を解決（予防）するための能力を養成することも目指している。 民法 III では、まず、第 1 回と第 2 回の授業で、民法 IV-1 及び民法 IV-2 での授業内容との関連に留意しつつ、債権の種類・内容及びその効力についての基本的なルールを説明する。第 3 回以降の授業においては、原則として民法の編別に従いつつ、債権者代位権および詐害行為取消権、多数当事者の債権・債務、債権及び債務の移転、債権の消滅の問題を順次扱う。これらの領域は、主として、金融取引や債権回収に関わる。そのため、この授業では、可能な限り、訴訟法、執行法、倒産法等との関連にも留意しつつ説明をしていく予定である。なお、現在、民法（債権関係）の改正に向けた作業が進行しており、この授業でも、必要と状況に応じて、民法（債権関係）の改正の動向に触れることにする（下記の「授業計画」は、シラバス執筆の時点までの民法（債権関係）の改正の動向をも踏まえて作成されたものであるが、今後の動向次第によっては、変更の可能性があることを付言しておく）。 授業は、基本的に、担当者が作成した資料に基づき、講義形式で行われる。講義資料については事前に配布するので、受講生は、最低限、この講義資料と教科書の該当部分を熟読して授業に臨むことが求められる。各回の授業は、受講生が十分な予習をしていることを前提に実施される。講義資料には、各回の授業で最低限確認しておくべき内容に関わる課題や、事例へのアプローチの方法を学ぶために詳細な事例問題が付されているので、質疑応答、課題の提出等を通じて知識の定着と法的思考能力の向上を図ってほしい。

授業計画	第 1 回債権の種類・内容 債権全般についての序論的な概観を行った後、債権の種類・内容を扱う。具体的には、民法 IV-1 及び民法 IV-2 の授業の内容と連動させつつ、特定物債権、種類債権、金銭債権、利息債権、選択債権について、民法の基本的なルールを説明する。また、利息債権に関連して、利息の約定についての判例法理と特別法の展開にも言及する。 第 2 回債権の効力、履行の強制 債権の効力を扱う。具体的には、民法 IV-1 及び民法 IV-2 の授業の内容と連動させつつ、債権の基本的な効力を整理し、いわゆる自然債務と責任なき債務の問題を概説する。また、履行の強制について、その意義と体系的な位置付けを確認し、民事執行法のルールにも言及しながら、債務の種類ごとに履行強制の方法を説明する。 第 3 回債権者代位権 I 債権者代位権を扱う。この回の授業では、まず、伝統的な理解に基づき、責任財産とその保全の方法について、債権者平等の原則との関連も踏まえて概観する。その後、債権者代位権の意味と基本構造、要件枠組み、行使の方法を順次説明していく。 第 4 回債権者代位権 II 第 3 回の授業の内容を前提として、この回の授業では、債権者代位権の効果と、いわゆる転用の問題を扱う。まず、効果に関して、判例法理に依拠しつつ、民事訴訟法や民事執行法との関係にも留意しながら、その概要を説明する。次に、いわゆる債権者代位権の転用について、主要な事例を取り上げながら検討していく。 第 5 回詐害行為取消権 I 詐害行為取消権を扱う。この回の授業では、詐害行為取消権の意味、法的性質をめぐる議論に触れた上で、判例法理に依拠しつつ、また、倒産法上の否認権との関係にも留意しながら、詐害行為取消権の要件の基本枠組みを整理する。 第 6 回詐害行為取消権 II 第 5 回の授業の内容を前提として、この回の授業では、詐害行為取消権の行使方法と効果の問題を扱う。 第 7 回多数当事者の債権・債務 I 分割債権・債務、不可分債権・債務、連帯債務 1 まず、多数当事者の債権・債務関係について、民法の構造を概観し、この分野の内容をより良く理解するための視点を設定する。その後、分割債権・債務と不可分債権・債務の基本的なルールを説明する。最後に、連帯債務について、その意味と特質、成立の問題を整理する。 第 8 回多数当事者の債権・債務 II 連帯債務 2 連帯債務の効力を、対外関係、影響関係、内部（求償）関係に分けて説明する。また、いわゆる「不真正連帯債務」についても、通常の連帯債務との異同に留意しながら概説する。 第 9 回多数当事者の債権・債務 III 保証債務 1 保証債務を扱う。この回の授業では、まず、保証債務の意味、機能、性質、類似の制度との異同を概説する。次に、保証債務の成立との関連で、その基本的なルールとそこから生ずる諸問題を説明する。最後に、保証債務の効果のうち、債権者と保証人の関係を扱う。 第 10 回多数当事者の債権・債務 IV 保証債務 2 第 9 回の授業の内容を前提として、この回の授業では、保証債務の効果のうち、主たる債務者と債権者の関係、保証人と主たる債務者の関係を説明する。また、各種の保証、具体的には、連帯保証、共同保証、根保証をめぐる基本的なルールと判例法理にも言及する。
------	---

第 11 回債権譲渡 I

債権譲渡を扱う。この回の授業では、まず、債権譲渡の意味と機能を確認した上で、債権の譲渡性の原則とその制限について概説する。とりわけ、債権譲渡禁止特約の問題が重要なテーマとなる。次に、指名債権譲渡の対抗要件システムの基本構造を説明する。

第 12 回債権譲渡 II

第 11 回の授業の内容を前提として、この回の授業では、指名債権譲渡の対抗要件をめぐる民法上の諸問題を扱う。具体的には、債務者に対する権利行使要件との関連では、債務者による抗弁の対抗と異議を留めない承諾による抗弁の切断が、第三者に対する対抗要件との関連では、債権譲渡の優劣決定基準が重要なテーマとなる。

第 13 回債権譲渡 III

第 11 回及び第 12 回の授業の内容を前提として、この回の授業では、債権譲渡法理の現代的展開を扱う。具体的には、危機対応型の債権譲渡から正常業務型の債権譲渡へという基本的な動向に留意しつつ、集合債権譲渡に関わる判例法理を整理し、対抗要件についての特別法（動産・債権譲渡特例法）の内容を説明していく。

第 14 回債務引受、契約譲渡

債務引受に関しては、免責的債務引受と併存的債務引受という 2 つの類型について、その意味、要件、効果を説明する。また、契約譲渡に関しては、その意味、要件、効果等の一般論を概観し、併せて、各論として、民法 IV-2 で扱った賃貸借契約上の当事者の地位の移転の問題を確認する。

第 15 回債権の消滅 I 弁済 1

債権の消滅原因の 1 つ目として、弁済を扱う。この回の授業では、弁済の意味、弁済の方法（時期、場所、内容、費用）を概観した後、弁済の提供の問題を中心に説明する。また、弁済の提供と関連して、受領遅滞の基本的なルールにも言及する。

第 16 回債権の消滅 II 弁済 2

第 15 回の授業の内容を前提として、この回の授業では、弁済の当事者の問題を扱う。とりわけ、第三者による弁済と債権準占有者に対する弁済が中心的なテーマとなる。後者については、債権準占有者に対する弁済の制度趣旨を確認した上で、その要件と効果、更に、銀行取引の場面を中心とする同制度の適用領域の拡大について、判例法理を中心に説明していく。

第 17 回債権の消滅 III 弁済 3

第 15 回及び第 16 回の授業の内容を前提として、この回の授業では、弁済の効果の問題を扱う。とりわけ、弁済による代位が中心的なテーマとなる。より具体的には、弁済による代位の意味と機能を確認した上で、その要件と効果に関わる基本的なルールを、判例法理と学説の理論的到達点を踏まえながら説明していく。

第 18 回債権の消滅 IV 弁済 4、弁済供託、代物弁済

第 15 回～第 17 回までの授業の内容を前提として、この回の授業では、前 3 回の授業で扱えなかった弁済の問題を整理する。また、代物弁済と弁済供託の基本的なルールも説明する。

第 19 回債権の消滅 V 相殺 1

債権の消滅原因として相殺を扱う。相殺の意味と機能を正確に理解した上で、その要件と効果に関わる基本的なルールを修得することが、この回の授業の目的となる。

第 20 回債権の消滅 VI 相殺 2、更改、免除、混同

第 19 回の授業の内容を前提として、差押えと相殺の関係、債権譲渡と相殺の関係について、判例法理と学説の理論的到達点を踏まえながら検討する。また、そのほかの債権消滅原因として、更改、免除、混同の基本的なルールを説明する。

成績評価方法	学期末に実施する定期試験 (70%)、平常点 (質疑応答・課題への取り組み)(10%)、小テスト (20%)
教科書	担当者が作成した講義資料 (事前に配布する) 内田貴 『民法 III 債権総論・担保物権 (第 3 版)』 (東京大学出版会・2005 年)
参考書	潮見佳男 『プラクティス民法 債権総論 (第 4 版)』 (信山社・2014 年) 中田裕康 『債権総論 (第 3 版)』 (岩波書店・2013 年) など

授業科目名	民法 V〔不法行為・不当利得法〕
科目番号	01NA017
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	秋 BC 土 3,4
担当教員	直井 義典
授業概要	債権各論のうち、事務管理・不当利得・不法行為について講じる。この分野は条分数は少ないが、特に不法行為について民法典起草後の発展には目ざましいものがあり、この分野を理解するためには条文の文言を理解するのみでは足りない面がある。そこで、条文から要件・効果を引き出すことと並んで、民法典起草後の学説の展開ならびに適用領域の拡大を具体的事例に即して検討することも行いたい。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	1. 事務管理・不当利得・不法行為に関する基本的な知識を修得する。 2. 具体的な不法行為事案に対して判例がどのようにして条文を解釈・適用しているのかを理解する。
授業のすすめ方	民法 I と同様に、あらかじめ配布したレジュメならびに教科書の指定箇所を予習してあることを前提に、簡単な事例を検討しながら条文解釈を行っていく。
授業計画	第 1 週不法行為法序説ならびに不法行為の成立要件 (1) 不法行為法の総論として、制度目的ならびに機能について講じた上で、民法典における不法行為規定の構造を説明する。さらに、不法行為の成立要件のうち、故意・過失について、その内容・判断基準に重点を置きながら説明する。 第 2 週不法行為の成立要件 (2) 不法行為の成立要件のうち、権利・利益侵害ならびに損害の発生について説明する。 第 3 週不法行為の成立要件 (3) 不法行為の成立要件のうち、因果関係について説明する。また、責任阻却事由ほかの抗弁事由についても説明する。 第 4 週不法行為の効果 (1) 不法行為のもっとも基本的な効果である損害賠償に関し、その範囲ならびに金銭的評価について説明する。 第 5 週不法行為の効果 (2) 不法行為の効果のうち、過失相殺・特定の救済について説明し、合わせて、損害賠償請求権の消滅時効ならびに請求権競合論について説明する。 第 6 週小テストならびに特殊不法行為法 (1) 特殊不法行為法のうち、使用者責任について説明する。 第 7 週特殊不法行為法 (2) 特殊不法行為法のうち、共同不法行為ならびに工作物責任について説明する。 第 8 週特殊不法行為法 (3)・事務管理 特殊不法行為責任のうち、動物占有者責任ならびに製造物責任について説明する。さらに、事務管理の概要を説明する。 第 9 週不当利得 (1) 不当利得の類型論を紹介し、侵害利得類型ならびに給付利得類型を中心に説明する。 第 10 週不当利得 (2) 転用物訴権ならびに特殊な不当利得について説明する。
成績評価方法	平常点 (講義の際の質疑応答ならびにレポート)10%・小テスト 10%・期末試験 80% で評価する。

教科書	内田貴『民法Ⅱ第3版』(東京大学出版会・平成23年)
参考書	潮見佳男『債権各論Ⅰ第2版』(新世社・平成21年) 潮見佳男『債権各論Ⅱ第2版』(新世社・平成21年) 窪田充見『不法行為法』(有斐閣・平成19年) 中田裕康＝窪田充見編『民法判例百選Ⅱ債権第7版』(有斐閣・平成27年)

授業科目名	民法 VI〔家族法〕
科目番号	01NA020
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	月 7,8
担当教員	早野 俊明
授業概要	夫婦・親子などの家族関係の成立・解消とその効果を定める『親族法』（民法典第 4 編。725 条～881 条）と、人の死から生ずる財産の移転の仕方を定める『相続法』（民法典第 5 編。882 条～1044 条）が、本講義の対象範囲である。親族法・相続法（いわゆる家族法）が直面している問題を射程に入れながら、家族法の現段階（判例・学説・外国法の法状況）を解説し、さらに、目指すべき方向を皆さんと模索したいと考えている。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	家族法の基本的仕組（制度趣旨及び判例・学説）と体系（応用力を含む）の理解を到達目標とする。
授業のすすめ方	予習による教科書及び担当者作成のレジユメの熟読を前提として、講義形式で進める。また、章ごとに復習課題をレポートにより提出してもらう。 家族法の基本制度を概観し、理論状況や問題点を把握させ、課題に対する考え方を深く掘り下げる。判例を多用し、具体的事実関係の下で、家族法がどのように解釈され、各法条がどのように適用されたのか、射程や限界を含めて、知識の定着に努める。時間の制約上、かなりピッチを上げて進めていくので、予習は必須となる。授業では、基礎的知識の確認も質疑応答形式で行う。基礎的知識の定着と創造的・発展的な理解を測るために、復習課題レポートと提出させ、添削及び講評を加える。当該課題レポートも成績評価の対象となるので、未提出・不出来の場合は、不合格となる可能性が高くなる。
授業計画	第 1 週ガイダンス、親族法総説、親族 第 2 週婚姻の成立・効果・解消、婚約・内縁等 第 3 週実親子関係、養親子関係 第 4 週法的親子関係の効力（親権） 第 5 週後見・保佐・補助・扶養 第 6 週相続法総説、相続の意義・根拠、相続人、相続財産の範囲、相続分 第 7 週遺産共有、遺産分割、相続回復請求権 第 8 週相続の承認・放棄、財産分離・相続人の不存在 第 9 週遺言制度、遺贈、遺言執行 第 10 週遺留分制度
成績評価方法	期末定期試験 70%、平常点（授業への貢献度 10%、課題レポート 20%）
教科書	・梶村太一＝岩志和一郎＝大塚正之＝榊原富士子＝棚村政行著『家族法実務講義』（有斐閣、2013 年） ・潮見佳男著『相続法【第 5 版】』（弘文堂、2014 年） ・内田貴＝水野紀子＝大村敦志＝道垣内弘人著『民法判例集 親族・相続』（有斐閣、2014 年）
参考書	・水野紀子＝大村敦志編『民法判例百選 III 親族・相続』（有斐閣、2015 年） ・川井健（良永和隆補訂）著『民法概論 5 親族・相続 補訂版』（有斐閣、2015 年） ・裁判所職員総合研修所監修『親族法相続法講義案【七訂補訂版】』（司法協会、2015 年） ・大村敦志著『民法読解 親族編』（有斐閣、2015 年） ・大村敦志著『新 基本民法 7 家族編』（有斐閣、2014 年） ・大村敦志＝横田光平＝久保野恵美子著『子ども法』（有斐閣、2015 年） ・二宮周平著『家族法【第 4 版】』（新世社、2013 年） ・窪田充見著『家族法【第 2 版】』（有斐閣、2013 年）

授業科目名	憲法 I-1〔人権〕
科目番号	01NA021
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春 AB 土 4,5
担当教員	大石 和彦
授業概要	日本国憲法所定の基本的人権のうち、主に精神的自由権を中心とする部分を素材に、人権編解釈論の基本的な思考法を身につける。特に初学者に対しては、人権分野の学習法（「基本書」や判例を読む際の注意点）についても折に触れつつ指摘する。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	日本国憲法第 3 章所定の基本的人権規定の中でも特に自由権制約の合憲性審査の基本的作法につき、それぞれの規定の歴史的背景や学理的構造、判例による具体化のあり方等を視野に入れつつ理解すること。なお本科目では人権総論、包括的基本権、平等原則、精神的自由権までをカバーし、経済的自由権や、国家による具体化を必要とする抽象的権利については「憲法 I - 2」で扱う。
授業のすすめ方	各回の授業に先立ち授業案内用レジュメを配布する。時間が許す範囲で予習し、どこまでわかったか、どの部分がわからないかを明らかにした上で授業に臨んでいただくと、より効果的であろう。もっとも予習段階で完全に正解に達している必要はない（そうでなければ、授業は無意味であろう）。自分なりに考えてどこまでわかったか、どの部分がわからないかを明らかにしておけば、予習段階では十分である。 授業は基本的に講義形式で行う。
授業計画	第 1 週包括的基本権 ・幸福追求権の保護領域を広く解する説と狭く解する説 ・判例（京都府学連事件、前科照会事件、早稲田大学江沢民氏講演会事件、住基ネット訴訟などを通して見た後、原告勝訴と敗訴を分けたものにつき分析検討する） 第 2 週思想良心の自由 ・日本国憲法における精神的自由権保障の全体構造 ・内心の自由（絶対保障）と外部的行為の自由（相対保障） ・思想良心の自由の保護領域を広く解する説と狭く解する説 ・判例（謝罪広告事件、君が代裁判など） 第 3 週表現の自由（1）—表現の自由の保護領域— ・表現しない自由、他人が発信した表現を受信する権利（知る権利）、意見ではなく単なる事実の伝達（報道）の自由、取材の自由、反論権、表現活動のための便宜を国から提供してもらう権利は「表現の自由」に含まれるか？ ・判例（よど号ハイジャック記事抹消事件、博多駅事件、レベタ法廷メモ事件、石井記者事件、NHK 記者証言拒否事件、サンケイ新聞事件、NHK「生活ほっとモーニング」事件、船橋市図書館事件など） 第 4 週表現の自由（2）—制約の態様と合憲性審査の手法— ・表現内容着目規制と表現内容中立規制 ・「検閲」と事前抑制（札幌税関検査事件、北方ジャーナル事件、「石に泳ぐ魚」事件） 第 5 週前半の補遺 第 6 週信教の自由と政教分離・学問の自由と大学の自治 ・内心の自由（信仰の自由・研究の自由）と外部的行為の自由（宗教活動および宗教的結社の自由・研究発表および教授の自由） ・人権保障と制度的保障 ・信教の自由に関する判例（加持祈祷事件、エホバの証人剣道実技拒否事件、オウム真理教解散命令事件など） ・政教分離に関する判例（津地鎮祭事件、箕面忠魂碑訴訟、大阪地蔵像事件、愛媛玉

	第 8 週人権保障の射程範囲 (1) ・人権保障の人的射程範囲 (天皇、法人、外国人に日本国憲法の人権保障は及ぶか) ・人権保障が及ばない法関係? (かつて「特別権力関係」と呼ばれたものと、その現在) 第 9 週人権保障の射程範囲 (2) ・国による人権侵害ばかりでなく私人による人権侵害 (例えば子供のいじめ) にも憲法が適用されるか? ・個人が個人の権利を侵害するケース (「外国人お断り」事件など) ・組織が所属メンバー (個人) の権利を侵害するケース (三菱樹脂事件、南九州税理士会事件、国労地本事件など) 第 10 週全体の補遺
成績評価方法	期末試験 100%
教科書	芦部信喜 (高橋和之補訂) 『憲法【第六版】』 (岩波書店 2015 年 3 月 5 日) さらに上述 (授業のすすめ方) のとおり、担当教員が用意する授業案内レジュメを配布する。
参考書	長谷部恭男ほか編 『憲法判例百選 I【第 6 版】』 (有斐閣 2013) 渋谷秀樹・赤坂正浩 『憲法 1 人権【第 6 版】』 (有斐閣アルマ 2016 春刊行予定) 野中俊彦ほか 『憲法 I (第 5 版)』 (有斐閣 2012) 小山剛 『「憲法上の権利」の作法 (新版)』 (尚学社 2011)

授業科目名	民法 IV-1〔契約法〕
科目番号	01NA022
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春 AB 金 7,8
担当教員	白石 友行
授業概要	民法 IV-2 とともに、契約法に関する基本的な理解を確立すること、また、法的な思考能力を向上させることを目指して、契約に関わる民法上のルールを中心に説明する。この授業では、契約の成立と内容の局面で生ずる問題を中心に、民法総則、契約総論上のルールを扱う。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	(1) 契約法の基本的な仕組み、基礎理論、諸制度を体系的に理解する。 (2) 契約に関わる様々な判例・裁判例を正確に理解する。 (3) 日常生活や取引活動の中で起こる様々な事実や紛争の中から法的問題を抽出する能力を身に付ける。契約法に関する法的ルールを使いこなす能力を身に付ける。 (4) ほかの民法関連科目の授業とあわせて、民法全体の基本的な仕組みを理解する。
授業のすすめ方	この授業は、民法 IV-2 とともに、契約法に関する基本的な理解を確立することを目的としている。契約に関わる各制度や各条文の意味、趣旨、機能、要件、効果等について知識を獲得するだけでなく、契約法全体について、体系的な理解を確立することが目標である。そこで、この授業では、民法の編別に十分留意しつつ、講学上、民法総則、債権総論、契約総論と呼ばれている分野を対象とし、かつ、契約の成立から消滅に至るまでのプロセスを立体的に理解することができるような構成が採用されている。また、この授業を通じて、単に契約法に関する基本的な理解を修得するだけに止まらず、民法的な考え方を獲得し、法解釈のための力を向上させ、現実に生起する様々な紛争を解決（予防）するための能力を養成することも目指している。 民法 IV-1 では、まず、契約法全体のイメージを持ってもらうために、契約法全体の仕組みを概観し、その基本原則等について総論的な説明を行う。その後、契約のプロセスに沿って、契約の成立、有効要件、当事者、効果帰属要件、内容に関わる諸問題を順次扱っていく（下記の「授業計画」を参照）。なお、現在、民法（債権関係）の改正に向けた作業が進行しており、この授業でも、必要と状況に応じて、民法（債権関係）の改正の動向に触れることにする（下記の「授業計画」は、シラバス執筆の時点までの民法（債権関係）の改正の動向をも踏まえて作成されたものであるが、今後の動向次第によっては、変更の可能性があることを付言しておく）。 授業は、基本的に、担当者が作成した資料に基づき、講義形式で行われる。講義資料については事前に配布するので、受講生は、最低限、この講義資料と教科書の該当部分を熟読して授業に臨むことが求められる。各回の授業は、受講生が十分な予習をしていることを前提に実施される。講義資料には、各回の授業で最低限確認しておくべき内容に関わる課題や、事例へのアプローチの方法を学ぶために詳細な事例問題が付されているので、質疑応答、課題の提出等を通じて知識の定着と法的思考能力の向上を図ってほしい。

授業計画	第 1 回民法総論、契約総論 まず、民法の基本的な仕組み、体系等を概観し、本講義及び民法 IV-2(更に民法 III〔債権総論〕の一部)で扱う内容を明確にする。その後、本講義及び民法 IV-2 で扱う内容について具体的なイメージを喚起するために、契約と「契約法」の一般的構造を、そのプロセスに即して説明する。また、今後の授業で必要となる契約法の基本原則(契約自由、契約の拘束力等)、契約の種類や分類についても検討する。 第 2 回契約の成立 I 契約の成立 契約の成立に関わる基本的なルールを扱う。具体的には、契約の成立の局面で生じる様々な問題の全体像を概観した後、契約成立の基本的なパターンである申込みと承諾の意義と効力、それらの合致による契約の成立、申込みと承諾の合致以外の方法による契約の成立を説明する。 第 3 回契約の成立 II 契約成立前の責任 契約成立前及び契約成立過程で問題となる様々な法的責任を扱う。具体的には、契約無効類型、契約交渉破棄類型、情報提供・説明類型のそれぞれについて、判例法理を概観し、これらの法的責任の背後にある基本的な考え方を、契約の基本原則との関連に留意しながら説明する。 第 4 回契約の有効要件 I 意思表示総論、心裡留保 法律行為と意思表示の総論的な内容及び意思表示各論の 1 つ目として心裡留保を扱う。具体的には、まず、契約の有効要件と関連させながら、民法総則上の法律行為及び意思表示規定の全体像、意思表示に関する基本原理、その生成プロセスを概観する。その後、意思表示各論の 1 つ目として、心裡留保の意義、要件、効果等を説明する。 第 5 回契約の有効要件 II 虚偽表示 1 意思表示各論の 2 つ目として、虚偽表示を扱う。具体的には、虚偽表示の意義、趣旨、機能、要件、効果等についての基本的な説明を行う。 第 6 回契約の有効要件 III 虚偽表示 2 第 5 回の授業の内容を前提として、いわゆる 94 条 2 項の類推適用法理を扱う。具体的には、94 条 2 項類推適用法理の意義と趣旨を概観した後、いくつかの類型に分けて判例法理を整理し、その背後にある基本的な考え方と問題点を検討する。また、ほかの民法関連科目(特に同時履修中の民法 I)との関連に留意しつつ、民法全体の理解をより深める目的で、権利外観法理あるいは表見法理についての一般的な説明も行う。 第 7 回契約の有効要件 IV 錯誤 1 意思表示各論の 3 つ目として、錯誤を扱う。具体的には、錯誤の全体像を概観した後、錯誤の意義と種類、動機の錯誤の扱い、錯誤についての基本的な考え方の対立を説明する。 第 8 回契約の有効要件 V 錯誤 2 第 7 回の授業の内容を前提として、錯誤の要件と効果に関する問題を取り上げる。具体的には、要素の錯誤、表意者の重過失、錯誤の効果、錯誤者の損害賠償責任等を説明する。 第 9 回契約の有効要件 VI 詐欺・強迫 意思表示各論の 4 つ目及び 5 つ目として、詐欺と強迫を扱う。具体的には、詐欺・強迫の意義、趣旨、機能、要件、効果、更に、詐欺・強迫による取消しと第三者の問題等について説明する。 第 10 回契約の有効要件 VII 誤認・困惑 意思表示各論の 6 つ目として、消費者契約法上の誤認・困惑による取消しを扱う。具体的には、まず、消費者契約法全体及び同法における意思表示規定の趣旨を概観した後、誤認(不実表示、断定的判断の提供、不利益事実の不告知)、困惑(不退去、退去妨害)による取消し制度の概要を説明する。
------	---

第 11 回契約の有効要件 VIII 契約の内容に関する有効要件

契約の内容に関わる有効要件を扱う。具体的には、まず、伝統的に法律行為（契約）の有効要件として挙げられてきた 4 要件（確定性、可能性、適法性、社会的妥当性）の概要とその問題を説明する。その後、公序良俗による内容規制と法令による内容規制の 2 点について検討を加えていく。

第 12 回契約の当事者 I 権利能力、意思能力、行為能力総論

契約以外の問題との関連にも留意しつつ、契約当事者としての人の問題を扱う。具体的には、権利能力、意思能力、行為能力について、それぞれの制度の基本的な意味と趣旨、また、行為能力制度の全体像を説明する。更に、それぞれの能力の関係についても検討を行う。

第 13 回契約の当事者 II 行為能力各論 1

制限行為能力者の 1 つ目として、成年後見を扱う。具体的には、制限行為能力者としての成年被後見人、被保佐人、被補助人の行為能力を説明する。その際には、必ずしも行為能力に関わるものとは言えないが、成年後見の全体像をより良く理解するために、家族法上の諸規定や任意後見にも言及することになる。

第 14 回契約の当事者 III 行為能力各論 2

制限行為能力者の 2 つ目として、未成年者を扱う。具体的には、制限行為能力者としての未成年者の行為能力を説明する。その際には、必ずしも行為能力に関わるものとは言えないが、未成年後見の全体像をより良く理解するために、家族法上の諸規定にも言及することになる。また、行為能力と関連して、制限行為能力者の相手方の保護の問題、人一般と関連して、住所、不在者、失踪宣告の問題も扱う。

第 15 回契約の効果帰属要件 I 代理総論

代理制度総論及び有権代理の問題を扱う。具体的には、まず、代理総論として、代理の意味、種類、基本構造、間接代理や使者等の類似制度との関係を説明する。次いで、代理権の発生原因・内容・消滅、代理行為の方法・有効性等について、基本的な構造を明らかにする。

第 16 回契約の効果帰属要件 II 無権代理

無権代理の問題を扱う。具体的には、代理人として行為をした者が代理権を有していなかった場合の規律について、無権代理行為の効果、無権代理人の責任に分けて説明し、併せて、無権代理と相続に関する判例法理と学説上の議論を検討する。

第 17 回契約の効果帰属要件 III 表見代理 1

表見代理の問題を扱う。具体的には、まず、表見代理の意味、基本原理、要件、効果について概要を説明し、次いで、表見代理の 3 類型のうち、代理権授与表示による表見代理の問題を取り上げる。

第 18 回契約の効果帰属要件 IV 表見代理 2

第 17 回の授業の内容を前提として、表見代理の 3 類型のうち、代理権踰越による表見代理、代理権消滅後の表見代理の問題を取り上げる。

第 19 回無効・取消し（補論）

前回までの授業の内容を踏まえて、契約以外の問題との関連にも留意しつつ、無効と取消しについて、それぞれの意味、効果、法律関係、追認等を整理し、理解を深めることを目指す。

第 20 回契約の内容

契約の内容を確定するためのルール、契約における不当条項規制の問題を扱う。具体的には、まず、契約解釈に関する考え方の対立、その様々な手法について、判例・裁判例を用いながら説明する。次に、契約の条項と約款に関する基本的な理解を確立したうえで、消費者契約法にも言及しつつ、不当条項規制のための仕組みを概説する。

成績評価方法	学期末に実施する定期試験 (70%)、平常点 (質疑応答・課題への取り組み)(10%)、小テスト (20%)
教科書	1. 担当者が作成した講義資料 (事前に配布する) 2. 内田貴『民法Ⅰ総則・物権総論 (第4版)』(東京大学出版会・2008年) 3. 内田貴『民法Ⅱ債権各論 (第3版)』(東京大学出版会・2011年) 4. 内田貴『民法Ⅲ債権総論・担保物権 (第3版)』(東京大学出版会・2005年) (この授業の内容は、主として『民法Ⅰ』に関わるが、民法全体をあらかじめ捉えておくことがこの授業の理解にとっても有益であること、また、この授業の後に履修することが予定されている民法Ⅲと民法Ⅳ-2では、『民法Ⅱ』『民法Ⅲ』を使用するため、3冊を教科書として指定しておく)
参考書	1. 佐久間毅『民法の基礎Ⅰ総則 (第3版)』(有斐閣・2008年) 2. 山本敬三『民法講義Ⅰ総則 (第3版)』(有斐閣・2011年) など

授業科目名	民法 IV-2〔契約法〕
科目番号	01NA023
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	金 7,8
担当教員	白石 友行
授業概要	民法 IV-1 とともに、契約法に関する基本的な理解を確立すること、また、法的な思考能力を向上させることを目指して、契約に関わる民法上のルールを中心に説明する。この授業では、契約の効力と不履行の局面、各契約類型で生ずる問題を中心に、契約総論及び各論上のルールを扱う。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	(1) 契約法の基本的な仕組み、基礎理論、諸制度を体系的に理解する。 (2) 契約に関わる様々な判例・裁判例を正確に理解する。 (3) 日常生活や取引活動の中で起こる様々な事実や紛争の中から法的問題を抽出する能力を身に付ける。契約法に関する法的ルールを使いこなす能力を身に付ける。 (4) ほかの民法関連科目の授業とあわせて、民法全体の基本的な仕組みを理解する。
授業のすすめ方	この授業は、民法 IV-1 とともに、契約法に関する基本的な理解を確立することを目的としている。契約に関わる各制度や各条文の意味、趣旨、機能、要件、効果等について知識を獲得するだけでなく、契約法全体について、体系的な理解を確立することが目標である。そこで、この授業では、民法の編別に十分留意しつつ、講学上、民法総則、債権総論、契約総論と呼ばれている分野を対象とし、かつ、契約の成立から消滅に至るまでのプロセスを立体的に理解することができるような構成が採用されている。また、この授業を通じて、単に契約法に関する基本的な理解を修得するだけに止まらず、民法的な考え方を獲得し、法解釈のための力を向上させ、現実に生起する様々な紛争を解決（予防）するための能力を養成することも目指している。 民法 IV-2 では、まず、民法 IV-1 での授業の内容を前提として、かつ、民法 III の授業内容との関連を意識しつつ、契約の効力に関わるルールと、契約が正確に実現されなかった場合のルールを扱う。具体的に言えば、契約の効力については、契約の効力としての履行請求を説明した後、その限界事由、同時履行の抗弁権、危険負担、事情変更等を対象とする。また、契約の不履行については、債務不履行の総論的な説明を行った後、損害賠償と解除の基本的なルールを説明する。民法 IV-1 とあわせて、ここまですべて契約総論の内容である。次に、この授業では、契約各論として、民法が予定する 13 個の契約類型について説明をしていく。特に、売買、賃貸借、請負には重要な問題が多く含まれているので、これらに関しては詳細な検討を行う。なお、現在、民法（債権関係）の改正に向けた作業が進行しており、この授業でも、必要と状況に応じて、民法（債権関係）の改正の動向に触れることにする（下記の「授業計画」は、シラバス執筆の時点までの民法（債権関係）の改正の動向をも踏まえて作成されたものであるが、今後の動向次第によっては、変更の可能性があることを付言しておく）。 授業は、基本的に、担当者が作成した資料に基づき、講義形式で行われる。講義資料については事前に配布するので、受講生は、最低限、この講義資料と教科書の該当部分を熟読して授業に臨むことが求められる。各回の授業は、受講生が十分な予習をしていることを前提に実施される。講義資料には、各回の授業で最低限確認しておくべき内容に関わる課題や、事例へのアプローチの方法を学ぶために詳細な事例問題が付されているので、質疑応答、課題の提出等を通じて知識の定着と法的思考能力の向上を図ってほしい。

授業計画	第 1 回契約の効力 I 履行請求 1 履行請求に関わる問題として、履行請求の意義とその限界、及び同時履行の抗弁権を扱う。具体的には、債権一般との関係に留意しながら、契約から生じた債権の履行請求の意義とその限界（伝統的に履行不能として論じられてきたもの）を説明する。次いで、同時履行の抗弁権について、その意義、機能、要件、効果を検討する。 第 2 回契約の効力 II 履行請求 2 履行請求に関わる問題として、事情変更と危険負担を扱う。具体的には、まず、事情変更の原則について、その意味、趣旨、要件、効果を整理する。次に、危険負担について、その意味と基本的な考え方を概説し、第 6 回及び第 7 回で扱われる契約解除との関係も含め、その存在意義を検討する。 第 3 回契約の不履行 I 債務不履行（総論） 債務不履行の総論的な問題を扱う。具体的には、まず、債権一般との関連にも留意しつつ、債務不履行の意味、類型、その確定方法を概説する。その後、契約を取り巻く様々な債務、とりわけ、安全配慮義務や契約終了後の義務に代表される中心的債務以外の義務群の問題、履行期前の履行拒絶の問題を検討する。 第 4 回契約の不履行 II 損害賠償 1 債務不履行による損害賠償のうち、要件の問題を扱う。具体的には、帰責事由の法的な意義、いわゆる履行補助者の問題、損害の法的な捉え方、損害賠償請求と履行請求との関係等について、判例法理の現状と理論的到達点を踏まえて説明する。 第 5 回契約の不履行 III 損害賠償 2 債務不履行による損害賠償のうち、効果の問題を扱う。具体的には、損害賠償の範囲及び額の確定、損害賠償額の減額、金銭債務の不履行の場合のルール、損害賠償に関する約定等について、判例法理の現状と理論的到達点を踏まえて説明する。 第 6 回第 6 回 契約の不履行 IV 解除 1 契約の解除のうち、その意味と要件の問題を扱う。具体的には、まず、解除の意味、種類、機能等を概観した上で、その要件を、現行法の枠組みに従い、催告解除、定期行為解除、履行不能解除に分けて説明する。その後、付随的債務の不履行や複合契約における一方の契約の不履行等の問題を扱いつつ、判例法理の現状を踏まえ、解除の要件枠組みのあり方を整理する。 第 7 回契約の不履行 V 解除 2 契約の解除のうち、解除権と効果の問題を扱う。具体的には、まず、解除権の行使、不可分性、消滅の問題を説明する。次に、解除の効果の基本的な考え方を整理した上で、民法 V で扱う不当利得との関係にも留意しつつ、原状回復をめぐる様々な問題、解除と第三者に関わる問題を検討する。 第 8 回売買 I 売買を扱う。この回の授業では、売買法の基本構造を整理した後に、売買の成立に関わる諸問題を中心に説明する。とりわけ、予約と手付が中心的なテーマとなる予定である。 第 9 回売買 II 第 8 回の授業の内容を前提として、売買の効力の問題を扱う。この回の授業では、売買契約における当事者の債務を確認した後、売主の契約不適合の責任のうち、瑕疵担保責任を説明する。国際的なルールや学説の理論的到達点等をも踏まえた上で、瑕疵担保責任の法的性質をめぐる従前の議論を整理し、その要件及び効果を説明する。また、民法 IV-1 で扱った錯誤との関係にも言及する。
------	--

第 10 回売買 III

第 8 回及び第 9 回の授業の内容を前提として、売買の効力の問題を扱う。この回の授業では、売主の契約不適合の責任のうち、数量不足・一部滅失の場合、権利の全部が他人に属する場合、権利の一部が他人に属する場合、目的物に他人の権利が付着している場合における担保責任のルールを概説する。

第 11 回売買 IV、贈与

第 8 回~第 10 回の授業の内容を前提として、売買の効力の問題を扱う。この回の授業では、第 9 回及び第 10 回の授業の内容を確認した上で、売主の契約不適合の責任(担保責任)に関する様々なルール(強制競売の場合、免責特約等)を説明する。また、贈与に関する基本的なルールも概観する。

第 12 回消費貸借、使用貸借

消費貸借と使用貸借を扱う。消費貸借については、その基本構造を概観した上で、消費貸借における要物契約性と諾成的消費貸借の問題、準消費貸借等について検討を行う。また、使用貸借については、その基本構造を概観した上で、使用貸借の認定、終了等の問題を説明する予定である。

第 13 回賃貸借 I

賃貸借を扱う。まず、賃貸借の意味、具体例、民法と借地借家法の関係等を説明する。その後、この回の授業では、賃貸借の成立との関連で、成立の際に交付される金銭(敷金、保証金、権利金、礼金等)の性質の問題と、賃貸借の効力との関連で、当事者の債務について民法を中心に説明する。

第 14 回賃貸借 II

第 13 回の授業の内容を前提として、賃貸借の効力の問題を扱う。この回の授業では、まず、借地借家法による権利義務調整の問題(賃料増減額請求、建物・造作買取請求等)を概観する。次に、民法と借地借家法それぞれにおける賃貸借の対抗力の問題を説明する。

第 15 回賃貸借 III

第 13 回及び第 14 回の授業の内容を前提として、賃貸借の効力の問題を扱う。この回の授業では、譲渡・転賃の基本的な構造と、これらをめぐって生ずる様々な法的問題を検討する。

第 16 回賃貸借 IV

第 13 回~第 15 回の授業の内容を前提として、賃貸借の終了の問題を扱う。具体的には、期間満了・解約申入れによる終了と更新の問題、賃貸借契約の解除に関わる問題、賃貸借(借家権)の承継に関する問題が取り上げられる。

第 17 回請負 I

請負を扱う。まず、民法が予定している 4 つの役務提供型契約の性質と異同、その問題等を確認する。その後、請負の意味と効力を説明する。この回の授業では、当事者の基本的な債務を概観した後、下請負の問題、目的物所有権の帰属の問題、目的物の滅失・毀損の問題について検討を行う。

第 18 回請負 II

第 16 回の授業の内容を前提として、請負の効力と終了の問題を扱う。この回の授業では、とりわけ、請負人の契約不適合の責任(担保責任)に関わる基本的なルールを説明するほか、これと関連して、建築請負人の契約外責任について、判例法理の現状を整理する。

	第 19 回委任 委任を扱う。まず、委任の意味、特質、代理との関係等を整理した上で、ほかの契約類型や事務管理との関係にも留意しながら、受任者と委任者の権利義務関係を説明する。また、委任の終了の局面では、任意解除をめぐる議論や当事者死亡の場合における委任契約の取扱いが重要なテーマとなる。 第 20 回組合、和解 組合と和解を扱う。まず、組合については、組合の意味、ほかの団体との異同を説明した後、組合の業務執行、組合の財産関係、組合員の変動、組合の終了について、民法における基本的なルールを説明する。次に、和解については、和解の意味、種類、類似の制度を説明し、その成立と効力について概説する。
成績評価方法	学期末に実施する定期試験 (70%)、平常点 (質疑応答・課題への取り組み)(10%)、小テスト (20%)
教科書	担当者が作成した講義資料 (事前に配布する) 内田貴『民法 II 債権各論 (第 3 版)』(東京大学出版会・2011 年) 内田貴『民法 III 債権総論・担保物権 (第 3 版)』(東京大学出版会・2005 年)
参考書	潮見佳男『プラクティス民法 債権総論 (第 4 版)』(信山社・2014 年) 潮見佳男『債権各論 I 契約法・事務管理・不当利得 (第 2 版)』(新世社・2009 年) 中田裕康『債権総論 (第 3 版)』(岩波書店・2013 年) 山本敬三『民法講義 IV-1 契約』(有斐閣・2005 年) など

授業科目名	民事訴訟法 I
科目番号	01NA024
単位数	3.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	秋 ABC 水 7,8
担当教員	田村 陽子
授業概要	民事紛争の公権的解決手段を定める民事訴訟法に基づき、判決手続全般について講義する。民事紛争を解決するための一連の手続の流れの中で、法律実務家として必要な訴訟手続についての基礎的な理解を得ることを目標とする。訴えの提起から訴訟終了までを具体的な事例に即して説明するとともに、この分野でも重要な役割を果たす判例理論についても検討する。
備考	民事訴訟法は、平成 8 年に大改正があり、現行法はその内容を中心とする。なお、平成 15 年、16 年にも中規模の改正があった。
授業形態	講義
授業の到達目標	民事訴訟の制度的な仕組みを概観したうえで、その手続の基本原則や構造について、それぞれの適用事例を示しながら解説する。第 1 に、民事訴訟法の基礎を学んでもらうこと。第 2 に、2 年次以降に予定されている民事訴訟実務の基礎、民事法演習の受講に必要な技術的知識を獲得すること。これが目標である。
授業のすすめ方	訴えの提起から判決までが主な内容である。上訴・再審、保全手続や強制執行などは簡単に触れる。具体的な設例もなるべく使いながら、質疑応答形式を取り入れた講義を行う。
授業計画	第 1 回民事紛争と民事訴訟 世の中のトラブルや争いがすべて訴訟になるわけではない。「民事」の「訴訟」には、それなりの意味がある。刑事訴訟と民事訴訟の区別、民事訴訟法の目的、裁判制度の構造などに触れる。また参考書等の説明も併せて行う。 第 2 回非訟 訴訟と非訟の区別。非訟における手続保障に触れる。 第 3 回管轄 どの裁判所に訴えを提起すればよいのか（管轄）について学習する。 第 4 回訴訟当事者と確定 誰でも訴訟当事者になれるわけではない。また誰が訴訟当事者なのかよく分からないということもある。講学上、当事者概念と当事者の確定と呼ばれる問題を扱う 第 5 回当事者能力・訴訟能力 訴訟当事者に要求される「能力」として当事者能力と訴訟能力について解説する。権利能力なき社団の扱いにも触れる。 第 6 回当事者適格、訴訟担当 当事者適格という考え方を解説し、訴訟担当、選定当事者の構造を解説する。訴訟担当の一例である任意的訴訟担当を解説し、併せて民法上の組合の扱い、訴訟代理と弁護士法違反の代理活動の判例に触れる。 第 7 回訴訟要件と訴えの利益 訴訟要件と考えられるものを概観し、訴えの利益を検討する。あわせて却下と棄却の区別も説明する 第 8 回三種の訴え 訴えの利益が実際の訴訟でどのように発現してくるかを給付訴訟・確認訴訟・形成訴訟の訴訟 3 類型に照らして検討する。ここでは、将来の給付の訴え、過去の法律関係の確認、形式的形成訴訟などについて検討する。

第9回訴訟上の請求・訴訟物理論

民事訴訟の基本構造をなす「訴え」「請求」という言葉について学習する。訴訟物論の対立について学ぶ。訴訟物とはなにか。訴訟物理論の対立とその背景にある訴訟観を明らかにし、その差異を学ぶ。また、訴えの併合や重複訴訟の禁止についても学ぶ。

第10回訴状提出の効果・処分権主義(1)

訴状とはなにか、訴状提出の効果を概説し、その上で処分権主義とは何かを学習する。

申立主義の中身と一部請求の問題を扱う

第11回処分権主義(2)

この回は、処分権主義のうち一部認容判決、債務不存在確認の問題などを解説する。当事者による訴訟の終了は後半に予定。

第12回口頭弁論とその準備

口頭弁論とは何か、争点整理手続とはなにか、それぞれの手続の特徴について学ぶ。

第13回本案審理の原則

本案審理である口頭弁論の原則には、口頭主義、弁論主義、公開主義、直接主義、双方審尋主義などがあることを学ぶ。

第14回弁論主義

弁論主義の意味・内容、主張責任、主要事実と間接事実の区別を解説する。

第15回自白と釈明権

弁論主義の中身として位置づけられている自白、および弁論主義の補完としての釈明権について学ぶ。

第16回訴訟手続の停止と欠席当事者の扱い

訴訟手続が停止する場合について学ぶ。また、欠席当事者の取り扱いについても学ぶ。

第17回事実認定と証明責任

事実認定の意味、証拠や証明に関する概念、自由心証主義、推定、証明責任の考え方を学ぶ。

第18回証拠方法と文書提出命令

証拠方法の種類、違法収集証拠についての考え方について解説する。書証の扱い(二段の推定の意味)、文書提出命令の制度について学ぶ。

第19回当事者の訴訟行為

訴訟行為と私法行為の関係について学ぶ。

第20回判決の効力—客観的範囲(1)

判決とは何か、判決の効力を概観し、既判力論の中の客観的範囲の問題を解説する。相殺の抗弁に関する例外も取り扱う。

第21回判決の効力—客観的範囲(2)

第20回に引き続き、判決とは何か、判決の効力を概観し、既判力論の中の客観的範囲の問題を解説する。相殺の抗弁に関する例外も取り扱う。

第22回判決の効力—時的限界

判決の効力を判断する前提として基準時の問題を取りあげる。形成権の行使と既判力の効果の問題がよく言及されているが、既判力の作用につき解説する。

第23回判決の効力—主観的範囲(1)

判決の効力としての主観的範囲の問題を扱う。

第24回判決の効力—主観的範囲(2)

第23回に引き続き、判決の効力としての主観的範囲の問題を扱う。反射効理論についても触れる。

	第 25 回判決によらない訴訟の終了 当事者による訴訟の終了である、訴えの取り下げ、認諾、訴訟上の和解を解説する。 第 26 回多数当事者訴訟 1 多数当事者訴訟の取り扱いの基本原則を確認し、固有必要的共同訴訟の問題を解説する。 第 27 回多数当事者訴訟 2 当事者が死亡したり合併したりした場合 (当然承継)、争いの対象の譲渡 (係争物の譲渡) など、社会的な当事者が変動した場合の訴訟上の取り扱いを解説する。中断、引受承継、参加承継など 第 28 回共同訴訟参加・独立当事者参加 既存の訴訟に、関係する第三者が原告・被告どちらにも与しない立場で当事者として参加する制度である。日本独特の制度であるが、沿革に不明な点が多いので、意義・特徴を確認する。 第 29 回訴訟参加 第三者が既存訴訟に参加する場合を概観し、その中でこの回は補助参加についての議論を解説する。参加効と既判力の違い、訴訟告知の効果にも触れる。 第 30 回上訴・再審 判決につき当事者に不服がある場合の対応としての上訴 (控訴・上告、抗告) を扱う。また、判決確定後の例外的な不服申立手段としての再審を扱う。
成績評価方法	期末試験の点を 60%、レポートおよび小テストを併せて 40% とし、総合評価を行う。
教科書	1 教科書は、3 冊使う。 中野貞一郎ほか編著『民事訴訟法講義 [第 3 版]』(有斐閣、2016 年刊行予定)(理論的・網羅的)(ただし、刊行が遅れる可能性あり。間に合わなければ、以下 2 冊を基本とする。) 和田吉宏『基礎からわかる民事訴訟法』(商事法務、2013 年)(判例中心で分かりやすいので、基本書とする) 長谷部由起子ほか『基礎演習 民事訴訟法 [第 2 版]』(弘文堂、2013 年)(解説が良いので、やはり必携。レポートの課題はここから出題予定。) 2 以下のいずれかの判例集を持つこと。(判例の知識は必須) ・別冊ジュリスト『民事訴訟法判例百選 [第 5 版]』(有斐閣、2015 年) ・『判例講義民事訴訟法 [第 2 版]』(悠々社、2016 年) ・『民事訴訟法判例インデックス』(商事法務、2014 年) * 講義には、配布レジュメおよび六法を必ず持参すること。
参考書	三木浩一ほか『LegalQuest 民事訴訟法 [第 2 版]』(有斐閣、2015)(新進気鋭による新しい解説書) 山本弘ほか『民事訴訟法 [第 2 版]』(有斐閣アルマ、2013)(分かりやすかつ判例が網羅的) 伊藤眞『民事訴訟法 [第 4 版]』(有斐閣、2011 年)(詳細で辞書的であるが独自説あり) 伊藤眞＝山本和彦編『民事訴訟法の争点』(有斐閣、2009 年)(学者群による論点解説) 高橋宏志『重点講義民事訴訟法 (上)[第 2 版補訂版]』(有斐閣、2013 年)(詳細な理論体系書) 同『重点講義民事訴訟法 (下)[第 2 版]』(有斐閣、2012 年)(詳細な理論体系書) 藤田広美『解析民事訴訟 [第 2 版]』(東京大学出版会、2013 年)(旧司法試験の問題解説) (松宮孝明＝川嶋四郎編著『レクチャー日本の司法』(法律文化社、2014 年)(入門書))

授業科目名	刑事訴訟法 I
科目番号	01NA025
単位数	3.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	秋 A 土 2,3; 秋 BC 土 2; 夏季休業中 土 2,3
担当教員	岩下 雅充
授業概要	刑事訴訟法 (学) における重要な概念および主要な論点について、つねに刑事手続の全体に目を配りながら説明することで、また、判例・裁判例をとり上げながら具体的に検討することで、刑事訴訟法に関する基本の知識・理論を習得してもらう。
備考	2013 年度の入学者および 2014 年度以後の未修者コース入学者のみ履修可能
授業形態	講義
授業の到達目標	刑事手続の全体像の把握および刑事訴訟法に関する基本の知識・理論の習得
授業のすすめ方	刑事訴訟法 (学) における重要な概念および主要な論点について、つねに刑事手続の全体に目を配りながら説明することで、また、判例・裁判例をとり上げながら具体的に検討することで、刑事訴訟法に関する基本の知識・理論を習得してもらう。その到達目標は、「コア・カリキュラム (共通的な到達目標モデル (第二次案修正案)):刑事訴訟法」に示された項目に関する知見を得ることにある。 この授業は、「刑事訴訟法 II」・「刑事訴訟実務の基礎」・「刑事訴訟法総合演習」に向けての基礎科目と位置づけられる。法学専門教育を受けていない者にとっては知識・理論の基礎固めのために、また、法学専門教育を受けてきた者にとっては理解度の確認と知見の深化のために、この授業が役立つものと考えている。 授業は講義形式ですすめられるが、1 回の授業において扱われるテーマは多岐にわたるため、予習によってそれぞれのテーマの大筋を把握することが不可欠となる。また、講義で理解しきれなかった事項をそのつどの復習によってフォローするということも必要となる。なお、授業では、随時、受講者との間で質疑応答をおこなう。
授業計画	第 1 回刑事手続の概観と刑事訴訟法の基本原理 刑事手続のながれ/刑事訴訟法の歴史/刑事訴訟法の目的およびその構造 第 2 回捜査:総説 捜査の意義・構造/捜査に関与する者/捜査の原理・基本原則 第 3 回被疑者の身体拘束 (1) 逮捕・勾留の意義/逮捕・勾留の要件・手続/逮捕・勾留に対する被疑者の防御 第 4 回被疑者の身体拘束 (2) 現行犯逮捕の限界/再逮捕・再勾留/別件逮捕・別件勾留 第 5 回供述証拠の収集 被疑者の取調べの意義/取調べ受忍義務/余罪の取調べ/参考人の取調べ 第 6 回強制の手段による物的証拠の収集 (1) 搜索・押収に対する要請 (対象の明示)/搜索・差押え、検証、鑑定の意義 /搜索・差押え等の実施/搜索・差押え等に対する被疑者の防御 第 7 回強制の手段による物的証拠の収集 (2) 搜索・差押え等の限界に関する問題/搜索・差押え等にもなう処分の限界 第 8 回特種の強制捜査 体液などの採取 (強制採尿その他)/電磁的記録物の搜索・差押え/通信傍受 (盗聴) 第 9 回任意捜査の限界 強制捜査と任意捜査との区別/撮影・録音/任意取調べ/おとり捜査 など 第 10 回捜査の端緒と捜査の終結 捜査の端緒 (職務質問・所持品検査や自動車検問など)/捜査の終結/起訴後の捜査

第 11 回被疑者の防御

黙秘権/被疑者の弁護人依頼権/被疑者の接見交通権

第 12 回公訴:総説

国家訴追主義・起訴独占主義/起訴便宜主義/不当な起訴・不起訴の防止と是正
/公訴提起の手續/起訴状一本主義(公平な裁判所や予断排除の原則も含めて)

第 13 回公判手續(1)

公判の原則・構造(公開主義・口頭主義・迅速な裁判や当事者主義など)
/公判手續に關与する者/公判手續の進行

第 14 回公判手續(2)

各種の手續(即決裁判手續・略式手續や裁判員の参加による公判手續など)
/公判の準備(証拠開示や公判前整理手續など)

第 15 回審判の対象と訴因(1)

審判の対象に關する考え方/一罪の一部起訴と審判の対象/訴因の特定

第 16 回審判の対象と訴因(2)

訴因の変更:その意義と手續/変更の可否・許否/訴因変更命令/変更の要否

第 17 回実体裁判

裁判の意義・種類/有罪判決の内容(訴因逸脱認定や択一的認定の問題を中心に)
/無罪判決の内容

第 18 回形式裁判と訴訟条件

形式裁判の意義と訴訟条件の機能/訴訟条件と訴因/公訴時効

第 19 回裁判の効力

裁判の確定力/一事不再理の効力(効力の範囲に關する問題を中心に)

第 20 回救済手續

上訴(破棄判決の拘束力や審査の対象を中心に)/再審・非常上告

第 21 回証拠法総説(1)

証拠の意義・種類/証拠能力と証明力/証拠調べの手續

第 22 回証拠法総説(2)

厳格な証明と自由な証明/証明の対象/自由心証主義/挙証責任と推定

第 23 回証拠の関連性

関連性の意義/科学的証拠の許容性(ポリグラフ検査や DNA 鑑定など)
/悪性格の立証

第 24 回伝聞証拠(1)

伝聞法則の意義・根拠(直接主義・証人審問権との關係など)/伝聞と非伝聞

第 25 回伝聞証拠(2)

被告人以外の者の供述録取書・供述書

第 26 回伝聞証拠(3)

被告人の供述録取書・供述書/映像媒体・録音媒体の取り扱い/再伝聞 など

第 27 回伝聞証拠(4)//共同被告人の供述に關する問題

同意書面/証明力を争う証拠//公判廷の内外における共同被告人の供述

第 28 回自白の証拠能力・証明力

自白の意義/自白法則の意義・根拠/排除されるべき自白の類型/自白の補強法則

第 29 回証拠の禁止(1)

違法収集証拠の排除法則:その意義と根拠/違法収集証拠の排除の基準

第 30 回証拠の禁止(2)

違法収集証拠から派生した証拠の排除/不任意自白と違法収集証拠の排除
/権利の侵害と証拠の禁止 など

成績評価方法	成績評価の材料となるのは、(1) 授業期間の終了後に実施する筆記試験 (期末試験) の結果 [76%] と、(2) 提出されたレポートの成果 [24%] である。このうち (2) については、レポートの提出に代えて、授業時間に小テストを実施することがある。
教科書	1. 上口裕『刑事訴訟法 [第 4 版]』(成文堂・2015 年) 2. 井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選 [第 9 版]』(有斐閣・2011 年)
参考書	参考書は、第 1 回の授業で紹介する。 なお、法学専門教育を受けていない者については、下記のいずれかの入門書をあらかじめ通読したうえで受講することが必須となる。 1. 寺崎嘉博＝長沼範良＝田中開『刑事訴訟法 [第 4 版]』(有斐閣・2015 年) 2. 三井誠＝酒巻匡『入門刑事手続法 [第 6 版]』(有斐閣・2014 年)

授業科目名	刑事訴訟法 A
科目番号	01NA026
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	秋 A 土 2,3; 夏季休業中 土 2,3
担当教員	岩下 雅充
授業概要	刑事訴訟法 (学) における重要な概念および主要な論点について、つねに刑事手続の全体に目を配りながら説明することで、また、判例・裁判例をとり上げながら具体的に検討することで、刑事訴訟法に関する基本の知識・理論 (証拠法をのぞいた部分) を習得してもらう。
備考	2012 年度以前の「刑事訴訟法」、2012 年度以前の入学者のみ履修可能
授業形態	講義
授業の到達目標	刑事手続の全体像の把握および刑事訴訟法に関する基本の知識・理論の習得 (証拠法をのぞいた部分)
授業のすすめ方	刑事訴訟法 (学) における重要な概念および主要な論点について、つねに刑事手続の全体に目を配りながら説明することで、また、判例・裁判例をとり上げながら具体的に検討することで、刑事訴訟法に関する基本の知識・理論 (証拠法をのぞいた部分) を習得してもらう。その到達目標は、「コア・カリキュラム (共通的な到達目標モデル (第二次案修正案)): 刑事訴訟法」に示された項目に関する知見を得ることにある。 この授業は、「刑事訴訟法 B」・「刑事訴訟実務の基礎」・「刑事訴訟法総合演習」に向けての基礎科目と位置づけられる。法学専門教育を受けていない者にとっては知識・理論の基礎固めのために、また、法学専門教育を受けてきた者にとっては理解度の確認と知見の深化のために、この授業が役立つものと考えている。 授業は講義形式ですすめられるが、1 回の授業において扱われるテーマは多岐にわたるため、予習によってそれぞれのテーマの大筋を把握することが不可欠となる。また、講義で理解しきれなかった事項をそのつどの復習によってフォローするということも必要となる。なお、授業では、随時、受講者との間で質疑応答をおこなう。
授業計画	第 1 回刑事手続の概観と刑事訴訟法の基本原理 刑事手続のながれ/刑事訴訟法の歴史/刑事訴訟法の目的およびその構造 第 2 回捜査: 総説 捜査の意義・構造/捜査に関与する者/捜査の原理・基本原則 第 3 回被疑者の身体拘束 (1) 逮捕・勾留の意義/逮捕・勾留の要件・手続/逮捕・勾留に対する被疑者の防御 第 4 回被疑者の身体拘束 (2) 現行犯逮捕の限界/再逮捕・再勾留/別件逮捕・別件勾留 第 5 回供述証拠の収集 被疑者の取調べの意義/取調べ受忍義務/余罪の取調べ/参考人の取調べ 第 6 回強制の手段による物的証拠の収集 (1) 搜索・押収に対する要請 (対象の明示)/搜索・差押え、検証、鑑定の意義 /搜索・差押え等の実施/搜索・差押え等に対する被疑者の防御 第 7 回強制の手段による物的証拠の収集 (2) 搜索・差押え等の限界に関する問題/搜索・差押え等にもなう処分の限界 第 8 回特種の強制捜査 体液などの採取 (強制採尿その他)/電磁的記録物の搜索・差押え/通信傍受 (盗聴) 第 9 回任意捜査の限界 強制捜査と任意捜査との区別/撮影・録音/任意取調べ/おとり捜査 など

	第 10 回捜査の端緒と捜査の終結 捜査の端緒 (職務質問・所持品検査や自動車検問など)/捜査の終結/起訴後の捜査 第 11 回被疑者の防御 黙秘権/被疑者の弁護人依頼権/被疑者の接見交通権 第 12 回公訴:総説 国家訴追主義・起訴独占主義/起訴便宜主義/不当な起訴・不起訴の防止と是正 /公訴提起の手續/起訴状一本主義 (公平な裁判所や予断排除の原則も含めて) 第 13 回公判手續 (1) 公判の原則・構造 (公開主義・口頭主義・迅速な裁判や当事者主義など) /公判手續に關与する者/公判手續の進行 第 14 回公判手續 (2) 各種の手續 (即決裁判手續・略式手續や裁判員の参加による公判手續など) /公判の準備 (証拠開示や公判前整理手續など) 第 15 回審判の対象と訴因 (1) 審判の対象に關する考え方/一罪の一部起訴と審判の対象/訴因の特定 第 16 回審判の対象と訴因 (2) 訴因の変更:その意義と手續/変更の可否・許否/訴因変更命令/変更の要否 第 17 回実体裁判 裁判の意義・種類/有罪判決の内容 (訴因逸脱認定や択一的認定の問題を中心に) /無罪判決の内容 第 18 回形式裁判と訴訟条件 形式裁判の意義と訴訟条件の機能/訴訟条件と訴因/公訴時効 第 19 回裁判の効力 裁判の確定力/一事不再理の効力 (効力の範圍に關する問題を中心に) 第 20 回救済手續 上訴 (破棄判決の拘束力や審査の対象を中心に)/再審・非常上告
成績評価方法	成績評価の材料となるのは、(1) 授業期間の終了後に実施する筆記試験 (期末試験) の結果 [80%] と、(2) 提出されたレポートの成果 [20%] である。このうち (2) については、レポートの提出に代えて、授業時間に小テストを実施することがある。
教科書	1. 上口裕『刑事訴訟法 [第 4 版]』(成文堂・2015 年) 2. 井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選 [第 9 版]』(有斐閣・2011 年)
参考書	参考書は、第 1 回の授業で紹介する。 なお、法学専門教育を受けていない者については、下記のいずれかの入門書をあらかじめ通読したうえで受講することが必須となる。 1. 寺崎嘉博＝長沼範良＝田中開『刑事訴訟法 [第 4 版]』(有斐閣・2015 年) 2. 三井誠＝酒巻匡『入門刑事手続法 [第 6 版]』(有斐閣・2014 年)

授業科目名	憲法 I-2〔人権〕
科目番号	01NA063
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 C 火 7,8; 春 C 夏季休業中 土 4
担当教員	大石 和彦
授業概要	「憲法 I-1」に引き続き憲法人権編部分の解釈論につき学んでゆくが、基本書に書いてあることや判例を「覚える」レベルの単なる続きではなく、それらを駆使し、具体的な人権制約事例をいかに解決するかという課題へと進む。そのため、教員からの情報提供を中心とする「憲法 I - 1」とは異なり、事例問題演習の形となる。また内容的にも、「憲法 I - 1」で取り上げた自由権とは異なり、憲法段階では(法令による具体化を待たないと)輪郭のはっきりしない、いわゆる国家制度依存的な権利をめぐり、立法裁量をどの程度尊重するべきか、立法裁量を尊重しつつも、それを統制する手法としていかなるものがあるかといった問題へと進んでいく。
備考	
授業形態	演習
授業の到達目標	日本国憲法第 3 章所定の基本的人権規定の規範的意味につき、その歴史的背景や学理的構造、判例による具体化のあり方等を視野に入れつつ理解すること。1 年次科目「憲法 I-1」では精神的自由権までを扱ったが、本科目においては経済的自由権、適正手続、国務請求権、社会権、参政権が扱われる。 なお、本科目は「憲法 I - 1」の単なる“続き”であるにとどまらず、基礎的事項を「覚える」ことから、「覚えた」こと具体的事例の解決のためどう「使う」か、という課題へとシフトするため、教員からの情報提供を中心とする「憲法 I - 1」とは異なり、事例問題演習という形へと授業方法が変わることについても、予め含み置きいただきたい。また内容的にも、「憲法 I - 1」で取り上げた自由権とは異なり、憲法段階では(法令による具体化を待たないと)輪郭のはっきりしない(「抽象的」な)、いわゆる国家制度依存的な権利をめぐり、立法裁量をどの程度尊重するべきか、立法裁量を尊重しつつも、それを統制する手法としていかなるものがあるかといった、より展開発展的な段階へと進んでいくことになる。
授業のすすめ方	各項目の事前配布授業案内レジュメ冒頭、まずは具体的な事例がかかげられている。その後、担当教員の説明や、関連判例が添付されている。履修者は、後者をヒントにしつつ、各自事例問題の答案とまではいかずとも、答案構成くらいは頭の中に用意して、各項目の授業に臨んでいただきたい。もっとも予習段階で完全に正解に達している必要はない(そうでなければ、授業は無意味であろう)。自分なりに考えてどこまでわかったか、どの部分がわからないかを明らかにしておけば、予習段階では十分である(というか、その作業をやっておくのとししないのでは、理解の定着度が格段に違ってくるであろう)。
授業計画	第 1 週営業の自由 ・薬事法判決の内部構造の理解(立法裁量の広狭を左右する要因、手段審査段階で何をどのように検討しているか) ・百選 6 版で新たに「司法書士法事件」が掲載されたことの意味(同じ消極目的規制なのに、なぜ薬事法判決と異なり合憲なのか?)

	第 2 週火曜 営業の自由 (2) ・事例問題演習 第 2 週土曜～第 3 週火曜 財産権 (1) ・森林法判決はじめ、積極目的・消極目的二分論に言及していないこと ・森林法判決の内部構造の理解 (そこで用いられた審査基準は? 手段審査段階で何をどのように検討しているか) ・インサイダー取引規制に関する平成 14 年証券取引法事件以降の判例 (森林法判決に決して触れない) ・財産権の事後変更と昭和 53 年判決 第 3 週土曜 財産権 (2) ・損失補償 第 4 週火曜 財産権 (3) ・事例問題演習 第 4 週土曜～第 5 週火曜 後国家的権利の論じ方 (1) ・前国家的権利である自由権 (を制約する立法) と後国家的権利 (を具体化する立法) の対照性 ・立法裁量論 (自由権制約をめぐる憲法適合性審査手法との違い) ・立法裁量統制手法 ・判例 (投票価値の較差是正訴訟、堀木訴訟など) 第 5 週土曜 後国家的権利の論じ方 (2) ・後国家的権利具体化法であるにもかかわらず、立法裁量尊重型ではなく、自由権制約ケースに近い議論パターンを用いた判例 (在外国民選挙権訴訟、郵便法違憲判決) につき検討した後、立法裁量尊重型の議論パターンを適用すべきケースと、そうでないケースの判別法を考える。 第 6 週後国家的権利の論じ方 (3) ・事例問題演習 1 第 7 週後国家的権利の論じ方 (4) ・事例問題演習 2 第 8 週人身の自由 ・憲法 31 条、35 条、38 条 1 項は、明らかに刑事手続を念頭に置いた規定であるが、これらの規定が行政手続にも適用されるか (成田新法事件、川崎民商事件) ・人身の自由分野の「憲法判例」は、国家による人権に対する制約があったことを前提に、それ (国家による人権に対する制約) が合憲かどうかを判断しているのであるうか? そうでないとすれば、それらの判例は一体何を判断しているのであるうか? 第 9 週裁判を受ける権利 ・裁判を受ける権利に関する最高裁判例を理解する 第 10 週補遺
成績評価方法	学期末定期試験の得点 100%。
教科書	1. 芦部信喜 (高橋和之補訂) 『憲法【第六版】』 (岩波書店 2015 年 3 月 5 日) さらに上述 (授業のすすめ方) のとおり、担当教員が用意する授業案内レジュメを配布する。
参考書	1. 長谷部恭男ほか編 『憲法判例百選 I, II【第 6 版】』 (有斐閣 2013) 2. 渋谷秀樹・赤坂正浩 『憲法 1 人権【第 6 版】』 (有斐閣アルマ 2016 春刊行予定) 3. 野中俊彦ほか 『憲法 I (第 5 版)』 (有斐閣 2012) 4. 小山剛 『「憲法上の権利」の作法 (新版)』 (尚学社 2011)

授業科目名	憲法 III〔憲法訴訟〕
科目番号	01NA064
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋 BC 土 3,4
担当教員	大石 和彦
授業概要	法学未修者については 1 年次に、また法学既修者については当法科大学院入学前に、憲法 (特に人権部分) に関する概論的知識の「インプット」段階の学修を一応一巡していることを前提として、具体的事案 (判例または架空事案) を素材としながら、憲法訴訟論上の諸論点について取り上げる。
備考	
授業形態	演習
授業の到達目標	最高裁判例を主たる素材として、憲法訴訟論につき理解を深める。
授業のすすめ方	各単元の授業に先立ち、履修者に、検討対象判例、例題その他質問事項をかかげた授業案内レジュメを配布する。履修者は、例題や質問事項につき、答案とまではいかずとも、答案構成くらいは頭の中に用意して、授業に臨んでいただければ効果的であろう。もっとも予習段階で完全に正解に達している必要はない (そうでなければ、授業は無意味であろう)。自分なりに考えてどこまでわかったか、どの部分がわからないかを明らかにしておけば、予習段階では十分である (というか、その作業をやっておくのとしないのとでは、理解の定着度が格段に違って来るであろう)。
授業計画	第 1 週司法権の概念とその限界—総説 ・ 法律上の争訟 ・ 客観訴訟 ・ 司法権の限界 第 2 週司法権の概念とその限界—各論 ・ 部分社会 (政党、宗教団体、地方議会、大学) ・ 統治行為 第 3 週付随的審査制 ・ 客観訴訟における憲法判断 (津地鎮祭事件、愛媛玉串訴訟、空知太神社事件、沖縄代理署名訴訟など) は「司法権」の行使に付随したものといえるか? ・ 憲法判断回避原則 (恵庭事件) と傍論における憲法判断 (八幡製鉄政治献金事件、皇居前広場事件、朝日訴訟など) 第 4 週法令に対する一適用違憲判断 ・ 猿払事件第 1 審を参照しつつ検討する。 第 5 週法令に対する部分違憲判断 ・ 郵便法違憲判決、国籍法違憲判決などを参照しつつ検討する。 第 6 週処分審査 ・ 謝罪広告事件、北方ジャーナル事件、「石に泳ぐ魚」事件、立川テント村事件などを参照しつつ、法令そのものを違憲審査対象とすべきケースと、法令の合憲性を前提に、それを根拠になされた個別具体的適用行為 (憲法 81 条にいう「処分」) を違憲審査対象とすべきケースの見分け方につき検討する。 第 7 週立法行為に対する国賠違法判断 ・ 在宅投票制度廃止訴訟、在外国民選挙権訴訟のそれぞれ上告審判決の構造を理解し、その応用法につき検討する。

	第 8 週過剰包摂 (過大包含) ・ 漠然不明確性または過度の広汎性による文面無効判断 ・ 合憲限定解釈 ・ 都教組事件、札幌税関検査事件、泉佐野市民会館事件、堀越判決などの判例を参照する。 第 9 週過少包摂 (過小包含) ・ 実は人権問題の中には、過大包摂、すなわち不利益的规定の射程の“ 広過ぎ ”の問題のみならず (授益的规定の射程の) “ 狭過ぎ ”の問題もあります。後者が問題となった実例として「国籍法違憲判決」を取り上げ、同判決の内在的論理構造の理解を目指します。 第 10 週憲法上の争点の主張適格 ・ 第 3 者の権利の主張適格 (第 3 者所有物没収事件) など
成績評価方法	期末試験 100%
教科書	上述 (授業のすすめ方) のとおり、担当教員が用意する事例演習教材を配布する。
参考書	このうちいずれかを読まないで本科目の履修上致命的支障を来す、というわけでは決していないが、本科目を履修する段階の法科大学院生に広く読まれていると思われるものとして以下に例をあげておく (公刊年順)。 1. 小山剛『『憲法上の権利』の作法 (新版)』(尚学社 2011)ISBN-10: 4860310888 2. 木村草太「憲法の急所—権利論を組み立てる」(羽鳥書店 2011)ISBN-10: 4904702263 3. 曾我部真裕 (他)「憲法論点教室」(日本評論社 2012)ISBN-10: 4535518416 4. 木下智史 (他)「事例研究 憲法 (第 2 版)」(日本評論社 2013)ISBN-10: 4535519447 5. 穴戸常寿「憲法 解釈論の応用と展開 (第 2 版)」(日本評論社 2014)ISBN-10: 4535520462

授業科目名	行政法 III-1
科目番号	01NA065
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春 A 水 7,8
担当教員	日野 辰哉
授業概要	あらかじめ提示された具体的事案に含まれる行政法総論上の論点を取りだし、柔軟性のある法的解決に向けた議論をおこなうことで、行政法についての受講生の理解がより深まることを目指したい。なお、本演習は行政法 I で扱えなかった事例の解説という側面も有している。
備考	
授業形態	演習
授業の到達目標	・本演習によって、講義科目で獲得した知見を前提として、行政法総論の理解をより深める。重要（とされる）判例を主たる素材として、個別行政実体法の理解にまで視野を広げた演習を行いたい。 ・次に受講が予定されている演習科目（行政法 III-2）、更には、行政法総合演習にスムーズに移行することを目的として、本講義を通じて、行政法総論の知見を高めてもらう。
授業のすすめ方	・演習は事前に示された事例問題を受講生が検討していることを前提としてすすめられ、行政法（総論・救済法双方を含む）に関する基本的知識が確認されるだけでなく、特定の論点に対する法的アプローチのあり方についての検討が行われる。 ・講義よりも質疑応答の比重は高まる。
授業計画	第 1 週第 1 回 行政契約論 第 2 回 行政調査論・実効性確保手段論 第 2 週第 3 回 行政指導論 第 4 回 情報公開 第 3 週第 5 回 行政行為論 (1) 第 6 回 行政行為論 (2) 第 4 週第 7 回 行政行為論 (3) 第 8 回 行政行為論 (4) 第 5 週第 9 回 行政基準論 (1) 条例論を含む 第 10 回 行政基準論 (2)
成績評価方法	・成績評価は期末試験の成績 (100%) をもとに行われる。 ・評価項目はおもに (1) 論点の適確な把握、(2) 適切な当てはめがなされているか、(3) 論理的記述力、(4) 行政法の専門知識・判例の正確な理解、となる。
教科書	1. 櫻井敬子＝橋本博之『行政法 第 5 版』（2015・公刊予定） 2. 稲葉馨＝下井康史＝中原茂樹＝野呂充編『ケースブック行政法 第 5 版』（2014）
参考書	1. 宇賀克也＝交告尚史＝山本隆司編『行政判例百選 I 第 6 版』（2012）、同『行政判例百選 II 第 6 版』（2012） 2. 大貫裕之＝土田伸也『行政法 事例解析の作法 第 2 版』（2015・公刊予定） 3. 曾和俊文＝金子正史編著『事例研究 行政法 第 2 版』（2011） 4. 岡田正則＝榊原秀訓＝本多滝夫編『判例から考える行政救済法』（2014） 5. 山本隆司『判例から探求する行政法』（2012）

授業科目名	行政法 III-2
科目番号	01NA066
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春 B 水 7,8
担当教員	日野 辰哉
授業概要	本演習は、あらかじめ提示された具体的事案に含まれる行政救済上の論点を自らとりだし、柔軟性のある法的解決に向けた（演習での）議論をおこなうことで、行政法についての受講生の理解がより深まることを狙いとしている。すなわち、行政救済法に関していえば次のことを意味する。公益実現に公的主体のみならず、いわゆる私人も関与するに至り（公私協働）、また、公益実現のための手法も多様化されている現代社会が抱える課題の少なくない部分は、行政救済法の平面に集約される。そこでの課題を自ら解きほぐし、適切な対応を見出すことが一定程度できるようになること、これが目指される。なお、本演習は行政法 II で扱えなかった事例の解説という側面も有している。
備考	
授業形態	演習
授業の到達目標	・本演習を通じて、講義科目（行政法 I・II）および演習科目（行政法 III-1）で獲得した知見を前提として、行政救済法の理解をより深める。重要（とされる）判例を素材として個別行政実体法の理解にまで視野を広げた演習を行いたい。 ・次に受講が予定されている行政法総合演習にスムーズに移行することを目的として、本講義を通じて、行政救済法の知見を高めてもらう。
授業のすすめ方	・演習は事前に示された事例問題を受講生が検討していることを前提としてすすめられ、行政法 III-1 と同じく、行政法に関する基本的知識が確認され、さらに、特定の論点に対する法的アプローチのあり方についての検討が行われる。 ・演習科目であるため、当然に講義よりも質疑応答の比重は高まる。
授業計画	第 1 週第 1 回 国賠 1 条責任 (1) 第 2 回 国賠 1 条責任 (2)/国賠 2 条責任 (1) 第 2 週第 3 回 国賠 2 条責任 (2)/損失補償責任 (1) 第 4 回 損失補償責任 (2)/訴訟要件論 (1) 第 3 週第 5 回 訴訟要件論 (2) 第 6 回 訴訟要件論 (3) 第 4 週第 7 回 訴訟要件論 (4), 取消訴訟における審理および判決 第 8 回 前回の継続部分, 仮の救済 第 5 週第 9 回 実質的当事者訴訟（確認訴訟）の訴訟要件論, 住民訴訟 第 10 回 訴訟類型の選択など
成績評価方法	・成績評価は期末試験の成績 (100%) をもとに行われる。 ・評価項目はおもに (1) 論点の適確な把握,(2) 適切な当てはめがなされているか ,(3) 論理的記述力, (4) 行政法の専門知識・判例の正確な理解 , となる。
教科書	1. 櫻井敬子＝橋本博之『行政法 第 5 版』（2015・公刊予定） 2. 稲葉馨＝下井康史＝中原茂樹＝野呂充編『ケースブック行政法 第 5 版』（2014）
参考書	1. 神橋一彦『行政救済法』（2012） 2. 宇賀克也＝交告尚史＝山本隆司編『行政判例百選 II 第 6 版』（2012）, 同編『行政判例百選 I 第 6 版』（2012） 3. 大貫裕之＝土田伸也『行政法 事例解析の作法 第 2 版』（2015・公刊予定） 4. 曾和俊文＝金子正史編著『事例研究 行政法 第 2 版』（2011） 5. 岡田正則＝榊原秀訓＝本多滝夫編『判例から考える行政救済法』（2014） 6. 山本隆司『判例から探求する行政法』（2012）

授業科目名	民法 VII
科目番号	01NA067
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 AB 金 7,8
担当教員	直井 義典, 新井 剛
授業概要	民法 (財産法) の主要な論点について, 具体的な事例及びこれに関する設問を提示し, 授業では 設問及びこれに関連した質問に対する答えを求める。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	本授業は、2 名の研究者教員がそれぞれ隔週で担当する授業であり、その範囲は民法のうち財産法の 全範囲に及ぶ。 (直井担当) の授業では、1 年次に学習した民法総則ならびに債権総論に関する知識を確認し、 判例等にあらわれた具体的な事案に対してそれらの知識がどのように応用されるのかを 検討・議論することを通じて、自己の見解を論理的に展開する能力を養う。 (新井担当) の授業では、1 年次に学習した債権各論および担保法に関する知識を確認し、 かつ深める目的で、具体的な事例ないし設問において何が問われているのかを的確に把握し、 それに対し、性急に結論を求めるのではなく、まずは、どのような考え方を採ることができるのか、多様な側面からのアプローチを試み、その中から最も望ましいと思われる考え方を論理的に展開する力を養う。
授業のすすめ方	(直井担当) の授業では、民法総則ならびに債権総論の分野を対象に、判例等にあらわれた具体的事例に関する 報告に基づき、そこに見られる法的課題に関して双方向的授業を実施する。報告者には判例の事案・問題点等に関する詳細な 報告メモを作成の上で、それ以外の参加者には予習として設問に対する答えについての簡単なメモを作成の上で、 授業に出席し討論に参加することが求められる。 (新井担当) の授業では、主として債権各論および担保法の分野を対象に、具体的事例に基づいて、 その内容を詳しく検討していく。各回のテーマについては、報告担当者を決め、その者の報告に基づいて、質疑応答をし、最後に担当教員から解説を施すことにする。 授業内容と方法の詳細については、各教員担当の初回に具体的に説明することにした。 注) 本科目のシラバス上の「授業形態」には「講義」と表示されますが、本科目の実質内容は「演習」です。

授業計画	第1週「虚偽表示と94条2項類推適用」、「錯誤・詐欺・強迫と情報提供義務」担当:直井義典 第2週「契約締結の交渉から成立まで」、「契約の相対的効力」担当:新井剛 第3週「代理権の不当な行使」、「無権代理・表見代理と相続」担当:直井義典 第4週「特定物売買における危険負担」、「契約解除の要件・効果」、「手付」担当:新井剛 第5週「債権者代位権とその転用」、「詐害行為取消権(1)」、「詐害行為取消権(2)」担当:直井義典 第6週「瑕疵担保責任」、「賃貸人の交替」、「転貸借」担当:新井剛 第7週「債権譲渡と対抗要件」、「異議を留めない承諾」担当:直井義典 第8週「請負契約における所有権帰属」、「抵当権に基づく妨害排除請求・明渡請求」、「法定地上権と一括競売」担当:新井剛 第9週「相殺」、「準占有者に対する弁済・相殺」担当:直井義典 第10週「譲渡担保」、「集合動産譲渡担保と動産売買先取特権」、「保証」担当:新井剛
成績評価方法	期末試験の結果及び授業における議論や参加態度を総合して評価する。評価基準は筆記試験を80%、授業での参加態度(平常点)を20%とする。
教科書	(直井担当部分) 鎌田薫・加藤新太郎・須藤典明・中田裕康・三木浩一・大村敦志『民法Ⅰ〔第2版〕—総則・物権』(日本評論社、2010年)、 鎌田薫・加藤新太郎・須藤典明・中田裕康・三木浩一・大村敦志『民法Ⅱ〔第2版〕—担保物権・債権総論』(日本評論社、2010年)を教科書として使用する。 (新井担当部分) 鎌田薫・加藤新太郎・須藤典明・中田裕康・三木浩一・大村敦志『民法Ⅱ〔第2版〕—担保物権・債権総論』(日本評論社、2010年)、 鎌田薫・加藤新太郎・須藤典明・中田裕康・三木浩一・大村敦志『民法Ⅲ〔第2版〕—債権各論』(日本評論社、2010年)を教科書として使用する。
参考書	適宜指示する。

授業科目名	商法 III
科目番号	01NA068
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋 BC 水 7,8
担当教員	佐藤 丈文, 弥永 真生
授業概要	主として、会社法の重要問題または各種論点につき、その意義、内容、関連性を正確に理解し、各種論点の対立点、会社法の特徴、今日的課題を正しく把握することを目的とする。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	主として、会社法の重要問題または各種論点につき、その意義、内容、関連性を正確に理解し、各種論点の対立点、会社法の特徴、今日的課題を正しく把握することを目的とする。
授業のすすめ方	事前に各授業日に行う内容に関係する演習問題を指定し、受講者がこれらを検討し、これらに関連する(受講者自らが検索し、発見した)文献及び判例等を予習したものととして授業を進める。 会社法に関する演習問題について、質疑応答を行う(ソクラテスメソッドによる)。 (注) 本科目のシラバス上の「授業形態」には「講義」と表示されますが、本科目の実質内容は「演習」です。
授業計画	[秋 B:佐藤担当] 以下の演習問題を取り上げる予定である。 第 1 回株主総会(株主の権利行使を含む。)に関する演習問題 第 2 回取締役及び取締役会に関する演習問題 第 3 回監査役及び役員の責任に関する演習問題 第 4 回株式・新株予約権の発行に関する演習問題 第 5 回組織再編(敵対的買収防衛を含む。)に関する演習問題 [秋 C:弥永担当] 5 つの演習問題を取り上げる予定である。 問題 1 組織再編行為等 問題 2 募集株式の発行等 問題 3 少数株主の締め出し・MBO 問題 4 親子会社 問題 5 取締役の行為
成績評価方法	期末試験だけではなく、授業中に小試験を行った場合またはレポートを提出してもらった場合には、それらの内容、授業への参加態度、発表内容など平常点を総合的に評価する。評価基準は、筆記試験(小試験を含む)70%、講義時間中の問答等 30% とする(2 人の担当者による評価の単純平均点に基づくものとする)。なお、法曹専攻のルール上、一定割合以上の出席が単位取得のために必要とされるが、単なる出席が点数に加算されることはない。
教科書	[弥永担当] 特に指定しない。しかし、演習問題でとりあげるテーマにふさわしいテキストを持参した方が回答に困ったときに役立つ可能性が高い [佐藤担当] 特に指定しないが、演習問題において、最低限、予習が必要な教科書等の文献や判例等を指示する場合がある。

参考書	江頭憲治郎著「株式会社法」(第6版)有斐閣 商法Ⅰで各自が使用したテキスト。 判例百選なども役立つかもしれない。
-----	--

授業科目名	民事訴訟法 II
科目番号	01NA069
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋 A 火 7,8; 秋 B 木 7,8
担当教員	北 秀昭, 田村 陽子
授業概要	具体的事例について設問を提示し、民事訴訟法の主要な概念や論点について理解を深め、具体的事例を分析し解決する能力を養うことをねらいとする。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	本授業は、後記『授業計画』に記載した民事訴訟法の主要な概念や問題点について、受講生が事前に教官から配布された資料を基に予習し、双方向の授業での討論に積極的に参加すること等によって、具体的事例を分析して法律実務家として必要な法的思考力や実務処理能力を養いつつ、その概念や問題点についての理解を深め、体得できるようになることを到達目標とする。
授業のすすめ方	民事訴訟法の主要な論点について、判例や文献を資料として示したうえで、具体的な事例及び設問を提示し、これについて教官と受講生、あるいは受講生間で討論を行う。 受講生には、予習として質問に対する答えについて簡単なメモを作成するよう求める。授業の討論の結果形成された受講生それぞれの答えについてもメモを作成するよう求める。(但し、メモの提出は求めない) メモ作成や討論は、事例を分析しその法的論点について自分の考えを深め、上記の法的思考力や実務処理能力を身につけるため有効と考えられる。 注) 本科目のシラバス上の「授業形態」には「講義」と表示されますが、本科目の実質内容は「演習」です。
授業計画	秋学期 A 田村担当分 第 1 回 [当事者の確定・変更]:民事訴訟における当事者の確定に関する基礎的理解をし、氏名冒用訴訟、死者名義訴訟等の具体的ケースに基づいて、判決の効力、救済方法などを検討する。 [集団訴訟]:権利能力なき社団、マンション管理組合等の具体的事例に基づいて当事者能力を学習し、選定当事者、訴訟担当者等、当事者に関する基礎的な問題にも及ぶ。 第 2 回 [訴えの利益]:遺言無効確認の訴えを参考にしながら、訴えの利益の訴訟法上の意義を学習し、更に訴訟要件一般に発展させて訴訟判決・本案判決の違い、訴訟要件の審理方法、却下判決の効力などを検討する。 [裁判所の訴訟指揮権]:釈明権、釈明義務と弁論主義との関係、民事訴訟における訴訟指揮の在り方を検討し、釈明義務違反と上告又は上告受理の関係についても考えることにする。 第 3 回 [口頭弁論の準備]:損害賠償のケースを用いて争点整理(弁論準備手続)の目的、進め方、手続終結の効力、計画審理の在り方などを検討する。 [立証活動]:株主代表訴訟の事例をもとに、文書送付嘱託、調査嘱託、文書提出命令等の証拠手続を学習する。弁論主義と当事者の立証活動の関係についても検討する。 第 4 回 [訴訟上の和解]:訴訟上の和解の効力、和解によって訴訟が終了した後に和解に無効原因や解除原因が存在するときの救済方法、和解成立後の事情変更に対する対応などを検討する。 [定期金賠償と鑑定]:定期金賠償と一時金賠償方式のメリット・デメリット、定期金賠償を命じた確定判決の変更を求める訴えの必要性、私鑑定を含めた鑑定の在り方を学習する。 第 5 回 [複数請求訴訟と控訴]:訴えの変更(追加的変更、交換的変更)、請求の基礎の同一性、主位的請求と予備的請求の関係、控訴審における訴えの変更、反訴など複数請求

成績評価方法	期末試験の結果及び授業における議論や参加態度を総合して評価する。評価基準は筆記試験を 80%、授業での議論・参加態度 (平常点) を 20% とする。
教科書	三木浩一＝山本和彦編『ロースクール民事訴訟法第 4 版』有斐閣 (2014 年 4 月刊行) を教科書として使用する。
参考書	高橋宏志『重点講義民事訴訟法 (上) 第 2 版補訂版』有斐閣 (2013 年)、 同『重点講義民事訴訟法 (下) 第 2 版補訂版』有斐閣 (2014 年)、 伊藤眞『民事訴訟法〔第 4 版〕』有斐閣 (2012 年) を参考書として使用する。

授業科目名	憲法総合演習
科目番号	01NA070
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	夏季休業中 土 2,3
担当教員	川又 伸彦
授業概要	予め配布する事例問題を素材に、事例における憲法問題の発見や、それについての各当事者の観点からの憲法論の展開などを検討する実践的演習を行う。
備考	2009 年度以前の「公法総合演習」の一部
授業形態	演習
授業の到達目標	憲法の具体的事案について、これまで学んできた基本的理解を用いて、適切な解決策を論理一貫した文章で構成する実践的応用力を身につけることを目標にする。より具体的には、当該事例において最も重要な憲法問題を的確に発見でき、その問題について各当事者の観点から首尾一貫した主張を構成でき、そして第三者的観点から適切な解決策を論じられる力を身につけることである。 最終学年の講義であるために、実践的応用力の到達すべき点を意識して議論を展開することになる。このため、受講生は、予め、憲法の基本的論点について、代表的な学説や判例を習得しておくことが期待される。
授業のすすめ方	事例問題を素材に、それぞれの当事者の立場を意識した憲法論の構成を検討する。検討素材とする事例問題をあらかじめ配布するので、受講者は、問題に関連する基本的事項を復習したり関連判例を調べたりして、憲法上の論点を明らかにし、自分なりのおよその解決策を用意して(答案を構成しておく必要はない)授業に臨んでいただきたい。授業では、受講者が予習していることを前提に、随所で受講者の発言を求めることにする。具体的に言葉で表現してみることが自らの考えを鍛え向上させることにつながるので、積極的な参加を期待する。なお、事例問題を検討においては、その問題の実体的論点のみならず、そこに至るまでの事例分析の方法も解説する予定である。また、予習の参考および講義における解説の補助とするために、レジュメを講義前に配布する。まずは自力で事例問題に取り組んでほしいので、事例問題配布より後にレジュメを配布する。
授業計画	第 1 週事例問題分析の基本、包括的基本権 第 2 週法の下の平等、信教の自由と政教分離 第 3 週表現の自由 第 4 週経済的自由、社会権 第 5 週選挙権、全体のまとめ
成績評価方法	平常の授業への参加度 20%、学期末試験 80%。
教科書	とくに指定しない。担当教員が作成したレジュメを配布する。
参考書	授業中に適宜指示するが、さしあたり次のものを挙げておく。 芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法(第 6 版)』(岩波書店 2015 年) 長谷部恭男ほか編『憲法判例百選 I、II(第 6 版)』(有斐閣 2013 年) 小山剛『「憲法上の権利」の作法』(新版)(尚学社 2011 年) 小山、畑尻、土屋編『判例から考える憲法』(法学書院 2014 年) 赤坂正浩『憲法講義(人権)』(信山社 2011 年)

授業科目名	行政法総合演習
科目番号	01NA071
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春 C 火 7,8
担当教員	岡田 正則
授業概要	行政法分野における総合的な問題について発展的な演習を行う。とりわけ今まで学習した基本事項相互のつながりを重視し、行政法全体の体系的総合的理解をめざす。
備考	2009 年度以前の「公法総合演習」の一部
授業形態	演習
授業の到達目標	行政法総論および行政救済法に関わる法制度について、応用的な理解を修得するとともに、事案分析の能力および紛争解決のための法的論理構成を行う能力を形成することが本演習の獲得目標である。
授業のすすめ方	行政救済法に関する基礎知識を出発点とし、一定の事案について、まず、望ましい紛争解決のあり方と争訟の方法を検討する。次に、争点の抽出、行政処分の違法などに関する主張の構成の仕方、司法審査のあり方を考察する。この作業に必要な基本判例・学説について、ゼミ形式で検討を行い、知識を共有する。その上で、各人が論文形式で事例問題の総合的考察（当事者の立場から一定の主張に関する書面を作成するなど）を行う。4 つ程度の事例を取り上げる予定である。これらを通じて受講者は、行政事件に対する総合的な対応能力を獲得することになる。
授業計画	第 1 週民事事件・行政事件と訴訟類型の選択 第 2 週行政裁量の関する違法性審査の方法 第 3 週行政手続に関する違法性審査の方法 第 4 週抗告訴訟・当事者訴訟と国家賠償訴訟との関係 第 5 週総合的考察（紛争事案の検討）
成績評価方法	報告・討論への参加度を 20%、紛争事案の検討に関するレポートを 30%、学期末試験を 50% として評価する。
教科書	資料を作成して配付する。
参考書	1. 岡田正則ほか（編）『判例から考える行政救済法』（日本評論社、2014 年） 2. 稲葉馨ほか（編）『ケースブック行政法 [第 5 版]』（弘文堂、2013 年） 3. 芝池義一『行政法読本 [第 3 版]』（有斐閣、2013 年） 4. 塩野宏『行政法 I [第 6 版]・行政法総論』（有斐閣、2015 年） 5. 同『行政法 II [第 5 版補訂版]・行政救済法』（有斐閣、2013 年）

授業科目名	民法総合演習
科目番号	01NA072
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春 C 土 2,3
担当教員	直井 義典
授業概要	民法 I～VII で修得した基礎知識の理解を進化させ応用力を養うべく、具体的事例を用いながら双方向的・多方向的議論を行う。
備考	
授業形態	演習
授業の到達目標	法科大学院における民法学習の総まとめ的位置づけをなす演習であることに鑑み、民法に関する基礎的理解を進化させ、民法解釈論に関する応用能力を、特に具体的事例へのあてはめを通じて養うことを目標とする。
授業のすすめ方	本演習は、指定教科書の該当事例問題に関連する問題点についての、受講者と教員との質疑応答ならびに受講者間での議論を中心として進行する。受講者は指定問題に関連する予習課題を検討した上で演習に臨むことが求められる。 また、各回の演習の最後で、その日に扱ったテーマに関連する事例問題について起案することを求める。
授業計画	第 1 週カメラ・レンズの重複処分と引渡請求 (教科書 31 頁以下) 第 2 週賃借人に無断でなされた不動産の譲渡 (教科書 117 頁以下) 第 3 週先代のした土地取引 (教科書 240 頁以下) 第 4 週亡父の兄からの土地・建物明渡請求 (教科書 325 頁以下) 第 5 週患者を救急搬送中の交通事故 (教科書 469 頁以下)
成績評価方法	学期末に実施する定期試験 60%、演習での発言内容などの平常点 20%、起案の内容 20% で評価する。定期試験の範囲は民法 (財産法) 全体とし、演習内で直接に取り上げた領域には限定しないので留意すること。
教科書	瀬川信久ほか編著『事例研究民事法 I[第 2 版]』(日本評論社・平成 25 年)
参考書	瀬川信久ほか編著『事例研究民事法 II(第 2 版)』(日本評論社・平成 25 年)

授業科目名	商法総合演習
科目番号	01NA073
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春 C 水 7,8
担当教員	大塚 章男
授業概要	商法 I~III で修得した基礎知識を基にして、その理解を深化させ、かつ具体的事案を解決する能力や論文を作成する能力を養うことを目標とする。
備考	
授業形態	演習
授業の到達目標	商法 I~III で修得した基礎知識を基にして、その理解を深化させ、かつ具体的事案を分析し解決する能力や起案する能力を滋養することを目標とする。
授業のすすめ方	受講者は予め配布する事例問題を、参考文献等を見ずに分析・検討しまず起案すること。なお事例問題は実務に即した問題であり、これは十分な猶予期間をもって配布する。その後文献を調査するなどして事例問題を各自十分に研究し、教室での議論の準備をすること。また 10 回の授業の内 1 回につき即日起案を実施する予定である。以上により、事案分析能力と法律文書起案能力を養って頂きたい。
授業計画	各回の事例問題のテーマは以下のとおりである。 第 1 回株主総会運営 第 2 回取締役・取締役会 第 3 回株主代表訴訟 第 4 回即日起案 I(取締役・取締役会関連) 第 5 回上記講評、新株発行 第 6 回株式制度等 第 7 回企業再編 第 8 回閉鎖会社等 第 9 回総合問題 I 第 10 回総合問題 II
成績評価方法	総合評価は、10% を即日起案の点数、90% を期末試験の結果とする。
教科書	教科書は特に指定しない。商法 I~III で用いた各自の教科書・参考書を参照すること。
参考書	参考書として、江頭憲治郎『株式会社法 (第 6 版)』(有斐閣、2015 年)、ジュリスト会社法判例百選 (第 2 版)、東京地裁商事研究会『類型別会社訴訟 III(第 3 版)』(判タ社、2011 年)、伊藤ほか『事例で考える会社法』(有斐閣、2011 年) をあげておく。

授業科目名	民事訴訟法総合演習
科目番号	01NA074
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	夏季休業中 木 7,8
担当教員	植草 宏一
授業概要	民事訴訟法 I・II で修得した基礎知識を基にして、その理解を深化させ、応用能力を養う。授業の進め方は、教員が予め用意する課題につき、起案を実施し、あるいは、研究して議論に備えてもらうという形にする。
備考	
授業形態	演習
授業の到達目標	民事訴訟法 I、II 及び要件事実論 I、II で習得した基礎的理解を基にして、その理解を深化させ、応用能力を養うことを目標とする。
授業のすすめ方	授業のすすめ方は、教員が予め用意する課題につき、自宅又は即日起案を実施し、あるいは、研究して議論に備えてもらうという形にする。教員は、学生の起案を予め分析・検討したうえで、講評・討論を行う。
授業計画	第 1 週民事訴訟法 228 条に関する問題 債権者代位訴訟に関する問題 第 2 週二重起訴の禁止と相殺の抗弁に関する問題 第 3 週既判力に関する問題 第 4 週共同訴訟に関する問題 第 5 週建物収去土地明渡請求訴訟に関する問題（問題の内容は変更する場合がある。変更の際は、事前に連絡する。）
成績評価方法	評価は、30% を起案及び報告の内容と授業での貢献度、70% を期末試験の結果とする。
教科書	特に指定しない。
参考書	特に指定しない。

授業科目名	民事法総合演習
科目番号	01NA075
単位数	3.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	秋 AB 土 2-4
担当教員	植草 宏一, 京野 哲也
授業概要	具体的な事例に基づき, その事例に含まれる民法上の問題点や当事者の請求権を実現するための手続法上の問題点等について, 主に学生の起案, 発表及び討論を契機とする形で授業を展開する。
備考	
授業形態	演習
授業の到達目標	本科目は、民法等の実体法及び民事手続法（特に民事訴訟法を中心）の実践的、発展的理解を深めることを目標とするものである。民法等の実体法に定める法規の概念と民事訴訟法の基本原則等を習得していることを前提として、具体的な事例に基づき、その事例に含まれる民法上（要件事実論を含む）の問題点や当事者の請求権を実現するための手続法上の問題点等について、主に学生の起案、発表及び学生間の討論を契機とする形で授業を展開する。
授業のすすめ方	主に学生の起案、発表及び学生間の討論を契機とする形で授業をすすめる。学習効果をあげるために必要な場合は、担当教員が共同して授業に参加する。なお、起案の出題範囲については事前に連絡するが、学習効果をあげるために範囲を指定しない場合もある。
授業計画	第 1 週 (第 1,2 回) 授業全体のガイダンス、民法分野の即日起案 第 2 週 (第 3、4 回) 前週の起案についての講評・討論、民事訴訟法分野の即日起案 第 3 週 (第 5,6 回) 前週の起案についての講評・討論、民法分野の即日起案 第 4 週 (第 7,8 回) 前週の起案についての講評・討論、民事訴訟法分野の即日起案 第 5 週 (第 9,10 回) 前週の起案についての講評・討論、民法分野の即日起案 第 6 週 (第 11,12 回) 前週の起案についての講評・討論、民事訴訟法分野の即日起案 第 7 週 (第 13,14 回) 前週の起案についての講評・討論、民法分野の即日起案 第 8 週 (第 15,16 回) 前週の起案についての講評・討論、民事訴訟法分野の即日起案 第 9 週 (第 17,18 回) 前週の起案についての講評・討論、民法分野の即日起案 第 10 週 (第 19,20 回) 前週の起案についての講評・討論、民事訴訟法分野の問題研究 第 1 回
成績評価方法	起案の内容及び授業における議論や参加態度などの平常点を 50%、期末試験を 50% として総合評価する。
教科書	プリント資料及び教材を配布する。
参考書	鎌田 薫外編著「民事法 I、II、III(第 2 版)」日本評論社 松岡久和外著「民法総合・事例演習 (第 2 版)」有斐閣

授業科目名	刑法総合演習 I
科目番号	01NA076
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春 C 木 7,8
担当教員	渡邊 卓也
授業概要	刑法総論・各論に関する基本的な知識・理解を土台として、最新の議論状況を踏まえた(時として複雑な)事案を題材として、個々の論点の内容を再確認した上で、事実関係の抽出や複数の論点がある場合の重点配分などの実践的な問題分析力・答案構成力の修得を目標とする。
備考	2009 年度以前の「刑事法総合演習〔刑法・刑事訴訟法〕」の一部
授業形態	演習
授業の到達目標	本演習では、「刑法 I」及び「刑法 II」等の講義科目における刑法理論についての十分な理解を前提として、そのなかでも理論的・実務的に特に重要と思われる刑法上の論点について、より深く検討する。その検討を通じて、学説・判例の立場の理論的背景を理解した上で、具体的事例を自ら説得的論拠をもって解決し、論述する能力を獲得することを目標とする。
授業のすすめ方	各回、事例問題を作成・提示しておき、受講生は予めその答案を作成して授業に臨み(当該答案はレポートとして回収する)、質疑応答方式により、各論点について議論・検討していくという方式をとる。なお、事例問題については、刑法総論上の論点を中心としつつ、適宜、刑法各論上の論点を組み合わせて作成する。
授業計画	第 1 回第三者による介介入行為、被害者自身の行為の介在、行為者自身の事後的行為が存在する場合の因果関係の存否について検討し、判例における判断枠組みについての理解を深める。 第 2 回作為義務の発生根拠に関する学説及び不作為犯における因果関係の存否の判断方法について検討し、不作為犯成立の限界についての理解を深める。 第 3 回強制や欺罔により、被害者が瑕疵ある意思に基づいて同意を与えた場合の処理について検討し、併せて、自殺と殺人の区別についての理解を深める。 第 4 回正当防衛状況を自ら作出するなど、当該状況について帰責性がある者が相手に反撃を加えた場合について検討し、正当防衛の正当化根拠やその論理構造についての理解を深める。 第 5 回正当防衛状況について誤信し、しかも、仮に認識どおりに正当防衛状況にあったとしても相当性が欠ける行為を行った場合について検討し、正当防衛類似の状況についての理解を深める。 第 6 回アルコール類や薬物の使用によって、自ら責任無能力状態を作出して犯罪行為に及んだ場合について検討し、責任能力を必要とする意義についての理解を深める。 第 7 回中止犯の要件とその具体的判断基準について、減免根拠に関する見解の対立に溯って検討し、判例の立場の理論構造についての理解を深める。 第 8 回共犯者間で認識内容が異なる場合における成立犯罪について検討し、その理論的根拠との関係で、罪名従属性ないし事実の錯誤論についての理解を深める。 第 9 回犯罪の完成前に共犯関係からの離脱した場合の、その後発生した結果の帰責可能性について検討し、共犯における因果関係の必要性とその内容についての理解を深める。 第 10 回犯罪完成前の途中からの加功の場合における、共犯関係成立の可能性について検討し、共犯における因果関係ないし共犯理論の意義についての理解を深める。

成績評価方法	質疑応答等の平常点 10%、レポート点 20%、期末試験 70%。
教科書	検討する事例を事前に課題として配布する。個々の論点の内容及び参照判例につき、教科書、判例集、調査官解説、評釈類等で確認しておくこと。
参考書	自習のための論述式事例問題の演習書として、 1. 井田良＝佐伯仁志＝橋爪隆＝安田拓人『刑法事例演習教材 第2版』(有斐閣、2014年) 2. 島田聡一郎＝小林憲太郎『事例から刑法を考える 第3版』(有斐閣、2014年) 3. 只木誠編『刑法演習ノート 刑法を楽しむ21問』(弘文堂、2013年) 4. 甲斐克則編『刑法実践演習』(法律文化社、2015年)

授業科目名	刑法総合演習 II
科目番号	01NA077
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	夏季休業中 金 7,8
担当教員	小杉 公一
授業概要	刑法解釈上・事実認定上の重要論点を含み、最新の判例・学説状況を踏まえた事例を素材として、個々の論点の内容を再確認したうえで、事例の分析、事実関係の抽出や重要論点の選別といった実践的な分析力・答案構成力及び答案の書き方の修得を目指す。
備考	2009 年度以前の「刑事法総合演習〔刑法・刑事訴訟法〕」の一部
授業形態	演習
授業の到達目標	「刑法 I」、「刑法 II」、「刑法 III」を履修した学生が、刑法とりわけ刑法各論における重要論点に関する基本的知識を再確認したうえで、それを具体的な事例に適用して妥当な法的解決を導く能力を身につけ、最終的には司法試験レベルの論文式試験問題にも対応しうるだけの分析力・答案構成力及び答案の書き方を修得することを目標とする。
授業のすすめ方	第 1 週前半の授業では、ガイダンス (授業の進め方、刑法各論の勉強の仕方) を行い、その後、事前に配布済みの事例問題について履修者全員で検討・議論を行うとともに解説を行う。履修者は、事前に、事例に含まれる個々の論点の内容、関連判例等について、各自基本書、判例集等できちんと確認しておくことが履修の前提となる。また、できれば、独力で答案構成を行って準備しておくことが望ましい。 第 1 週後半および第 2 週から第 5 週の授業では、刑法各論を中心とした事例問題を当日配布し、検討・答案作成を行ったうえで、解説を行う。 また、毎回、刑法各論分野の近時の重要判例を取り上げて判例研究を行う。
授業計画	第 1 週ガイダンス (刑法各論の学び方) 財産犯 (窃盗罪、強盗罪) を中心とした個人的法益 1 第 2 週財産犯 (詐欺罪) を中心とした個人的法益 2 第 3 週財産犯 (横領罪、背任罪) を中心とした個人的法益 3 第 4 週刑法各論全体 1 第 5 週刑法各論全体 2
成績評価方法	平常点 20 点、期末定期試験 80 点
教科書	各自が使用している基本書で良い。なお、担当教員が作成したレジュメを毎回配布する。
参考書	『刑法判例百選 I・II[第 7 版]』(有斐閣 2014) 『重要判例解説 ジュリスト臨時増刊』(有斐閣) 『判例ブラクティス刑法 I・II』(信山社 2012) 大塚裕史他『基本刑法 I・II』(日本評論社 2012・2014) 只木誠他『刑法演習ノート 21』(弘文堂 2013)

授業科目名	刑事訴訟法総合演習
科目番号	01NA078
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	秋 A 金 7,8
担当教員	森田 憲右
授業概要	刑事法の基礎を習得した者を対象とし、具体的な事案を題材に討論を行い、刑事訴訟法の基礎的学識を深化させるとともに応用力のきく柔軟な思考力を涵養し、問題解決能力を獲得させる。
備考	2009 年度以前の「刑事法総合演習〔刑法・刑事訴訟法〕」の一部
授業形態	演習
授業の到達目標	「刑事訴訟法」及び「刑事法総合」を履修した学生が、具体的な事案を題材として、そこに含まれる問題点について検討することを通じて、刑法及び刑事訴訟法の知識を深化させるとともに、柔軟な思考力を涵養し、複雑困難な問題に直面してもこれを解決できるだけの能力を獲得することを目標とする。
授業のすすめ方	担当者が提示した刑事訴訟法の主要な論点を含んだ事案につき検討し、毎回全員で議論する。
授業計画	第 1 週任意捜査の限界に関する問題 第 2 週強制捜査 (搜索差押え) の適法性に関する問題 第 3 週強制捜査 (逮捕勾留) の適法性に関する問題 第 4 週訴因と公訴事実に関する問題 第 5 週伝聞証拠と自白法則に関する問題
成績評価方法	筆記試験 80%・平常点 20%
教科書	教科書は使用しない。検討する問題事例は担当者が配布する。
参考書	参考資料は担当者が配布する。

授業科目名	刑法 III
科目番号	01NA079
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 AB 土 2,3
担当教員	岡上 雅美, 山内 久光
授業概要	理論的・実務的に重要であり、刑法全体の総合的・体系的理解を可能とするような刑法総論と刑法各論の重要トピックを選び、問答形式を主体とする授業を通じて、これらに集中的な検討を加える。授業は、岡上が理論面の解説を行い、山内弁護士が実務的な観点から実践的な問題について検討するものとなる。受講者が、問題の所在、最新の学説および判例の状況を正確に把握した上で、実務的思考も重視しながらも論理的思考力を身に付け得るような授業とする。事例問題を通じて、総論および各論をより深く理解し、それに基づいた応用力を発展させるような授業としたい。
備考	2012 年度以前の「刑事法総合〔刑法・刑事訴訟法〕」(うち 2.0 単位分)
授業形態	講義
授業の到達目標	本科目は、「刑法 I」と「刑法 II」で一通り刑法の基礎知識をもつ者を対象とし、刑法における理論上・実務上重要な問題点を取り上げ、受講者の基礎的学識の深化をはかり、かつ、応用の利く柔軟な法的思考力・事例分析力を涵養して、受講者に実務法曹として必要な問題発見能力および問題解決能力を獲得させることを目標とする。
授業のすすめ方	あらかじめ事例問題、予習用の小問および関連文献を指示したレジュメを配布する。十分な予習を持って授業に臨んでもらえるように、各回の授業の前に、毎週、小問に対する回答を提出していただくことにする。 注) 本科目のシラバス上の「授業形態」には「講義」と表示されますが、本科目の実質内容は「演習」です。
授業計画	下記の順序は、一応の目安であり、またすべての論点を掲げたものではなく、大づかみな論点を列挙する。 第 1 回因果関係論 (岡上) 第 2 回実行行為論 (岡上) 第 3 回違法性論 (山内) 第 4 回共犯論 1(山内) 第 5 回共犯論 2(岡上) 第 6 回財産犯論・窃盗罪 (山内) 第 7 回強盗罪 (山内) 第 8 回詐欺罪・横領罪 (岡上) 第 9 回その他の個人法益に対する罪 (岡上) 第 10 回国家社会法益に対する罪 (山内)
成績評価方法	学年末において達成度確認の趣旨で行う筆記試験の評点を基本とし、課題について課される提出物および授業中の質疑応答において確認される予習の有無・程度も平常点として考慮する。その割合は前者を 80%、後者を 20% とする。
教科書	刑法においては、とまかく判例が重要である。下記の 2 冊判例集は、必ず携えて受講されたい。今後も利用しうる有益な判例集である。講義の都合上、他の判例集では不可とする。 各自で利用する基本書とともに参照できた方がよい。 西田典之・山口厚・佐伯仁志著『判例刑法 総論』『判例刑法 各論』(ともに第 6 版、有斐閣)

参考書	
-----	--

授業科目名	刑事訴訟法 II
科目番号	01NA080
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 B 土 4,5
担当教員	岩下 雅充
授業概要	「刑事訴訟法 I」で得られた基本の知識・理解をもとに、刑事訴訟法の重要論点を取り上げて検討することで、刑事訴訟法に関する知識・理解を深化させるのとともに、法的な思考力・分析力を高めてもらう。
備考	2013 年度以後の入学者のみ履修可能
授業形態	講義
授業の到達目標	刑事訴訟法の重要論点に関する法解釈・法適用のあり方の修得
授業のすすめ方	「刑事訴訟法 I」で得られた基本の知識・理解をもとに、刑事訴訟法の重要論点を取り上げて検討することで、刑事訴訟法に関する知識・理解を深化させるのとともに、法的な思考力・分析力を高めてもらう。授業のねらいは、架空の事例あるいは判例の事案を用いた論点の検討によって、ポイントとなる事実関係を的確に把握すること、法の解釈に慣熟すること、そして、法のあてはめを具体的に会得することにある（「コア・カリキュラム（共通的な到達目標モデル（第二次案修正案））：刑事訴訟法」に示された項目に関して理解を深めることが目標となる）。 前提となる知識・理解を簡単に確認してから法解釈・法適用の妥当性について検討するというながれで授業はすすめられるが、いずれの場面でも質疑応答の機会が設けられるため、解答や発言に困らないように準備したうえで授業にのぞむことが必要となる。 注) シラバスにおける「授業形態」の項目には「講義」と表示されるが、授業の内容は実質において「演習」である。
授業計画	第 1 回職務質問にともなう有形力の行使と所持品検査 / おとり捜査 / 写真撮影・ビデオ撮影 第 2 回任意同行と逮捕 / 別件逮捕・別件勾留 / 接見交通 第 3 回搜索・差押えに関連した処分 / 令状による搜索・差押えの範囲 第 4 回逮捕にともなう搜索・差押えの範囲 / 特種の強制捜査 第 5 回起訴状における余事記載 / 一罪の一部起訴 / 訴因の特定と訴因の変更 その 1 第 6 回訴因の特定と訴因の変更 その 2 / 択一的認定 第 7 回証拠の関連性 / 伝聞・非伝聞と伝聞例外 その 1 第 8 回伝聞・非伝聞と伝聞例外 その 2 / 伝聞・非伝聞と伝聞例外 その 3 第 9 回自白の証拠能力および証明力 / 共犯者の供述:その証拠能力と証明力 第 10 回違法収集証拠の排除 / 派生証拠の排除 列挙されたテーマのうち特定のものに重点を置いた検討が必要になったときは、テーマの一部を扱わない。
成績評価方法	成績評価の材料となるのは、(1) 授業期間の終了後に実施する筆記試験（期末試験）の結果 [80%] と、(2) 提出されたレポートの成果 [20%] である。このうち (2) については、レポートの提出に代えて、授業時間に小テストを実施することがある。
教科書	1. 上口裕『刑事訴訟法 [第 4 版]』（成文堂・2015 年） 2. 井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選 [第 9 版]』（有斐閣・2011 年）
参考書	参考書は、第 1 回の授業で紹介する。 なお、必要に応じて、テーマに関連した資料ならびに要点をまとめたペーパーが配布される（細部にわたる知識や論理についてまとめたものを参照したいときは、「刑事訴訟法 I」で配布されたレジュメによること）。

授業科目名	刑事訴訟法 B
科目番号	01NA081
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋 BC 土 2
担当教員	岩下 雅充
授業概要	刑事証拠法における重要な概念および主要な論点について、判例・裁判例をとり上げながら具体的に検討することで、基本の知識・理論を習得してもらうのと同時に、公判手続の進行および事実の立証・認定に関する制度・判例の変革・展開が事案の解決にどのような影響をおよぼすのかについて、くわしく理解してもらう。
備考	2012 年度以前の「刑事法総合〔刑法・刑事訴訟法〕」（うち 1.0 単位分）、2012 年度以前の入学者のみ履修可能
授業形態	講義
授業の到達目標	刑事証拠法に関する基本の知識・理論の習得
授業のすすめ方	刑事証拠法における重要な概念および主要な論点について、つねに刑事手続の全体に目を配りながら説明することで、また、判例・裁判例をとり上げながら具体的に検討することで、基本の知識・理論を習得してもらう。その到達目標は、「コア・カリキュラム（共通的な到達目標モデル（第二次案修正案））：刑事訴訟法」に示された項目に関する知見を得ることにある。 この授業は、「刑事訴訟実務の基礎」・「刑事訴訟法総合演習」に向けての基礎科目と位置づけられる。法学専門教育を受けていない者にとっては知識・理論の基礎固めのために、また、法学専門教育を受けてきた者にとっては理解度の確認と知見の深化のために、この授業が役立つものと考えている。 授業は講義形式ですすめられるが、1 回の授業において扱われるテーマは多岐にわたるため、予習によってそれぞれのテーマの大筋を把握することが不可欠となる。また、講義で理解しきれなかった事項をそのつどの復習によってフォローするということも必要となる。なお、授業では、随時、受講者との間で質疑応答をおこなう。
授業計画	第 1 回証拠法総説 (1) 証拠の意義・種類/証拠能力と証明力/証拠調べの手続 第 2 回証拠法総説 (2) 厳格な証明と自由な証明/証明の対象/自由心証主義/挙証責任と推定 第 3 回証拠の関連性 関連性の意義/科学的証拠の許容性（ポリグラフ検査や DNA 鑑定など） /悪性格の立証 第 4 回伝聞証拠 (1) 伝聞法則の意義・根拠（直接主義・証人審問権との関係など）/伝聞と非伝聞 第 5 回伝聞証拠 (2) 被告人以外の者の供述録取書・供述書 第 6 回伝聞証拠 (3) 被告人の供述録取書・供述書/映像媒体・録音媒体の取り扱い/再伝聞 など 第 7 回伝聞証拠 (4)//共同被告人の供述に関する問題 同意書面/証明力を争う証拠//公判廷の内外における共同被告人の供述 第 8 回自白の証拠能力・証明力 自白の意義/自白法則の意義・根拠/排除されるべき自白の類型/自白の補強法則 第 9 回証拠の禁止 (1) 違法収集証拠の排除法則:その意義と根拠/違法収集証拠の排除の基準

	第 10 回証拠の禁止 (2) 違法収集証拠から派生した証拠の排除/不任意自白と違法収集証拠の排除/権利の侵害と証拠の禁止 など
成績評価方法	成績評価の材料となるのは、(1) 授業期間の終了後に実施する筆記試験 (期末試験) の結果 [80%] と、(2) 提出されたレポートの成果 [20%] である。このうち (2) については、レポートの提出に代えて、授業時間に小テストを実施することがある。
教科書	1. 上口裕『刑事訴訟法 [第 4 版]』(成文堂・2015 年) 2. 井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選 [第 9 版]』(有斐閣・2011 年)
参考書	参考書は、第 1 回の授業で紹介する。

授業科目名	法情報処理
科目番号	01NA101
単位数	1.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春 AB 土 6,7
担当教員	藤井 康子
授業概要	リーガル・リサーチ (法情報調査) の技能は、段階を踏んで体系的に学ぶことで、より早く正確に身に付けることができる。リサーチに必要な適切なツール (資料・データベース) の選択およびそれらの特徴を学び、情報収集・検索能力を高める。
備考	隔週開講
授業形態	講義
授業の到達目標	自分自身の力で必要な法情報を効率的に収集できるようなリーガル・リサーチの技能を身に付ける。
授業のすすめ方	法令・判例・文献を中心とする法情報の基礎知識およびリサーチ方法について学ぶ。パソコンを使ったデータベースの実習も混ぜて講義する。可能な人は、パソコンを持参すること。
授業計画	第 1 週 (1・2 回) 情報倫理及びリーガルリサーチについて 最初に、筑波大学 e ラーニングシステム「INFOSS 情報倫理 (速習版)」について、内容・アクセス方法について解説する。リーガルリサーチとは何か、そのスキルを鍛錬することの必要性について学ぶ。書誌、索引、目録を駆使した図書館活用術・インターネット活用術について説明する。また、法情報の種類・情報媒体の特性について説明する。 法令について 1 法令リサーチに必要な基礎知識 (法令の種類、公布、施行、改正、条文の構成、一部改正、法令番号など) を理解する。 第 2 週 (3・4 回) 法令について 2~3 法令が収録されるツールの種類と特徴を理解する。 最新法令、改正法令、過去法令などさまざまな時点での法令検索方法について説明する。 法令について課題を出す。 第 3 週 (5・6 回) 法令課題の解説 判例について 1~2 判例リサーチに必要な基礎知識 (判例とは、日本の裁判所、裁判の種類、事件番号、判例が収録されるタイミングなど) を理解する。 判例が収録されるツールの種類と特徴を理解する。 第 4 週 (7・8 回) 判例について 3 最新判例、判例集に掲載されない判例、古い判例、各データベースによる収録の違いなどの判例検索方法とコツについて説明する。 文献について 1 法令・判例に関連する文献 (法令・条文解説、コンメンタール、判例評釈、判例解説) について理解する。 判例についての課題

	第 5 週 (9・10 回) 判例課題の解説 文献について 2 関連分野の図書と論文について、それぞれの探し方の違い、入手方法、検索方法について説明する。 リサーチ演習・まとめ 第 1 回から第 9 回までの講義をもとに、実習・解説をし、リーガル・リサーチの知識・技術を定着させる。 ●開講日・時限 (土 6 限 16:35~17:50、7 限 18:00~19:15) 第 1 週 (第 1・2 回) 平成 28 年 4 月 16 日 (土) 6 限・7 限 第 2 週 (第 3・4 回) 平成 28 年 4 月 23 日 (土) 6 限・7 限 第 3 週 (第 5・6 回) 平成 28 年 5 月 7 日 (土) 6 限・7 限 第 4 週 (第 7・8 回) 平成 28 年 5 月 14 日 (土) 6 限・7 限 第 5 週 (第 9・10 回) 平成 28 年 5 月 28 日 (土) 6 限・7 限
成績評価方法	授業内課題レポート (40%)、期末レポート (60%) その他:単位取得要件として、筑波大学 e ラーニングシステム「INFOSS 情報倫理 (速習版)」を 5 月 7 日 (土) までに受講の上、60 点以上 (100 点満点) のスコアを獲得すること。
教科書	いしかわまりこほか『リーガル・リサーチ』(日本評論社, 第 5 版, 2016.3 出版予定)
参考書	

授業科目名	法曹倫理 I
科目番号	01NA104
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 C 木 7,8
担当教員	森田 憲右
授業概要	法曹倫理は専門職責任 (professional responsibility) と呼ばれ, 法曹が市民から期待される高度の学識と技能を持つプロフェッション (profession) として当然に身に付けていなければならない職業倫理である。弁護士法 1 条 2 項に基づく誠実義務を中心に論ずるが, 法曹倫理は日常的な法律事務において問題となるので, 法律家が直面する具体的な法律問題の処理・解決を通じて学び, 習得させる。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	弁護士が常日頃倫理上の問題点について注意喚起し、あるいは悩む事項について、適切に把握して、処理することができる能力を身につけさせる。
授業のすすめ方	事前に配付する問題と資料に基づいて、討論をしながら、弁護士が直面する倫理上の問題に触れる、気付く、対処することを意識させ、もって、弁護士として身につけていなければならない高い職業倫理を習得させる。
授業計画	第 1 回相談の際の倫理 第 2 回受任の際の倫理 第 3 回利益相反 (1) 第 4 回利益相反 (2) 第 5 回自力救済 第 6 回弁護士自治と綱紀・懲戒手続について 第 7 回秘密の保持 第 8 回報告協議義務 第 9 回金銭関係の処理 第 10 回共同事務所と弁護士法人
成績評価方法	筆記試験 70%、授業への参加態度 30%
教科書	特に指定しない。
参考書	「解説弁護士職務基本規程第 2 版」(日本弁護士連合会弁護士倫理委員会編著) ほか

授業科目名	法曹倫理 II
科目番号	01NA105
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋 B 金 8; 秋 C 金 7
担当教員	宮島 文邦, 高橋 理恵
授業概要	法曹として実務に携わるためには、その現代社会における使命を自覚し、法曹としての責任感と高い職業倫理を身につけることが必要不可欠である。この講義においては、裁判官・検察官が講師となり、具体的な事例を検討しながら、法曹実務家としての責任、職業倫理を学ぶ。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	(検察官) 検察官は、何を目指し、どのような義務を負い、どのような規律に服し、日々どのような仕事を、どのような人々と関わりながらしているのか?検察官の役割と職責を法曹倫理の観点から分析することで、刑事手続を立体的に理解し、さらに、刑事事件をめぐって発生する様々な問題について、法律論のみならず倫理上の観点からも的確に分析し、判断基準を立て、妥当な解決を図ることのできる総合的能力を養うことを目標とする。 (裁判官) 追ってご連絡いたします。
授業のすすめ方	(検察官) 小問形式の予習用の事例を事前に配布するので、授業前にその法律上及び倫理上の問題点を分析し、自分なりの考えをまとめてから授業に臨むこと。授業の際には適宜指名し、質問に答えてもらう。 (裁判官) 追ってご連絡いたします。
授業計画	(検察官) 現時点での暫定的な授業計画は以下のとおり 第 1 回検察官の客観義務 第 2 回検察官の訴追裁量 第 3 回検察官の取調べ、被疑者の更生 第 4 回検察官の公正・中立性、廉潔性 第 5 回検察官同一性の原則と検察官の独立性、被害者保護 (裁判官) 追ってご連絡いたします。
成績評価方法	(検察官) 期末試験 90% 平常点 (授業中の発言等) 10% (裁判官) 追ってご連絡いたします。
教科書	(検察官) 特に指定しない。 (裁判官) 追ってご連絡いたします。
参考書	(検察官) 必要に応じて、適宜指示する。 (裁判官) 追ってご連絡いたします。

授業科目名	民事訴訟実務の基礎 I
科目番号	01NA151
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	水 7,8
担当教員	京野 哲也
授業概要	民事訴訟事件の記録, 及びいくつかの典型的な民事紛争の事案を素材として, 民事訴訟実務の一端を「見て, 聴いて, 読」んで知り, 訴訟実務の作業を「少しやってみ」て, 必要とされる民事訴訟法 (及び関連する実体法の知識) を「考え」つつ確認し定着させる。
備考	
授業形態	演習
授業の到達目標	1 民事訴訟実務の基本のイメージを掴む。 2 民事訴訟法の基礎知識が, 実務とどのように関連するのかを理解する。 3 実務のプロセスに即して理論上の重要論点を確認し, 理論と実務の架橋を意識する。 4 民事訴訟法に関して, 自分の意見を述べ, 書くための基礎力を修得する。 5 民事訴訟法の条文操作, 論理操作の基礎力を修得する。
授業のすすめ方	授業のすすめ方 (5 つの方法) 1 司法研修所編「民事第一審手続の解説」(DVD ビデオ)[保証債務履行請求事案]を民事訴訟手続の進行に合わせて, 小分けに視聴することにより実務民事訴訟のイメージを掴む。 2 基本的な紛争類型における訴状・答弁書・準備書面等を読み, 必要とされる主張立証の構造を考える。 3 簡単な訴状等の起案練習により, 請求原因を中心に, 民事訴訟実務に必要な書面作成のイメージを具体的に把握する。 4 冒頭, 出欠票代わりに実施する「ミニテスト」により, 民事訴訟法の基礎知識を確認する。 5 「小テスト」を 1 回実施する。 注) シラバス上の授業形態は「演習」とのみ表示されるが, 「講義」の内容も含む。
授業計画	(1 週 2 コマ) 冒頭ミニテストは第 2 週から実施する。 第 1 週 DVD 視聴-訴え提起前の準備, 訴状の提出, 第一回期日前の手続-同記録の訴状・答弁書を読む。訴訟物, 請求原因の確認, 及び訴え提起前の準備 (保全を含む) を学ぶ。 第 2 週 DVD 視聴-第一回口頭弁論期日, 書証の提出-口頭弁論の意義, 及び書証を中心に基本的な証拠の仕組みについて学ぶ。 第 3 週 DVD 視聴-弁論準備手続-弁論準備手続における当事者主張の意義や展開の仕方を学び, また人証を中心に実際の立証の方法について学ぶ。 第 4 週 DVD 視聴-証拠調べ (人証の実施その 1)-尋問の実際を学び, 多少の尋問練習をしてみる。 第 5 週 DVD 視聴-証拠調べ (人証の実施その 2)-心証形成の過程を学び, 判決文がどのように形成されていくか, 実感してみる。 第 6 週 DVD 視聴-和解-判決によらない紛争解決方法について学ぶ。 第 7 週売買に関する訴訟を題材に, 攻撃防御方法の扱い方を学び, 法律的論点についての書面作成の練習を行う。

	第 8 週不動産明渡に関する訴訟を題材に, 攻撃防御方法の扱い方を学び, 法律的論点についての書面作成の練習を行う。 第 9 週不動産登記請求に関する訴訟を題材に, 攻撃防御方法の扱い方を学び, 法律的論点についての書面作成の練習を行う。民事訴訟法の論点を中心として小テスト実施。 第 10 週小テストの結果を題材に, 民事訴訟法上の法律的論点に関する, 法律的書面作成のスキルを学ぶ。講義全体を振り返り, 相談~保全~訴訟~執行の一連の流れを見通し, 民事訴訟実務のイメージを再確認する。
成績評価方法	平常点 20%(小テストは対象として含み, ミニテストは評価対象外とする), 期末筆記試験 80%
教科書	民事訴訟法の基本知識の確認・定着のため, 講義中に利用する基本書として次の書籍を指定する 山本弘・長谷部由紀子・松下淳一『アルマ民事訴訟法 [第 2 版]』(有斐閣,2013) なお、講義用レジュメ及び参考資料集を適宜配布する。
参考書	別冊ジュリスト「民事訴訟法判例百選」(第 5 版) 有斐閣 (4 版でも可) 要件事実について, 司研・『新問研要件事実』(ときに, 司研・『紛争類型別要件事実』) を必要に応じて参照する。

授業科目名	刑事訴訟実務の基礎 I
科目番号	01NA152
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋 A 土 5,6; 夏季休業中 火 7,8
担当教員	森田 憲右
授業概要	刑事訴訟法を履修した者に対し、模擬記録を使用して、その中に表れた刑事裁判実務の重要な問題点を取り上げ、主に弁護人の活動から法曹三者の役割を理解させるとともに具体的な問題を検討することにより刑事手続全体を把握させる。
備考	
授業形態	演習
授業の到達目標	刑事訴訟法を履修した者に対し、参考記録を使用して、主に刑事公判手続を中心に、重要な問題を取り上げ、法曹三者の役割を理解させるとともに、刑事手続全体を把握させ、刑事実務の基本的事項に関する手続遂行能力、実体形成能力を獲得させることを目標とする。
授業のすすめ方	刑事裁判の実務における重要な問題点を取り上げ、問答形式を主体として授業を行う。また、各回の冒頭では、前回の講義において提示した検討課題についても議論をする。
授業計画	第 1 週 (第 1 回・第 2 回) 起訴状, 要証事実, 争点, 証拠構造 第 2 週 (第 3 回・第 4 回) 主張と証拠 (証明予定事実, 冒頭陳述, 証拠等関係カード) 第 3 週 (第 5 回・第 6 回) 証拠法 1(証拠等関係カード, 伝聞法則) 第 4 週 (第 7 回・第 8 回) 証拠法 2(証拠等関係カード, 自白法則) 第 5 週 (第 9 回・第 10 回) 証拠法 3(証拠等関係カード, 証拠調べの施行) 第 6 週 (第 11 回・第 12 回) 交互尋問 第 7 週 (第 13 回・第 14 回) 事実認定 1(論告, 弁論, 判決), 上訴審等の手続 第 8 週 (第 15 回・第 16 回) 事実認定 2 第 9 週 (第 17 回・第 18 回) 逮捕, 勾留, 保釈 第 10 週 (第 19 回・第 20 回) 捜査機関の証拠収集手続と証拠開示
成績評価方法	筆記試験 80%・参加態度 20%
教科書	法曹会「平成 21 年版 刑事第一審公判手続の概要」
参考書	教科書に沿ったビデオを視聴しながら、刑事公判実務をイメージする。各回に検討する課題を示し、これに関する判例・文献等を指示して予習・復習させる。

授業科目名	民事訴訟実務の基礎 II
科目番号	01NA154
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春 C 金 7,8
担当教員	京野 哲也
授業概要	民事訴訟実務の基礎 I を踏まえ、実務家として民事訴訟に関わる際に遭遇しうる「良くある状況」を想定し、これに対応するために必要な民事訴訟法の基本知識（必要な範囲での実体法の知識や保全・執行等の知識も含む）を確認していく。
備考	
授業形態	演習
授業の到達目標	民事訴訟実務において直面しうる様々な紛争の状況を想定し、これに対応するために必要な、基本的な民事訴訟法等の知識を確認し、学修の目標及び方法を確立する。
授業のすすめ方	授業のすすめ方 (3 つの方法) 1 簡単な設例を提示し、これに対応するために必要となる民事訴訟法等の基本知識を、「講義中レジュメ」をもって、適宜受講生との対話を交えながら確認させる（各講義終了時に講義後レジュメを配付する）。 2 冒頭に、出欠票代わりに実施するミニテストにより、実務家が共有していると思われる民事訴訟法の基礎知識を確認する。 3 必要に応じて、事前に設例及び検討課題を提示するので、各自検討してから授業に参加することが望ましい。
授業計画	授業計画 (1 週 2 コマ) 冒頭ミニテストは第 2 週から行う 第 1 週不動産登記請求が問題となる紛争をめぐる実務上の諸問題/無権行為など 第 2 週不動産の明渡しをめぐる実務上の諸問題/賃貸借紛争など 第 3 週相続紛争をめぐる実務上の諸問題/不動産所有権、共有を巡る問題など 第 4 週契約紛争をめぐる実務上の諸問題/詐欺・錯誤・債務不履行など 第 5 週正常でない権利取得者を巡る実務上の諸問題/その他の様々な問題
成績評価方法	平常点 10%(ミニテストは評価対象外とする)、期末筆記試験 90%
教科書	特に指定しない。レジュメ及び参考資料を適宜配布する予定である。
参考書	1 別冊ジュリスト「民事訴訟法判例百選」(第 5 版) 有斐閣 (4 版でも可) 2 要件事実について、司研・『新問研要件事実』(ときに、司研・『紛争類型別要件事実』)を必要に応じて参照する。 3 京野哲也『クロスレファレンス民事実務講義 第 2 版』(ぎょうせい,2015)

授業科目名	刑事訴訟実務の基礎 II
科目番号	01NA155
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春 AB 金 7
担当教員	高橋 理恵
授業概要	刑法, 刑事訴訟法の基本的な理解がされていることを前提として, 事例問題や記録教材を用い, 刑法, 刑事訴訟法の理論が, 実務においてどのように運用されているかを学習し, 刑事手続全般についての理解を深め, 刑事実務の基礎的な知識を習得します。
備考	
授業形態	演習
授業の到達目標	具体的な事例に即した問題発見能力, 事実認定の基礎的な能力, 刑事法の解釈・適用能力, 刑事訴訟を運用する基礎的な能力を涵養することを目標とします。
授業のすすめ方	具体的な事例に即した問題発見能力, 事実認定の基礎的な能力, 刑事法の解釈・適用能力, 刑事訴訟を運用する基礎的な能力を涵養することを目標とします。
授業計画	第 1 回捜査の端緒, 職務質問, 任意捜査等 [講義の概要] ガイダンス, 捜査手続の流れ (事件発生から事件送致, 終局処分までの概要) を説明する。 第 2 回所持品検査, 違法収集証拠の証拠能力 [講義の概要] 職務質問の際の有形力の行使, 所持品検査の適法性の判断, 違法収集証拠の証拠能力について検討する。 第 3 回搜索・差押等 [講義の概要] 搜索・差押等に関する捜査手続上の諸問題について検討する。 第 4 回逮捕・勾留 (事件記録教材第 6 号第 1, 第 2 分冊に基づいて) [講義の概要] 逮捕・勾留手続の実務上の諸問題について検討する。 第 5 回検察官の終局処分 (事件記録教材第 6 号第 1, 第 2 分冊に基づいて) [講義の概要] 終局処分の種類, 第 6 号事件の処分について検討する。 第 6 回公判準備 (事件記録教材第 6 号第 1, 第 2 分冊に基づいて) [講義の概要] 事件記録教材に基づいて, 証拠の選択等について検討する。 第 7 回公判前整理手続 [講義の概要] 公判前整理手続の具体的な制度と実務上の運用について検討する。 第 8 回訴因の特定と公判の冒頭手続 [講義の概要] 訴因の意義, 機能, 訴因の特定, 冒頭手続等について検討する。 第 9 回証拠法 伝聞法則とその例外 [講義の概要] 証拠法に関する実務上の諸問題について検討する。 第 10 回証拠法 自白法則 [講義の概要] 自白法則に関する実務上の諸問題について検討する。
成績評価方法	期末試験 60% 平常点 (授業中の発言内容等) 10% 中間課題 30%
教科書	特に指定しません。各自がこれまで使用してきた刑事法の基本書, 参考書, 判例集等を使用してください。なお, 講義には六法を持参してください。
参考書	必要に応じて, 予習事項において, 適宜指示します。

授業科目名	ロイヤリング I
科目番号	01NA156
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	夏季休業中 土 6,7
担当教員	森田 憲右
授業概要	法的技術基礎論 (ロイヤリング) は, 法律家とくに弁護士として実務において要求される技能の中で, 法科大学院の学生が習得するのが適切であると認められる法律家としての基本的な技能についての理論である. 授業内容は, 刑事事件の事件受任から終了までの一連の流れを基本的な事件を中心に講義し, 議論することを通じて基本的技能を修得することを目的とする.
備考	
授業形態	演習
授業の到達目標	法的技術基礎論 (ロイヤリング) は, 法律家とくに弁護士として実務において要求される技能の中で, 法科大学院の学生に習得させるのが適切であると認められる基本的な技能 (アメリカでは lawyering skills と呼ぶロースクールもある) についての理論である. 民事系・刑事系を問わず法律実務科目は相互に関連し、それぞれに重要であることはいうまでもないが、法的技術基礎論は、すべて法律家に必要とされている基本的素養である。このように法律実務家にとって不可欠な法的技術とは何かについて、とりわけ刑事弁護実務について具体的事件を通じて学べる機会としたい。
授業のすすめ方	授業内容は、特定の刑事事件 (外国人に対する公務執行妨害被疑事件) を題材として、被疑者段階の刑事弁護活動を中心に、時々刻々変転する受任から公判準備に至るまでの刑事手続の流れの中で、被疑者 (被告人) との模擬接見等に基づき、事案の把握・問題点の拾い出しをしつつ、弁護方針を決定することを学び、もって、法律家として必要とされる聴き取り能力、問題点を発見する能力、問題点を処理・解決する能力を養うとともに、刑事手続全体の中で被疑者弁護活動及び公判準備の位置づけを理解することができるようにする。
授業計画	第 1 週第 1・2 回 初回接見と刑事弁護人の選受任 第 2 週第 3・4 回 模擬接見等に基づく、逮捕留置中の被疑者に対する弁護活動 第 3 週第 5・6 回 模擬接見等に基づく、公判請求直後の保釈請求, 保釈請求書の起案 第 4 週第 7・8 回 保釈面接, 模擬接見等に基づく、公判準備 (証拠開示、証拠意見、予定主張) 第 5 週第 9・10 回 模擬接見等に基づく、公判準備 (証拠開示、証拠意見、予定主張)
成績評価方法	筆記試験 80%、平常点 (小テストの結果を含む)20% とした総合評価とする。
教科書	教科書は使用しない。但し、事件記録を貸与する。
参考書	その他関連資料は適宜配付する。

授業科目名	ロイヤリング II
科目番号	01NA157
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	秋 B 火 7,8
担当教員	山口 卓男
授業概要	具体的な紛争事例を素材とし、事案の分析から、法理論や判例の調査・検討、解決手段の選択、結果の実現までの過程を、その一連のプロセスに即して、討議及びリサーチペーパーの作成などの方法により、総合的かつ多面的に検討することで、法を用いて問題を解決する弁護士の思考方法・行動様式について、基本的な理解を得ることを目的とする。
備考	
授業形態	演習
授業の到達目標	民事事件の代理人弁護士として、依頼者からの事情聴取にはじまり、事案に含まれる法律問題を抽出・整理し、紛争解決の見通しを立てて、そのための適切な手段を選択するまでの、基本的な思考方法と技能に関する知見を獲得する。
授業のすすめ方	具体的な紛争事例を素材とし、事案の分析から、法理論や判例の調査・検討、解決手段の選択、結果の実現までの過程を、その一連のプロセスに即して、討議及びリサーチペーパーの作成などの方法により、総合的かつ多面的に検討することで、法を用いて問題を解決する弁護士の思考方法・行動様式について、基本的な理解を得ることを目的とする。
授業計画	第 1 週概説/弁護士の役割と紛争解決 第 2 週法律相談・インタビューの技能と方法論 第 3 週ロールプレイ 1(事情聴取と聴取メモ・陳述書等の作成) 第 4 週紛争解決の見通しと解決手段の選択 第 5 週交渉と各種文書の意義と機能 第 6 週ロールプレイ 2(交渉と合意書・報告書等の作成) 第 7 週証拠とその収集方法、内容証明郵便による通知書の作成 第 8 週訴訟その他の裁判所における解決手段 第 9 週訴状等申立文書 (サマリー) の作成 第 10 週事件の終結/まとめ
成績評価方法	事案の法的分析能力、紛争解決策の案出能力、弁護士の役割 (倫理を含む) に関する理解、コミュニケーション又はディスカッション能力、及び、文書による表現能力を総合的に評価する。評価の比重は、授業における発言やロールプレイ等のパフォーマンスから 50%、法律文書の作成又はレポートから 50% とする。
教科書	特に指定なし。
参考書	随時紹介する。

授業科目名	リーガルクリニック
科目番号	01NA158
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2・3 年次
時間割	通年 応談
担当教員	山口 卓男, 井上 真, 小野田 峻, 永島 賢也
授業概要	原則として、学生 2 人を 1 チームとし、法律事務所 (学内・学外) において実際の事件処理に立会うことにより、事情聴取、文書起案、交渉、調査などで必要とされる基本的な視点や技能に関する理解を得ることを目的とする。
備考	
授業形態	演習
授業の到達目標	法律事務所において事件処理を実地に見聞することにより、弁護士という職業に対する具体的なイメージを形成するとともに、守秘義務・利益相反禁止など職務上の義務を理解し、また、現実には生起している事件に即して法理論の実践的な活用場面を経験し、事情聴取、文書起案、交渉、調査などのスキルについて基本的な視点を獲得すること。
授業のすすめ方	1 オリエンテーション リーガルクリニックの開始に先立ち、法律事務所において事件に携わるための基本的事項 (職務上の義務・責任、依頼者や相手方との応対上の注意事項など) を、教室における講義形式により習得させる。また、学生は、自ら何を主眼に学びたいか (訴訟手続の流れ、事情聴取の技法、尋問事項の構成と交互尋問技術、法律・事実関係の調査手法、証拠収集及びそれに基づく法律構成・文書起案など) を決め、これを受講希望調書に記載して担当教員に提出する。 2 事務所実習 (通年で分割または連続) 学生は、少人数 (2~3 名程度) のグループごとに履修場所となる法律事務所に配属され、各自の受講希望 (テーマ) に基づき、担当教員と協議のうえ、具体的な受講計画を作成する。学生は、この受講計画に従って、担当教員の指導のもとで、各人のテーマごと、あるいは割り当て事件ごとに、事情聴取・相談への同席、法廷傍聴、文書起案、調査活動などを行なう。学生は、受講の都度、受講日報を提出するほか、全ての受講計画を終了した段階で、レポートを提出する。
授業計画	第 1 週オリエンテーション (第 1 回) 弁護士の職務上の基本事項について 第 2 週オリエンテーション (第 2 回) 受講希望調書の作成等 第 3 週以降 (随時) 法律事務所における実習 (各自)
成績評価方法	実習への参加態度、グループでのディスカッションの内容、各自の受講計画の達成度、受講日報及びレポート等 (起案を含む) の内容を総合的に評価する。評価の比重は、参加態度等 40%, 受講日報・レポート等 60% の割合とする。
教科書	特に指定しません。
参考書	各学生のテーマごと、また、実習の場面ごとに随時指示します。

授業科目名	要件事実論 I
科目番号	01NA159
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 A 土 4,5
担当教員	植草 宏一
授業概要	本科目では、民事紛争における基本的な紛争類型別の要件事実（実体法上の法律効果を発生させる実体法上の法律要件に該当する具体的事実）の構造（請求原因・抗弁・再抗弁等）を理解させることを目標とする。
備考	2009 年度以前の「要件事実論・事実認定論」の一部
授業形態	演習
授業の到達目標	実体法上の法律効果を発生させる実体法の法律要件に該当する具体的な事実（要件事実）については、実体法及び手続法の基本的な理論教育だけでは、個々の事案において具体的にどこまで主張立証すれば足りるのかについて、受講生が十分に理解することは難しい。そこで、従来から司法研修所等において研究され、判例理論においても定着した要件事実論を習得して、個々の紛争類型ごとに分析する法的な実務処理能力を身につけることが必要となる。 本科目は、個々の基本的な紛争類型における要件事実の構造（請求原因・抗弁・再抗弁等）について講義し、本科目の応用・発展科目である「要件事実論 II」の授業のための基本知識を習得させることを到達目標とする。
授業のすすめ方	授業に先立ち、授業案内用レジュメを配布する。そこには、教科書の概要及び論点を摘示して、授業ではそれらの論点につき受講者に質問しつつ進行する。受講者は、事前にレジュメに基づき予習したうえ、授業に臨んでもらいたい。
授業計画	第 1 週実務から見た民事訴訟の基本的構造 売買契約に基づく代金支払請求訴訟及び目的物引渡請求訴訟 第 2 週貸金返還請求訴訟 所有権に基づく不動産明渡請求訴訟 第 3 週不動産登記手続訴訟 第 4 週賃貸借契約の終了に基づく不動産明渡請求訴訟 第 5 週動産引渡請求訴訟等
成績評価方法	期末試験の結果及び授業における議論や参加態度を総合して評価する。評価基準は、学期末に実施する筆記試験を 80%、授業での議論・参加態度を 20% とする。
教科書	司法研修所編「新問題研究 要件事実」 司法研修所民事裁判教官室編「改訂紛争類型別の要件事実」
参考書	司法研修所民事裁判教官室編「民事訴訟における要件事実第 1 巻」 司法研修所民事裁判教官室編「民事訴訟における要件事実第 2 巻」

授業科目名	要件事実論 II
科目番号	01NA160
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋 C 木 7,8
担当教員	北 秀昭
授業概要	生の混沌とした事実から訴訟物との関係を考えながら法的に意味ある事実とその他の事実を仕分け、当該法律効果の発生のための必要にして十分な最小限の事実（要件事実）を見抜き、抽出する基礎的能力を身につけるとともに、要件事実論と民事訴訟法や民法（実体法）との有機的な構造関連性を理解することを目標とする。
備考	2009 年度以前の「要件事実論・事実認定論」の一部
授業形態	演習
授業の到達目標	民事判決における判断は、当該訴訟物に関するいろいろな要件事実を組み合わせることによって行われるものであるから、要件事実論は、民事訴訟における適性迅速な審理判断にとって本質的に必要なものである。要件事実を的確に考えることによって、ある法律効果の発生のために必要な事実としては、どのような事実が主張立証されれば必要十分かが明確になる。同時にこの要件事実を考えるということは、前提となる実体法（民法）の規範構造を分析することにほかならないので、その分析・検討は、まさしく実体法（民法）の解釈論を学ぶことでもある。 本授業は、春学期の「要件事実論 I」で習得した要件事実論の基礎的知識を前提とした応用・発展科目として、生の混沌とした事実から訴訟物との関係を考えながら法的に意味ある事実とその他の事実を仕分け、当該法律効果の発生のための必要にして十分な最小限の事実（要件事実）を見抜き、抽出する基礎的能力を身につけるとともに、要件事実論と民法（実体法）や民事訴訟法との上記の有機的な構造関連性を理解することを到達目標とする。
授業のすすめ方	生の混沌とした事実から訴訟物との関係を考えながら法的に意味ある事実とその他の事実を仕分け、当該法律効果の発生のための必要にして十分な最小限の事実（要件事実）を見抜き、抽出する力を養うために、主として後掲教科書「ケースブック要件事実・事実認定」の基本事例とオリジナルの具体的事例を用い、受講生が事前に予習していることを前提に、その習熟度に応じて、受講生に対する質問をおりませ、あるいは争いのある生に近い具体的事実から要件事実を抽出してその攻撃防御方法の構造を明らかにする作業（いわゆる「ブロックダイアグラム」の作成）を実際に行わせるなどして、受講生主体の授業を行い、要件事実論の基礎についての理解の深化を図る。
授業計画	第 1 回「要件事実論的思考」とは何か（要件事実の基礎論入門） 第 2 回事例研究・「売買・動機の錯誤」 第 3 回事例研究「貸金」 第 4 回事例研究「代理」 第 5 回事例研究「保証」 第 6 回事例研究「保証と表見代理」 第 7 回事例研究「対抗要件等 1(債権譲渡)」 第 8 回事例研究「対抗要件等 2(不動産・動産)」 第 9 回事例「賃貸借」のブロックダイアグラムの作成等の実践 第 10 回事例「賃貸借」の問題研究
成績評価方法	期末試験の結果及び授業における議論や参加態度を総合して評価する。評価基準は、期末に実施する筆記試験を 80%、授業での議論・参加態度（平常点）を 20% とする。

教科書	伊藤滋夫・山崎敏彦編著「ケースブック要件事実・事実認定第２版」(有斐閣) 司法研修所民事裁判教官室編「改訂紛争類型別の要件事実」
参考書	司法研修所民事裁判教官室編「民事訴訟における要件事実第１巻」 司法研修所民事裁判教官室編「民事訴訟における要件事実第２巻」 伊藤滋夫著「要件事実・事実認定入門-裁判官の判断の仕方を考える-」(有斐閣)

授業科目名	民事模擬裁判
科目番号	01NA161
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春 B 土 4,5
担当教員	植草 宏一
授業概要	民事訴訟実務の基礎を習得した者を対象とし、模擬裁判を実施してその各段階に必要な文書の起案を実際にさせ、その起案について講評して民事裁判において必要とされる法律文書の作成に関する基礎的な知識を習得させる。
備考	2012 年度以前の「法律文書作成 I」
授業形態	演習
授業の到達目標	民事訴訟手続の実務、特に争点（及び証拠）整理手続と集中証拠調べ手続を理解させるとともに、民事訴訟関係文書作成に関する基礎的な知識を習得させること。
授業のすすめ方	本科目は、民事手続法の基礎を習得した学生に対し、民事模擬裁判（特に争点及び証拠整理手続と集中証拠調べ手続）を実際に行わせ、また、訴訟の各段階に必要な訴訟関係文書を起案させ、その起案について講評する方法で演習を行う。
授業計画	第 1 週訴状起案 模擬裁判のガイダンス（事例及び進行の説明、役割分担） 第 2 週訴状起案の講評 準備書面起案 第 3 週争点及び証拠整理 第 4 週交互尋問 （準備書面とサマリー判決の自宅起案） 第 5 週判決言渡し、事実認定についての討論 模擬裁判全般についての講評及び討論
成績評価方法	各起案内容と模擬裁判における参加態度から 70%、レポートの内容から 30% として、総合評価する。
教科書	事前に模擬裁判資料及びプリント教材を配布するほか、特に教科書は指定しない。
参考書	特に指定しない。

授業科目名	刑事模擬裁判
科目番号	01NA162
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春 A 土 4,5
担当教員	森田 憲右, 石川 雅巳, 檜垣 直人, 津幡 智恵子, 井上 真
授業概要	刑事法の基礎を習得した者を対象に、模擬裁判を実施してその各段階に必要な文書の起案を実際にさせ、その起案について講評して刑事裁判において必要とされる法律文書の作成に関する基礎的な知識を習得させる。
備考	「民事模擬裁判」と交互で隔週開講 2012 年度以前の「法律文書作成 II」
授業形態	演習
授業の到達目標	刑事法の基礎を習得した者に対し、模擬裁判を経験させつつその各段階で必要となる文書の内主要な文書を起案させ、さらには証人尋問の準備と尋問等を受講者に実際にやってもらい、初歩的な刑事裁判実務に対応できる能力を獲得することを到達目標とする。
授業のすすめ方	授業は下記の授業計画のとおり行うが、受講者には講義前に模擬裁判事件記録を貸与する。受講者はその記録に基づき、文書の起案、証人尋問の準備、尋問を行うことになる。
授業計画	第 1 回配布済みの模擬裁判記録に基づき、起訴状起案の提出、講評、裁判官・検察官・弁護人の役割決定、記録の検討、争点整理演習、講評、次回の準備 第 2 回争点整理演習、講評、次回の準備 第 3 回公判演習、第 1 回公判期日、証人尋問 1 名、講評、次回の準備 第 4 回公判演習、第 2 回公判期日、証人尋問 2 名、結審、講評、次回の準備 第 5 回論告、弁論、評議、判決、講評
成績評価方法	文書の起案 (起訴状 20%、証明予定事実記載書面・予定主張 10%、論告・弁論・判決 30%・パフォーマンス 40%)
教科書	教科書は使用しない。但し、模擬裁判事件記録を貸与する。
参考書	

授業科目名	法哲学
科目番号	01NA201
単位数	1.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春 C 土 2,3
担当教員	森村 進
授業概要	法哲学 (法理学) とは、法と法学の諸問題を根本的なレベルにまで遡って検討する学問である。従ってそれが取り扱う領域は法学全般に及びうるが、通常は 1 法的概念 (法・義務・権利など) の分析、2 法的議論 (推論) の方法、3 法価値論 (特に正義論) の三つの部分に大別されることが多く、それが便利である。この講義では時間の制約と私の問題関心から、主として 1 と 3 の問題を取り上げ、2 の問題には第 5 回の授業で付随的に触れることにする。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	この授業を通じて、法体系を一層広い総合的な視野の下で見る観点を持ってもらいたい。テーマの性質上、どうしても議論が抽象的になりがちだが、なるべく日本の法制度や法解釈と結びつけて、理解に役立てたい。
授業のすすめ方	授業は受講者が教科書を読んだことを前提とした講義を中心とするが、質疑応答を適宜取り入れていきたい。受講者の積極的な授業参加を期待する。 各回の授業では次のようなテーマを取り上げたいが、実際には多少のずれがあろう。
授業計画	第 1 週 (1) この授業の進め方。法哲学とはいかなる学問か:その歴史と概観:今日本語で読めるどのような文献があるか (2) 法概念論 (法実証主義と自然法論の対立。東アジアの伝統的な法観念と西洋的な法観念との比較) 第 2 週 (3) ケルゼンの純粹法学と政治思想 (4) ハートの法実証主義と「法と道德の分離テーゼ」 第 3 週 (5) ドゥオーキンの「解釈としての法」と平等主義 (6) アリストテレスの正義論と功利主義 (多様な「幸福」概念の比較検討) 第 4 週 (7) 現代の正義論の諸相 (リベラリズムとリバタリアニズムとコミュニタリアニズム) (8) 権利論 (利益説と選択説の対立。ホーフエルドの「基本的な法的諸概念」) 第 5 週 (9) メタ倫理学 (10) まとめ (この授業で十分触れられなかった諸問題。法哲学は法解釈学にいかなる仕方で役立てるか?)
成績評価方法	基本的に期末試験により (70%)、授業参加態度 (30%) を加味する。
教科書	森村進『法哲学講義』(筑摩選書)
参考書	森村進『権利と人格』(弘文堂) 森村進『自由はどこまで可能か』(講談社現代新書) 森村進『財産権の理論』(創文社) その他の文献は授業の際に指示する。

授業科目名	英米法
科目番号	01NA202
単位数	1.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春 C 金 7,8
担当教員	安部 圭介
授業概要	英米法の歴史、英米法系の司法制度といった総論的部分と、特定の法分野について考察する各論的部分とを組み合わせ、英米法に関する幅広い基礎知識の修得を目指す。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	憲法・差別禁止法の分野に関する合衆国最高裁判所およびいくつかの州最高裁判所の重要な判例を取り上げ、現代アメリカ社会における司法の役割の実態について学習する。最先端の動きを学ぶことで、アメリカの法制度を概観するとともに、アメリカ社会で「法」が果たしている機能について幅広い理解を得ることを目標とする。
授業のすすめ方	日本語の教材を用いて、講義とソクラティック・メソッドを組み合わせる形式で行う。各回の授業では、その回のテーマにかかわる判例について解説し、その判例がアメリカの法体系の中で持つ意義を考えるとともに、そこで扱われている法的問題がアメリカ社会の中でどのような意義を持っているかについても探求する。各回のテーマは、後掲の授業計画の通りである。
授業計画	第 1 週最高法規としての連邦憲法、連邦制の構造 第 2 週ステイト・アクションの法理 第 3 週デュー・プロセスとプライバシーの権利 第 4 週平等保護の基本的枠組み、平等保護の現代的展開 第 5 週表現の自由 第 6 週信教の自由と政教分離原則 第 7 週財産権と土地利用規制 第 8 週連邦憲法と州憲法、社会権、憲法改正 第 9 週市民的権利、公共的訴訟と弁護士費用の敗訴者負担 第 10 週死刑制度の現在
成績評価方法	学期末試験 100%
教科書	芹澤英明・安部圭介(共著)『ケースで学ぶアメリカ法』(有斐閣 近刊) 開講時までに刊行されない場合は、教科書に代わる教材(プリント)を配布する。
参考書	1 樋口範雄・柿嶋美子・浅香吉幹・岩田太(編)『アメリカ法判例百選』(有斐閣 2012 年) 2 田中英夫(編集代表)『BASIC 英米法辞典』(東京大学出版会 1993 年)

授業科目名	EU 法
科目番号	01NA203
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋 B 月 7,8
担当教員	レンツ カール フリードリッヒ
授業概要	第 1 章 (第 1 回から第 7 回)「EU 法と国内法」は、国内法の各分野 (憲法、私法、刑法の順) から EU 法を説明する。憲法・民法などは日本法科目でもあるため、馴染みやすい。第 2 章 (第 8 回から第 10 回)「EU 運営方法条約の最も重要な条文」は、EU 法の各領域を扱う。その際、実務における最も重要なところを集中的に説明する。輸入数量制限禁止、EU 裁判所の地位などの問題を扱う。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	この科目の目標は、2009 年 12 月発効のリスボン条約で大幅に改正された欧州連合 (EU) 法に関する概説である。また、EU 法の最近の動きを紹介・議論することを通して、新しい問題に関する討論能力を養成することも目標の一つである。
授業のすすめ方	講義課目ですが、途中で知識確認のために全員に○×問題を出して、知識を確認する。さらに論点について問題提起して、受講者に発言を求める。
授業計画	第 1 回 EU 法の体系。EU と EC の関係、リスボン条約、一次法と二次法。 第 2 回 EU 法と国内法の関係。EU 法の国内法に対する優劣問題に関する判例。 第 3 回立法手続きと民主主義。EU の機関、立法手続き、民法主義。 第 4 回消費者保護法。製造物責任、訪問販売、普通契約約款。 第 5 回会社法。情報公開、欧州株式会社、国際会計基準。 第 6 回経済刑法。独占禁止法における過料処分。 第 7 回エネルギー関連法。地球温暖化対策、再生進可能エネルギー促進。 第 8 回国境を越える貿易の自由。EU 運営条約 34 条に関する通常事例と判例。 第 9 回 EU 裁判所の地位。EU 運営条約 267 条に関する通常事例と判例。 第 10 回指令、規則と決定。EU 運営条約 288 条に関する通常事例と判例。
成績評価方法	学期末試験のみを評価対象とする。
教科書	教科書は使用しない。必要な情報はプリントで提供し、更に、関連インターネットページを積極的に活用する。
参考書	参考書を特に指定しないが、以下の情報源を推奨する: Lenz, 法学学習戦略 (2016 年)、k-lenz.de/hgs 外務省「EU」ページ: snurl.com/14fi7 EU 在日代表部ページ: www.euinjapan.jp 中西 優実子「EU 法」2012 年 小林 勝 (訳)「リスボン条約」2009 年 庄司 克宏「はじめての EU 法」2015 年 藤井 良広「EU の知識」2013 年 1. Lenz, 法学学習戦略 (2016 年)、k-lenz.de/hgs 2. 外務省「EU」ページ: snurl.com/14fi7 3. EU 在日代表部ページ: www.euinjapan.jp 4. 中西 優実子「EU 法」2012 年 5. 小林 勝 (訳)「リスボン条約」2009 年 6. 庄司 克宏「はじめての EU 法」2015 年 7. 藤井 良広「EU の知識」2013 年

授業科目名	法史学
科目番号	01NA204
単位数	1.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春 C 水 7,8
担当教員	井上 琢也
授業概要	ドイツ法史あるいはローマ法史の知見を踏まえながら、法学習の途上で出会う「所有」「所有権移転」等の基本概念や基礎理論の歴史的な意味を検討して、柔軟な法的思考力を維持する手がかりを皆さんに提供したいと思う。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	古代ローマ法学を淵源として発展してきた「ヨーロッパ普通法学」の屋台骨となる基礎的な概念が過去の各段階でもった意味を確認し、これらの概念が現代法と確かにつながって有機的体系を構築していることに気づくことから出発して、最終的に、法解釈学の基層にある「所有」や「占有」等の概念の意味を的確に語れるようになり、西洋法の伝統を踏まえた、歴史的な説得力を持った法律文書を作成する力を獲得する。
授業のすすめ方	法解釈学の前提となるローマ法の基本枠組を紹介した上で、「売買」、「原因」、「寄託」等の概念を選んでその意味を「現代法」と応答しながら検討する。古代ローマ法学や近代法学において、これらの概念がどのように機能していたかを皆さんと応答しながら紹介することを通して、「西洋法」の奥底に佇む、あまりにも基礎的であるが故に難解な「コモンセンス」をできる限り純化して提示して、「所有権取得」等に関わる解釈技術をステップアップさせる手助けをしたいと考えている。 授業に参加するにあたって西洋史に関する専門的知識は必要ではないが、事前に配布するレジュメをあらかじめ毎回熟読して授業に臨むことが必須となる。教科書代わりのレジュメには講義内容をしっかり書き込んでおくので、復習にも十二分に利用していただきたい。
授業計画	第1週 (総論 古代ローマの原始取得) 「所有権移転」について歴史的に検討する本講義の総論として、まず、古代ローマにおいて所有権の取得がどのように行われたのか、その類型を概観する。次に、「原始取得」に関する論争を「無主物先占」や「附合」等に注目しながら紹介して、ローマ法学の発想の一端に触れてみようと思う。 第2週 (古代ローマの契約と占有) 「現代型契約」論の底流にも確かに潜んでいる古代ローマの「契約」について、「問答契約」や「寄託」等に注目しながら概観する。次に、ローマ法学の肝である「占有」について、「自主占有」や「市民的占有」といった概念の中身を確認しながら説明して、「占有」という仕組みの醍醐味を堪能してもらおうと思う。 第3週 (古代ローマにおける「他人物売買」) 古代ローマにおける「売買」の変遷過程に留意しながら、「売買契約」が示す諸相について詳論する。その上で、「他人物は動かない」原則が貫徹していた古代ローマの「他人物売買」について、「追奪担保責任」等の論点にも触れながら検討し、「所有権移転」論の本格的な考察に接続させたいと思う。 第4週 (古代ローマと近代ドイツの「所有権移転」と「原因」論) 古代ローマの「有因」説と近代ドイツの「無因」説をウルピアヌスの法文とサヴィニーの「物権契約」論に注目して詳説し、「所有権移転」をうまく語れない元凶となっている「原因」や「引渡し」概念をめぐる混乱を解きほぐし、両者の揺るぎない理解につなげてみたい。

	第5週(使用取得と善意取得、そして盗品) 「取得時効」の淵源としての、古代ローマの「使用取得」について、現代法における「善意取得」制度や盗品の「所有権」の行方等に留意しながら検討することを通して、「占有」と「所有」を比較法史的に概観した本講義の総括を行ってみたい。
成績評価方法	期末定期試験のみにより評価を行う。試験形式は「・・・について説明しなさい」と問う論文試験とする。
教科書	担当教員が作成し配布するレジュメに従って授業を進める。
参考書	ウルリッヒ・マンテ『ローマ法の歴史』(ミネルヴァ書房、2008年) ゲオルク・クリンゲンベルク『ローマ債権法講義』(大学教育出版、2001年) ゲオルク・クリンゲンベルク『ローマ物権法講義』(大学教育出版、2007年) 上記の書物はいずれも、六法学修の途上でローマ法の発想が知りたくなったときに役立つ好著である。図書館等で参照していただくことで足り、これらを購入する必要はない。

授業科目名	公共政策
科目番号	01NA253
単位数	1.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	夏季休業中 土 5,6
担当教員	山下 哲夫
授業概要	この授業では、行政による公共政策の立案・実施の過程を、具体的な実例を取り上げながら講義を行う。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	公共政策の立案・実施過程についての講義・討議を通して、社会全般をめぐる様々な課題を解決するために必要な着眼点や思考方法、分析能力の習得を目指す。(題材とする政策実例に関する知識の習得を企図するものではない。)
授業のすすめ方	本講義では、霞が関において様々な政策分野に携わってきた実務担当者も招き、それぞれ具体的な政策実例を題材として、学生との討議を交えながら講義を行う。
授業計画	第 1 週○第 1 回・第 2 回 (8 月 27 日) 東日本大震災後の被災者生活支援 東日本大震災の発生後、被災者の支援のために行政がどのような活動を行ったのか。その実例を紹介しつつ、なぜその支援の仕方をとったか等について議論を行い、社会課題に対する行政の関わり方について考える。 第 2 週○第 3 回・第 4 回 (9 月 3 日) 地方分権と適法性確保 地方分権の進展に伴い、地方自治体自身の法解釈による国との紛争事案も生じるようになった。平成 24 年地方自治法改正を巡る議論を中心に、地方分権を進める一方で、国としての適法性確保手段を巡る制度改革について議論を行う。 第 3 週○第 5 回・第 6 回 (9 月 10 日) 国の行政の基礎 行政の役割や組織・財政、政策プロセスなど、国の行政に関する全般的事項について解説し、本講義全体の理解を助ける基本的な知識を習得する。 第 4 週○第 7 回・第 8 回 (9 月 17 日) 定住自立圏 地方圏における人口減少の加速化を受け、新たな広域連携の仕組みとして平成 20 年度から提唱された定住自立権構想について、実際に市町村に出向し同構想の推進を担った職員が、出向の体験談を踏まえた解説を行いつつ、議論を行う。 第 5 週○第 9 回・第 10 回 (9 月 24 日) 情報公開と個人情報保護 情報公開法と個人情報保護法について、立案の際の基本的な理念を基に、i 情報の公開と保護、ii 個人情報の利用と保護という相互に対立する概念がせめぎ合う状況を分析し、今後の課題を考察する。(注) 以上は現時点の予定であり、テーマ・順番の変更があり得る。
成績評価方法	レポート 80%、平常点 (講義における発言状況等)20%。 レポートは下記 1,2 の 2 回について作成し提出すること 1「東日本大震災後の被災者生活支援」(8 月 27 日) と「地方分権と適法性確保」(9 月 3 日) の二つのテーマのうちから一つを選択 2「定住自立圏」(9 月 17 日)、「情報公開と個人情報保護」(9 月 24 日)、1 の二つのテーマのうち 1 で選択しなかったもの、の三つのテーマのうちから一つ選択 1,2 とも、それぞれのテーマについて、問題・課題の本質、解決・改善の方策、他の事例への応用など、授業を聞いて自分の頭で考えた (考えさせられた) ことをまとめること。(「問題・課題の本質」等は例示であり、この 3 点について全て述べよという意味ではない。) 分量の目安は、A4 紙 1~2 枚 (多少のオーバーは可) とする。 レポートの提出期限は初回の授業で提示する

教科書	毎回、講義資料を配付する。
参考書	第 7・8 回 (定住自立圏) については事前に確定次第追って提示する予定。 興味があれば参考として読むことを薦めるもの ・岡本全勝編著 (2016 年 3 月発行予定) 『大震災が変える日本』ぎょうせい - 興味があれば参考として読むことを薦めるもの ・地方行財政検討会議 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_zaisei/index.html ・国・地方間の係争処理のあり方に関する研究会 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/keiso/22351.html 興味があれば参考として読むことを薦めるもの ・真淵勝 (2014) 『行政学案内 (第 2 版)』慈学社出版 ・真淵勝 (2009) 『行政学』有斐閣 ・森田朗 (2006) 『会議の政治学』慈学社出版 (慈学選書) ・森田朗 (2015) 『会議の政治学 II』慈学社出版 (慈学選書) ・大山礼子 (2011) 『日本の国会-審議する立法府へ』岩波書店 (岩波新書) ・大矢俊雄 (2015) 『図説 日本の財政 平成 27 年度版』東洋経済新報社 ・内閣官房内閣人事局 『和文行政機構図』 http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/satei_01_05.html 授業に臨む前に読むべきもの ・情報公開制度と個人情報保護制度のガイドブック http://www.soumu.go.jp/main_content/000244046.pdf ・わかりやすい個人情報保護のしくみ (動画編)(11 分) http://www.caa.go.jp/planning/kojin/douga-index.html

授業科目名	立法学
科目番号	01NA254
単位数	1.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	秋 C 土 5,6
担当教員	塩見 政幸
授業概要	法令を起案するにはどのような事項を検討するべきかという立法政策に関する知識、その前提としての法令の構成等に関する知識を学ぶ。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	立法政策に関する知識、法令に関する知識を習得することを通じて、法令を読みながら法律問題を考える力をつけることを目標とする。
授業のすすめ方	授業においては、多くの事例をもとに、立法政策、法令等に関して解説するとともに、受講者にも発言を求めることとする。 ある程度、法令が読め、法令の問題点が理解できるようになる後半には、具体的な課題について起案の演習を行う予定である。
授業計画	第 1 週立法学の意味、立法政策的アプローチ (政策の形成・公共性) 第 2 週法政策の要件 (法律事項・憲法適合性) 第 3 週法的手段 (事業規制・経済的誘導) 第 4 週法令の種類、法令の構成、条の構造・内容 第 5 週法令の読み方、法令起案演習
成績評価方法	期末試験 100%
教科書	教材を配付する。
参考書	

授業科目名	刑事政策
科目番号	01NA255
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋 A 木 7,8
担当教員	岩下 雅充
授業概要	刑事政策の問題として論じられることがらのうち、とくに、右のテーマに関する基本の知識・理論を習得してもらう。(1) 犯罪の意義と数量的把握、(2) 犯罪の抑止を目的とした措置 (刑罰その他):その意義と実現の過程、(3) 犯罪者の処遇、(4) 刑事立法:その動向とあり方、(5) 各種の犯罪とその対策。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	犯罪の防止に向けたさまざまな施策の俯瞰ならびに施策のあり方に関する検討の視点の獲得
授業のすすめ方	犯罪の原因や動向を解明してその対策にとり組むという「刑事政策」の目的・機能は、犯罪を防止するうえで非常に重要である。犯罪の防止に向けた施策は、たんに個人・社会の安全をもたらすというだけにとどまらず、福祉・文化の向上や生産力の増大といった社会の発展とも密接に結びついている。 授業では、刑事政策の問題として論じられることがらのうち、とくに、右のテーマに関する基本の知識・理論を習得することが目的となる。(1) 犯罪の意義と数量的把握、(2) 犯罪の抑止を目的とした措置 (刑罰その他):その意義と実現の過程、(3) 犯罪者の処遇、(4) 刑事立法:近時の動向とあり方、(5) 各種の犯罪とその対策。いずれについても、法曹実務に結びついた知識・考え方の提供に軸足を置いて講義する。 なお、旧来の刑事政策の授業は、旧司法試験の試験科目となっていたせいもあって、刑事学の基本理論・政策原理を理解することや犯罪対策に向けた各種の制度のわく組みを覚え込むことなどが主たる目的であったように思われる。しかしながら、この授業では、犯罪情勢の正確な把握、社会問題となっている種々の犯罪分野に対する施策の現状と制度の変革、被告人や受刑者の更生をめぐる近時の動向など、実際の問題に即した具体的な知見も多く提供したうえで、それぞれに生起する問題を考察することが中心となるため、多くを一から学ばなければならないという点に留意してもらいたい。 授業は講義形式ですすめられる。なお、授業では、受講者との間で質疑応答をおこなうことがある。

授業計画	第 1 回刑事政策の意義 / 犯罪の意義と原因 第 2 回犯罪現象と犯罪対策の状況 (統計による把握) 第 3 回刑罰・保護処分・保安処分 第 4 回司法的過程と刑事政策 第 5 回犯罪者の施設内処遇 (矯正) 第 6 回犯罪者の社会内処遇 (更生) 第 7 回非犯罪化・非刑罰化ならびに犯罪化 / 犯罪被害者の保護と支援 第 8 回刑事政策の各論:家族間暴力や薬物犯罪などの対策 第 9 回刑事政策の各論:専門領域における事故と刑事司法 第 10 回刑事政策の各論:企業犯罪や組織犯罪など
成績評価方法	成績評価の材料となるのは、授業期間の終了後に実施する筆記試験 (期末試験) の結果 [100%] である。
教科書	教科書はとくに指定しない。レジュメおよび資料を配布する。
参考書	参考書は、第 1 回の授業が始まる前の段階で紹介する。

授業科目名	知的財産法
科目番号	01NA302
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 AB 木 7,8
担当教員	飯田 圭
授業概要	本講義は、財産的価値を有する情報（情報財）を保護の客体とする法体系である知的財産法について、その全体像についての基本的理解を得るとともに、知的財産法体系を構成する特許法及び著作権法についての基本構造と重要項目についての理論的知識を得たうえで、特許法及び著作権法についての裁判例・関連文献を素材に具体的な事案に即して思考する訓練も行うことで、特許法及び著作権法関連事件に係る応用展開能力の基礎を身に着けることを目的とする。講義対象は、特許法、著作権法を柱に、重要項目を中心に検討を行う。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	知的財産法の全体像の基本的理解並びに特許法及び著作権法の基本構造及び重要項目の理論的知識を得るとともに、特許法及び著作権法関連事件に係る事案に即した応用展開力の基礎を身につける。
授業のすすめ方	本講義は、毎回、概要の説明を行った上で、ケースメソッドの方式で行う。学生は、事前に配布される講義進行表に基づき、毎回、教科書及び参考書の該当箇所を予習するとともに、合計 2~4 件程度の各担当裁判例について、各担当回に、簡明なレポートを作成した上で、報告し、質問に回答することが義務づけられる。また、毎回、担当外の裁判例等について議論に参加することも奨励される。教科書の該当箇所と担当裁判例については事前に講義進行表を配布する。六法は毎回持参すること。
授業計画	第 1 週知的財産法概説、特許法 I(発明) 第 2 週特許法 II(特許要件及び特許取得手続)、特許法 III(発明者及び特許を受ける権利) 第 3 週特許法 IV(職務発明制度)、特許法 V(特許権の効力) 第 4 週特許法 VI(特許権侵害行為)、特許法 VII(特許発明の技術的範囲) 第 5 週特許法 VIII(抗弁及び特許無効手続)、特許法 IX(救済及び実施許諾) 第 6 週著作権法 I(著作物その 1)、著作権法 II(著作物その 2) 第 7 週著作権法 III(著作者その 1)、著作権法 IV(著作者その 2) 第 8 週著作権法 V(著作権その 1)、著作権法 VI(著作権その 2) 第 9 週著作権法 VII(著作権侵害その 1)、著作権法 VIII(著作権侵害その 2) 第 10 週著作権法 IX(著作権の制限、救済及び利用許諾)、その他の知的財産法・国際的知的財産法及び知的財産紛争解決機関
成績評価方法	レポート、報告及び質疑応答 (40%)、議論への参加等の平常点 (10%)、及び、期末試験 (50%) により総合評価する。なお、レポートを提出しない者およびその内容がひどい者は、単位が認定されないので注意されたい。
教科書	小泉直樹他編著「ケースブック知的財産法 [第 3 版]」(弘文堂・2012) なお、概要の説明のためレジュメを配布する。
参考書	(特許法) ジュリスト別冊・特許判例百選 (第四版)(有斐閣・2012) 中山信弘著「特許法 [第 2 版]」(弘文堂・2012) 高林龍著「標準特許法 [第 5 版]」(有斐閣・2014) (著作権法) ジュリスト別冊・著作権判例百選 (第四版)(有斐閣・2009) 中山信弘著「著作権法 [第 2 版]」(有斐閣・2014) 高林龍著「標準著作権法 [第 2 版]」(有斐閣・2013)

授業科目名	民事執行・保全法
科目番号	01NA305
単位数	2.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春 AB 土 2,3
担当教員	田村 陽子
授業概要	この授業は、民法や民事訴訟法との関係を重視しつつ、多くの具体的な例を基に、民事執行法・民事保全法の仕組みと基本的な諸問題について理解することを目的とする。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	本授業は、民法や民事訴訟法との関係を重視しつつ、多くの具体的な例を基に、民事執行法・民事保全法の仕組みと基本的な諸問題について理解することを目標とする。
授業のすすめ方	本授業は、民事執行手続及び民事保全手続の仕組みと基本的な諸問題について、双方向により行われる。毎回（1 日で 2 回分を扱うので、以下それを 1 回と表現する。）、事前に教科書の次の範囲を精読してくることが求められる。各回の授業は、基本的に、1. 前回の復習、2. 教科書の指定範囲の解説・質疑に基づく。期間中、小テストを 2 回ほど行う。授業では、双方向の質疑応答形式で行う。
授業計画	第 1 回民事執行法の概観、強制執行の意義・種類、債務名義 第 2 回請求異議の訴え、執行文 第 3 回執行機関、強制執行開始要件、強制執行の停止、執行異議と執行抗告、第三者異議の訴え 第 4 回違法執行と不当執行、金銭執行の諸段階、優先主義と平等主義、強制競売 (1) 第 5 回強制競売 (2)、強制管理、船舶執行 第 6 回動産執行、債権執行 (1) 第 7 回債権執行 (2)、非金銭執行 第 8 回担保権の実行としての競売等 第 9 回財産開示手続、民事保全序説、保全命令手続 (1) 第 10 回保全命令手続 (2)、保全執行手続
成績評価方法	期末試験（ペーパーテスト）の結果を 60%、授業中での小テストの結果を 40% の割合として全体を評価する。
教科書	できれば 2 冊（1 は全員必携） 1 平野哲郎『実践民事執行法・民事保全法 [第 2 版]』（日本評論社）（実務的に細かい） 2 福永有利『民事執行・保全法 [第 2 版]』（有斐閣）（定義がしっかりしている）
参考書	和田吉弘『基礎からわかる民事執行法・民事保全法 [第 2 版]』（弘文堂）（読みやすい） 藤田広美『民事執行・保全』（羽鳥書店）（理論的に細かい） 上原敏夫ほか編『民事執行・保全判例百選 [第 2 版]』（有斐閣）（実務に就くまでに必要）

授業科目名	倒産法
科目番号	01NA306
単位数	2.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春 AB 火 7,8
担当教員	北 秀昭
授業概要	破産管財人や更生管財人等の実務経験を踏まえ、できる限り具体的事例に即して講義し、倒産法の中核をなす破産法や民事再生法の基本的知識を修得させるとともに、実務上の重要問題や清算型倒産法と再建型倒産法（会社更生法を含む）との規律上の異同や相互の関係等を理解させることを目的とする。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	受講生が、テキストで取り上げられた設例と事前配付資料で指摘された質問事項に対する検討を通じて、倒産法の中核をなす破産法や民事再生法等の基礎的知識を習得するとともに、倒産実務上の重要問題や清算型倒産法と再建型倒産法（会社更生法を含む）との規律の異同や相互の関係等を理解することを到達目標とする。
授業のすすめ方	倒産処理法の分野は、「法律問題のつぼ」といわれ、破産法、民事再生法等の倒産法はもとより、労働法、税法等の倒産法以外の専門分野に係る法にまで通じていなければ、倒産手続の円滑な処理は困難である。しかし、他面、たとえば弁護士の立場からみて、倒産処理の仕事はそれまで蓄積してきた法的知識をフルに活用する機会であり、とりわけ再建型の会社更生事件の管財人の職務などは、多くの苦勞を伴うものの、やりがいがあり、極めてエキサイティングな仕事である。本講義では、下記の授業計画に従い、後掲教科書「ロースクール倒産法」の事例に即して講義し、受講者に倒産法の基礎的知識を習得させるとともに、教官の実体験をできる限り反映させて、倒産法の実務に興味と関心をもってもらえるような授業となるように努めたい。 具体的には、受講者に対し、事前にテキストの該当箇所を示して予習すべき事項を指示しておき、授業では、受講生の習熟度に応じて、質問を織り交ぜながら講義を進める予定である。
授業計画	第 1 週破産手続の概要・破産債権の届出・調査・確定【11】 第 2 週破産財団の管理・換価・配当【12】 第 3 週民事再生法の概要・再生計画の成立・変更・履行確保【13】 第 4 週倒産手続の開始【2】・手続機関【3】 第 5 週債権の優先順位【7】ほか 第 6 週契約関係の取扱い【4】・賃借権の取扱い【5】 第 7 週担保権者の取扱い【6】ほか 第 8 週詐害行為の否認【8】 第 9 週偏頗行為の否認【9】 第 10 週相殺権【10】ほか 第 1 週の「破産手続の概要」は、法的倒産手続の流れについての具体的イメージを先ず掴むことを目的とする。その他の授業の課題については、前掲テキスト中の当該 UNIT 番号の「QUESTIONS」参照
成績評価方法	期末試験の結果及び授業における議論や参加態度を総合して評価する。評価基準は筆記試験を 80%、授業での議論・参加態度（平常点）を 20% とする。
教科書	テキストとして、三木浩一・山本和彦編「ロースクール倒産法第 3 版」（有斐閣、2014 年 4 月刊）を、授業で利用する。基本書として、山本和彦・中西正・笠井正俊・沖野眞己・水元宏典「倒産法概説第 2 補訂版」（弘文堂、2015 年）を使用する。なお、上記の授業計画中の【】内の番号は、上記「ロースクール倒産法」の UNIT 番号を指す。

参考書	
-----	--

授業科目名	国際取引法
科目番号	01NA307
単位数	2.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春 AB 土 6,7
担当教員	大塚 章男
授業概要	本講座は、物品、資金、役務、知的財産に関わる国際取引（合併等の国際企業活動を含む）の法理論とケースを検討することにより国際取引法の全体構造を学ぶ。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	本授業を通じて transnational な取引・事業活動に関わる様々な諸問題に対して、適法かつ有効にこれらの問題を解決し、適切なリーガル・サービスやリーガル・プランニングを提供し得る基礎的能力を養成することを目指す。
授業のすすめ方	本講座は、物品、資金、役務、知的財産に関わる国際取引（合併等の国際企業活動を含む）に関する法領域を扱う。国際企業活動の枠組み、国際物品売買、製造物責任の国際的側面、国際企業進出、販売店と代理店、国際合併事業、国際企業買収、国際取引と紛争解決などについての法理とケースを検討することにより国際取引法の全体構造を学ぶ。
授業計画	授業方法としては、原則として毎回、当該項目についての講義を行い、最後 15-20 分程度で指定した判例等のマテリアルを素材に、随時発言を求めながら進めて行く形を予定している。 第 1 回国際取引の構造と適法法規・法廷地など 第 2 回国際取引と紛争（米国裁判制度を素材に） 第 3 回国際取引の主体、主権免除等 第 4 回国際売買の成立 第 5 回国際売買と貿易条件 第 6 回売買契約の決済 第 7 回国際物品運送契約 第 8 回製造物責任 第 9 回国際販売店と代理店 第 10 回国際マーケティングと反トラスト法 第 11 回国際ライセンス 第 12 回知的財産と反トラスト法 第 13 回並行輸入 I 第 14 回並行輸入 II 第 15 回国際企業進出、親子会社問題 第 16 回国際合併 第 17 回企業買収 第 18 回雇用差別 第 19 回国際課税 第 20 回国際取引紛争とその解決（国際商事仲裁を中心に）
成績評価方法	期末試験と質疑応答状況により判定する。 各講義における質問や議論の参加による貢献度:10% 期末試験の成績:90%

教科書	1. 大塚章男『事例で解く国際取引訴訟』(日本評論社、2007 年) 2. 澤田壽夫ほか『マテリアルズ国際取引法 (第 3 版)』(有斐閣、2014 年) 使用するレジュメおよび資料は最初の授業時に一括して配布します。
参考書	1. 山田録一・佐野寛『国際取引法 (第 3 版)』(有斐閣、2006 年) 2. 高桑昭『国際商取引法 (第 3 版)』(有斐閣、2011 年) 3. 大塚章男『ケースブック国際取引法』(青林書院、2004 年) 4. 中西・北澤・横溝・林『国際私法 (LEGAL QUEST)』(有斐閣、2014 年) 5. 国際私法判例百選 (第 2 版)

授業科目名	国際私法
科目番号	01NA308
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 AB 月 7,8
担当教員	種村 佑介
授業概要	現在の我々の生活は、世界中の国々と様々に関わり合いながら成立している。その反面、複数の国の法律関係が絡むトラブルも絶えない。例えば、甲国の A 社と日本の B 社との間で締結された契約をめぐる争いが生じた場合、あるいは日本に居住する C 国人・D 国人夫婦が離婚する場合、日本の裁判所はどのような事案を引き受け、どの国の法律に基づき紛争解決を図るべきか。このような問題意識のもとに、本講義では、国際私法（広義）の主要論点について解説する。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	本講義の目標は、国際私法（抵触法）に関する基本的な知識を習得するとともに、国際私法（抵触法）の理論的諸問題についての理解を深めることにある。
授業のすすめ方	事前にレジュメを配布し、講義を行う。 受講生には、レジュメに掲げられた参考文献を読み、設問について考え、課題を果たしてることが要求される。
授業計画	第 1 週国際私法序論、準拠法選択規則の基本構造 / 単位法律関係（法律関係の性質決定等） 第 2 週連結点（国籍、常居所、連結点の組み合わせ等）/ 不統一法国法の指定 第 3 週反致 / 国際私法上の公序、先決問題・適応問題（総論まとめ） 第 4 週契約 第 5 週法定債権 第 6 週婚姻 第 7 週親子 / 親族関係等 第 8 週相続・遺言 / 財産関係事件の国際裁判管轄 1 第 9 週財産関係事件の国際裁判管轄 2 / 家事事件の国際裁判管轄 第 10 週外国判決の承認・執行
成績評価方法	平常点（10%） 期末試験（90%）
教科書	中西康＝北澤安紀＝横溝大＝林貴美『国際私法』（有斐閣、2014 年）
参考書	櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選』（第 2 版、有斐閣、2012 年） その他、1 回目の講義で紹介する。 1. 櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選』（第 2 版、有斐閣、2012 年）

授業科目名	経済法
科目番号	01NA309
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 AB 火 7,8
担当教員	山田 務
授業概要	主要な判例、公正取引委員会の審決、公正取引委員会のガイドライン、相談事例等を参照しながら、独占禁止法の実体規定の解釈及び手続規定の解釈・運用実態について講義する。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	独占禁止法について、法曹実務に必要な知識、思考方法を習得し、事業者が行う各種の事業活動に際しての独占禁止法上の具体的な問題について、法的に解決できる能力を養成する。
授業のすすめ方	独占禁止法は、市場経済体制下において、一般消費者の利益の確保と国民経済の民主的な発達の促進を図る基本法であり、近年その重要性が高まり、国際的事案も多くなっている。 授業では、主要な判例、公正取引委員会の審決・排除措置命令・課徴金納付命令、公正取引委員会のガイドライン、相談事例等を参照しながら、独占禁止法の実体規定、措置・手続規定、最近の課題等について講義する。 講義は、レジュメ・関係資料を配布し行うが、学生は、一層の理解を深める上で、下記等の参考書の該当部分を予習・復習する必要がある。
授業計画	第 1 週独占禁止法の概要 第 2 週独占禁止法の基本概念、規制の枠組み 第 3 週主要な禁止規定 (不当な取引制限 (1)) 第 4 週主要な禁止規定 (不当な取引制限 (2)、事業者団体規制) 第 5 週主要な禁止規定 (私的独占) 第 6 週主要な禁止規定 (不公正な企業結合規制) 第 7 週主要な禁止規定 (不公正な取引方法 (1)) 第 8 週主要な禁止規定 (不公正な取引方法 (2)) 第 9 週主要な禁止規定 (不公正な取引方法 (3)) 第 10 週独占禁止法の執行 (手続、行政処分、刑事処分、民事訴訟)
成績評価方法	筆記試験 70% 参加態度 30%
教科書	特に指定しない。
参考書	金井貴嗣他編著「独占禁止法 (第 5 版)」弘文堂 白石忠志「独占禁止法 (第 2 版)」有斐閣 菅久修一他著「独占禁止法 (第 2 版)」商事法務 川濱昇他著「ベーシック経済法 (第 4 版)」有斐閣 泉水文雄他「経済法 (第 2 版)」有斐閣 村上政博代表編集「条解独占禁止法」弘文堂 白石忠志他編著「論点体系独占禁止法」第一法規 金井貴嗣他編著「ケースブック独占禁止法 (第 3 版)」弘文堂 別冊ジュリスト「経済法判例・審決百選」有斐閣 泉水文雄他編「実務に効く公正取引審決判例精選」有斐閣 川濱昇他編著「論点解析経済法」商事法務

授業科目名	租税法
科目番号	01NA310
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋 A 木 7,8; 夏季休業中 木 7,8
担当教員	大野 雅人
授業概要	所得税法と法人税法に関する主要判例を題材として、租税法の基本原則及び課税所得計算ルールの概要について講義する。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	所得税法と法人税法を中心的な素材として、租税法の基本原則及び課税所得の計算に関する重要項目を理解すること。
授業のすすめ方	授業において学習項目の要点を記載したレジュメを配付し、当該レジュメに沿って各項目について説明する。各項目に関連する主要裁判例については、『ケースブック租税法』を教材として説明する。 なお、受講者には、租税法の全体像を概観するため、各自の関心の範囲・程度に合わせて、下記記載の参考書のうちどれかを読むことをお勧めしたい（具体的には初回授業の際に説明する）。
授業計画	第 1 週租税法の基本原則（憲法との関係、租税法の体系、租税法律主義、租税法の解釈等） 第 2 週租税争訟法（租税法判例の読み方を含む）、所得税法（1）（所得税法の構造、所得の概念等） 第 3 週所得税法（2）（利子所得、配当所得、不動産所得、給与所得、退職所得） 第 4 週所得税法（3）（事業所得、譲渡所得） 第 5 週所得税法（4）（山林所得、一時所得、雑所得、所得計算の特別規定） 第 6 週所得税法（5）（損益通算、所得控除、税額の計算） 第 7 週法人税法（1）（法人税法の構造、企業会計との関係、所得計算の基本原則等） 第 8 週法人税法（2）（益金と損金に関する特別規定） 第 9 週法人税法（3）（益金と損金に関する特別規定） 第 10 週法人税法（4）（同族会社、グループ法人税制、組織再編税制、連結納税）
成績評価方法	平常点 40%、期末レポート 60%、試験なし。
教科書	授業における判例の解説に際し、金子宏ほか編『ケースブック租税法（第 4 版）』（弘文堂、2013）を使用する。
参考書	所得税法の基本的な考え方を丁寧に説明するものとして、佐藤英明『スタンダード所得税法（補正 3 版）』（弘文堂、2014）。 租税法全般についての入門書として、中里実ほか編『租税法概説』（有斐閣、2011）、岡村忠生ほか著『ベーシック税法（第 7 版）』（有斐閣アルマ、2013）。所得税法と法人税法を中心に記述する教科書として、谷口勢津夫『税法基本講義（第 4 版）』（弘文堂、2014）、増井良啓『租税法入門』（有斐閣、2014）。 主要判例の解説として、水野忠恒編『租税判例百選（第 5 版）』（有斐閣、2011）。 本格的な体系書として、金子宏『租税法（第 20 版）』（弘文堂、2015。毎年 4 月に新版が刊行される。）、水野忠恒『租税法（第 5 版）』（有斐閣、2011）。 なお、所得税法・法人税法の主要条文（及び関連政省令の主要条文）はレジュメに記載するが、政省令の詳細を確認する場合には租税法専門の六法（新日本法規『実務税法六法』、ぎょうせい『税務六法』等）を参照のこと。

授業科目名	労働法
科目番号	01NA311
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋 A 土 2,3; 夏季休業中 土 2,3
担当教員	川田 琢之
授業概要	労働関係をめぐって生じる法的問題を扱う法曹実務家に求められる基本的素養の習得を目的として、労働法領域における基本的な法令・判例及びその背後にある労働法的な思考方法について、質疑応答を交えつつ講義する。労働契約関係の存否を争う紛争、労働条件変更の効力を争う紛争等の主要な紛争類型に関する基本的法理・法的思考能力の習得に重点を置きつつ、個別的労働関係法及び集団的労働関係法的主要部分をカバーする。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	労働法を扱う法曹実務家に求められる基礎的素養として、以下に挙げる事項を修得する。 1. 労働法領域の主要な法令、判例を、その理論的意義を踏まえつつ体系的に理解する。特に主要判例については、事件の事案や経過（たとえば下級審での判断）を踏まえ、同種事案に対する先例的意義を的確に吟味しうる程度に、その内容を理解する。 2. 上記の主要法令、判例の範囲内で、法的解決が求められる具体的問題に直面した際に、解決に必要な法令、判例を的確に選択するとともに、当該問題の事案から法的に意味のある事実を的確に抽出し、これらを用いて当該問題の解決を導く法的思考能力（及びそれを表現する能力）を身につける。
授業のすすめ方	指定教科書（ケースブック）の該当回で扱う部分及び事前に配布する該当回分のレジュメについて、受講者が十分予習していることを前提として、レジュメを用いた講義形式を主体とする。2 単位で扱うには対象範囲が相当に広いため、十分な時間を確保しにくい面はあるが、ケースブック掲載の判例の内容等を素材とした双方向的な授業も、可能な限り実施する。 受講者は、予習として、レジュメ及び講義中で指示される、次回授業時の双方向的授業のために準備すべき事項について事前に検討しておくほか、事前に配布される次回分のレジュメ及び指定教科書の該当章に収録された裁判例に事前に目を通しておくことが求められる。
授業計画	基本的に、指定教科書（ケースブック）の構成に沿って進めていく。 第 1 回イントロダクション、労働関係の成否、労働契約と就業規則 第 2 回就業規則の変更、解雇の制限と救済方法 第 3 回有期雇用・パート労働者、採用・採用内定・試用期間 第 4 回賃金請求権、人事考課・降格、配転・出向・転籍 第 5 回労働時間・休日、さまざまな労働時間制度、休暇・休業・休職 第 6 回懲戒・服務規律、整理解雇・退職、雇用平等 第 7 回労働災害の補償、労働組合、団体交渉 第 8 回労働協約、団体行動、不当労働行為（1） 第 9 回不当労働行為（2）、併存組合と不当労働行為、労働協約による変更と変更解約告知 第 10 回労働者派遣の法律関係、企業組織の変動、労働関係の現代的課題
成績評価方法	定期試験 80%、平常点 20% の比重で評価を行う。平常点は、双方向的授業における回答の内容を主たる評価要素とし、出席それ自体は評価要素としない。

教科書	1 を指定教科書、2 を教科書に準じた重要参考書と位置付ける。どちらについても、開講の時点における最新版を用いる。 1. 菅野和夫監修、土田道夫・山川隆一・大内伸哉・野川忍・川田琢之編著『ケースブック労働法〔第 8 版〕』弘文堂、2014 2. 菅野和夫『労働法〔第 10 版〕』弘文堂、2012
参考書	1. 山口幸雄・三代川三千代・難波孝一編『労働事件審理ノート〔第 3 版〕』判例タイムズ社、2011 2. 村中孝史・荒木尚志編『労働判例百選〔第 8 版〕』有斐閣、2009 以上のほか、労働法関係の収録法令が充実した法令集を用意することが望ましい。

授業科目名	環境法
科目番号	01NA314
単位数	2.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春 AB 火 7,8
担当教員	桑原 勇進
授業概要	予防原則等の環境法の基本的な考え方、環境影響評価等の基本的な制度、大気汚染防止法、自然公園法、廃棄物処理法等の主たる環境関係法律の基本的な仕組みとその問題点を学ぶ。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	環境法の基本的な考え方、現行環境法の基本的な仕組みを理解し、なぜそのような仕組みになっているのかということ踏まえ、法政策的側面から見た制度改革の在り方についても考察できるようになることを目標とする。
授業のすすめ方	まずは基本的な考え方の修得を目指し、法の基本的な仕組みの理解の確認をするため、適宜受講者への質問を交えながら講義形式で授業を進める。したがって、受講者には、予め参考書（どれか一つでよい）の関連部分を読んでおくことが望まれる。また、法政策面からの現行法制の検討をする際にも、同様に質問を交えながら進める。なお、各回ごとにレジュメ・資料を配布する予定。
授業計画	第 1 週 (第 1 回、第 2 回) 環境法の基本原則 1——予防原則・取組み方法 第 2 週 (第 3 回、第 4 回) 環境法の基本原則 2——汚染者負担・原因者責任 第 3 週 (第 5 回、第 6 回) 公害法 1——環境基準、大気汚染、水質汚濁 第 4 週 (第 7 回、第 8 回) 公害法 2——土壌汚染・状態責任・原因者責任 第 5 週 (第 9 回、第 10 回) 自然保護法 1——自然保護の意義・生物多様性 第 6 週 (第 11 回、第 12 回) 自然保護法 2——自然公園法・自然環境保全法 第 7 週 (第 13 回、第 14 回) 廃棄物法——廃棄物処理法 第 8 週 (第 15 回、第 16 回) リサイクル法 1——拡大生産者責任・容リ法 第 9 週 (第 17 回、第 18 回) リサイクル法 2——自動車リサイクル・家電リサイクル 第 10 週 (第 19 回、第 20 回) 環境法の基本制度——環境影響評価
成績評価方法	定期試験 (80%) および平常点 (20%) で評価を行う。
教科書	特に指定しない。
参考書	1. 大塚直 『環境法ベーシック』 有斐閣、2. 北村喜宣 『環境法第 3 版』 弘文堂、3. 越智敏裕 『環境訴訟法』 日本評論社

授業科目名	金融法〔金融監督法・金融取引法〕
科目番号	01NA315
単位数	2.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	秋 A 水 7,8; 夏季休業中 水 7,8
担当教員	栗林 康幸, 斎藤 輝夫
授業概要	前半は金融監督を含む金融機関や市場等がどのような法制度により支えられているか(金融組織法)について、後半は証券化等の金融取引で発生する法的論点(資本市場法)などを解説し、金融法制の全般的な理解を深めてもらうことを目標とする。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	預金、公共料金支払い、住宅ローン、生命保険など金融機関との取引は、個人の生活にとってなくてはならない取引である。近時、個人向け金融商品にもデリバティブなどリスク性商品が増え、高齢者が損失を被るなどますます個人の生活に影響を及ぼしている。また、企業に目を向けても、銀行からの借入等の間接金融、債券発行による直接金融などによる資金調達は企業活動にとって不可欠である。更に近時は、資産流動化やシンジケート・ローン等、比較的高度な金融取引とも結びつき、金融取引をめぐる法改正も活発である。 これら金融取引の重要性に鑑み、金融の分野では業法その他の規制法がきめ細かく整備されている。1990 年代の金融ビッグバンにより規制緩和の方向に向かったものの、リーマンショック後の金融危機の世界的な流れの中で、金融法制はふたたび規制を強化する傾向にある。 金融法の学問分野は、上記の金融取引分野と金融規制分野の双方を含む広大な領域であり、本講義で全てを網羅することはできないが、できるだけ実務に沿った金融取引法、規制法の基本を提示したいと考えている。近時、企業内弁護士数は急激に増加しており、とりわけ銀行等金融機関の企業内弁護士の数が多くなってきている。金融機関はもとより金融機関以外の企業であっても、企業内弁護士になれば必ず金融取引の法務相談及び金融商品取引法等の規制法の相談対応は不可避である。また弁護士として一般民事に携わった場合でも、預金取引や金融商品の取引に絡む法律相談は頻繁に受けることになる。

授業のすすめ方	講義形式を中心とするが、クラスの人数、企業経験者の多寡により、ディスカッション方式を取り入れる等柔軟に対応する。また、外部の専門実務家をゲストスピーカーによぶ場合もある。 企業での勤務経験は企業活動の理解に役立つ。企業経験のない学生も、日頃から新聞(日本経済新聞等)・ビジネス雑誌に接して企業活動について知ることが望ましい。 クラスの授業は、原則として予習は要求しないが、分野によっては次回までの条文や配布資料の読み込みや簡単なリサーチを授業中に指示することがある。また、基本の法律科目(民法、会社法など)に関連する分野については、既習部分をしっかり押さえてくることが望ましい。
授業計画	全 20 回のテーマは概ね以下のとおりである。ただし、説明の順序、内容の一部を変更することがある。期末試験は行わないが、授業の理解度を計るため、テーマを与えてレポートを作成、提出させる。 第 1 回金融法概観 第 2 回金融法概観 第 3 回銀行取引(預金、貸出し、債権管理、債権回収)、ノンバンクにおける取引 第 4 回銀行取引(預金、貸出し、債権管理、債権回収)、ノンバンクにおける取引 第 5 回銀行取引(預金、貸出し、債権管理、債権回収)、ノンバンクにおける取引 第 6 回銀行取引(預金、貸出し、債権管理、債権回収)、ノンバンクにおける取引 第 7 回金融規制(銀行法、貸金業法、その他関連規制法) 第 8 回金融規制(銀行法、貸金業法、その他関連規制法) 第 9 回金融商品取引法、金融 ADR 第 10 回金融商品取引法、金融 ADR 第 11 回証券化取引(譲渡をめぐる問題、SPC、資産管理、ファイナンス) 第 12 回証券化取引(譲渡をめぐる問題、SPC、資産管理、ファイナンス) 第 13 回証券化取引(譲渡をめぐる問題、SPC、資産管理、ファイナンス) 第 14 回証券化取引(譲渡をめぐる問題、SPC、資産管理、ファイナンス) 第 15 回証券化取引(譲渡をめぐる問題、SPC、資産管理、ファイナンス) 第 16 回投資信託、JREIT 第 17 回投資信託、JREIT 第 18 回投資信託、JREIT 第 19 回その他の金融法分野、まとめ 第 20 回その他の金融法分野、まとめ
成績評価方法	授業に関するアンケートを随時実施し、授業への取り組みを確認する。また、レポートの提出を求め、その内容と、授業での質疑・理解度、アンケートの内容等により評価する。評価の割合は、レポート 70%、その他(授業での質疑・理解度等)30% とする。
教科書	レジメと配布資料による。 金融法の全体を概観する授業のため一冊でカバーできる教科書を指定することは難しいので、配布レジメと随時紹介する参考書を利用して学習すること。
参考書	参考書は随時紹介する。

授業科目名	国際公法
科目番号	01NA317
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 AB 木 7,8
担当教員	鈴木 淳一
授業概要	本授業では、教員による講義と学生による討論を通じて、国際法に関する基礎概念の整理と、同法の体系的理解を目指す。事例研究もあわせて行う。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	本授業は、以下の二点を到達目標とする。 (1) 国際法に関する体系的理解を得ること。 (2) 国際法についての教科書・研究書・論文を収集・読解し、国際法に関する小論文を作成する能力を修得すること。
授業のすすめ方	限られた授業時間内で広範な国際法全般を扱うことは困難であるため、本授業では国際法の学修上不可欠である主要な問題に絞って検討する。また、必ずしもシラバス通りではなく、学生と話し合いながら授業を進めたい。 本授業では、1 教員による講義と、2 学生による発表・ディスカッションというオーソドックスな教育方法を併用することにより、国際法に関する体系的知識の修得を行う（ただし、実務上、具体的事例に対する法的思考力が要求される場面があるので、可能な限り、事例研究もあわせて実施する）。
授業計画	第 1 週コースガイダンス、国際法の特徴 第 2 週国際法と国内法、国際法の法源 第 3 週紛争の平和的解決、条約法 第 4 週国家責任、国家の基本権 第 5 週国家管轄権（国際犯罪を含む）、領域 第 6 週外交関係・領事関係、主権免除 第 7 週国家承認・政府承認、国家承継・政府承継 第 8 週海洋法 第 9 週国際公域（南極・宇宙空間を含む）、武力紛争法・人道法 第 10 週武力行使の規制と国際安全保障、まとめ
成績評価方法	学期末テスト、小テスト、平常点等により判定する。 学期末テストの成績:50% 小テストの成績:30% 平常点（講義における質問や議論の参加による貢献度）:20%
教科書	杉原高嶺ほか著『現代国際法講義 第 5 版』（有斐閣, 2012 年） 『国際条約集』（有斐閣, 2016 年） 小寺彰ほか編『国際法判例百選 第 2 版』（有斐閣, 2011 年） また担当教員が作成するレジュメを配布する。
参考書	浅田正彦編『国際法 [第 2 版]』（東信堂, 2013 年） 大沼保昭『国際法 新訂版』（東信堂, 2008 年） 大沼保昭編著『資料で読み解く国際法 第 2 版 上・下』（東信堂, 2002 年） 奥脇直也・小寺彰『国際法キーワード [第 2 版]』（有斐閣, 2006 年） 小寺彰ほか編『講義国際法 [第 2 版]』（有斐閣, 2010 年） 小寺彰『パラダイム国際法』（有斐閣, 2004 年） 酒井啓亘ほか『国際法』（有斐閣, 2011 年） 杉原高嶺『基本国際法 第 2 版』（有斐閣, 2014 年） 杉原高嶺『国際法学講義』（有斐閣, 2008 年） 杉原高嶺ほか編『国際法基本判例 50 [第 2 版]』（三省堂, 2014 年）

授業科目名	地方自治
科目番号	01NA351
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	夏季休業中 土 4,5
担当教員	森 稔樹
授業概要	地方自治・地方自治法の主要な項目・論点について講義する。取り上げる項目・論点は、法科大学院コア・カリキュラム(第2次案)の「憲法」および「行政法」中に掲げられた地方自治・地方自治法関係の項目・論点を中心に、法科大学院の教育において特に必要と考えられる範囲をカバーするものであり、具体的には、下記の「授業計画」に示すとおりである。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	(1) 地方自治(法)について、実務において求められる問題解決能力、事実調査能力、事実認定能力、論述力を高めること。 (2) 憲法および行政法に関する知識や能力を深めること。 (3) 単に地方自治法の解釈に留まることなく、今後いっそう求められうる政策立案能力を身につけ、深めること。
授業のすすめ方	(1) 指定した教科書の項目・内容に応じた講義形式ですが、時間・期間の関係もあるので、重要な論点について集中的に取り上げることとします。 (2) このため、少なくとも指定教科書の該当部分を熟読するなど、十分に事前学習を行っておいてください。 (3) 論点については、判例や行政実例などを題材にした演習問題を、当方で作成し、プリントとして配布します。 (4) 講義形式ではありますが、質疑応答を繰り返します。
授業計画	第1週 土 4:地方自治の基礎理論(憲法と地方自治法)、普通地方公共団体、広域行政 土 5:都道府県と市町村との関係、特別地方公共団体 第2週 土 4:地方公共団体の事務(役割分担論など) 土 5:地方公共団体の権能 第3週 土 4:地方公共団体の機関 土 5:住民訴訟 第4週 土 4:住民訴訟 土 5 普通地方公共団体に対する国または都道府県の関与 第5週 土 4 普通地方公共団体に対する国または都道府県の関与 土 5 国と普通地方公共団体との間の係争処理
成績評価方法	第1週から第4週まで、当方が出す小課題:40%(翌週の4時限に提出) 学期末試験:60% なお、出席は参考程度としますが、これは出席が当然の前提であるためです(欠席が多いと単位を取得できないことも、また当然です)。
教科書	宇賀克也『地方自治法概説』〔第6版〕(2015年、有斐閣) なお、プリントを配布することも予定しています。
参考書	宇賀克也『行政法概説 III 行政組織法/公務員法/公物法』〔第4版〕(2015年、有斐閣) 松本英昭『要説地方自治法』〔第九次改訂版〕(2015年、ぎょうせい) 村上順・白藤博行・人見剛編『新基本法コンメンタール地方自治法(別冊法学セミナー No. 211)』(2011年、日本評論社) その他、随時紹介します。

授業科目名	企業組織再編法
科目番号	01NA352
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2・3 年次
時間割	秋 B 土 5,6
担当教員	徳本 穰
授業概要	この授業では、企業組織再編をめぐる法的課題について、特に、敵対的企業買収に関わる問題を中心に採り上げ、それをめぐる法制度や判例や学説等についても検討する。
備考	西暦奇数年度開講。 2016 年度開講せず。
授業形態	講義
授業の到達目標	この科目が対象とする企業組織再編法の内容について、法的知識を修得し、理解を深め、法的思考力を養成しうようになること等を目的とする。
授業のすすめ方	企業の合併や買収等 (M&A) が、近年、わが国で増加している。この授業では、広く企業組織の再編について、その様々な形態や方法を採用し、それぞれをめぐる法制度や判例や学説や関連する課題 (例えば、敵対的企業買収、等) を検討する。 授業方法は、いずれの回も、事前に学生に配布された予習資料の学生による十分な予習を前提に、講義に加え、ケースメソッドやプロブレムメソッドを併用し、ソクラテスメソッドによる質疑応答を交えながら、進めてゆく。 毎回の授業については、担当者から配布された資料 (指定された教科書の該当箇所、判例、学術論文、法律に関する記事、仮設事例等) について、予め指示された予習 (資料を熟読することや仮設事例の分析・検討等) が要求され、授業への毎回の出席が求められる。なお、法的知識と理解を確実に得させるため、必要に応じ、復習として、授業の過程で、小テストが求められる。
授業計画	第 1 週企業組織再編の意義と種類 主な内容:「企業組織再編法」の全体像、企業組織再編の意義と種類 ねらい:全 10 週からなる本授業の全体像を鳥瞰した上で、企業組織再編は何のために行われ、それにはいかなる種類があるのか等を、商法の規定を意識しながら、理解させる。 第 2 週資本提携、株式取得、業務提携、企業集団 主な内容:株式の取得、親子会社、株式相互保有、持株会社、企業買収系列、企業グループ、もたれ合い、役員の派遣や従業員の出向による補完 ねらい:広く企業組織再編の中から、資本提携、株式取得、業務提携、企業集団について採り上げ、それぞれについて検討する。また、特に、わが国に特徴的な株式所有構造といわれてきた株式相互保有をめぐる評価や企業買収をめぐるわが国の状況や系列や企業グループをめぐる評価等について、考えさせる。 第 3 週事業譲渡、合併 主な内容:事業、取引行為としての事業譲渡、株主総会の特別決議による承認、株式買取請求権、事業の譲受、競業避止義務、合併の意義、吸収合併と新設合併、合併の本質、合併の手続、簡易合併、合併の効果、合併条件、合併比率、合併交付金、合併差益、合併の無効 ねらい:広く企業組織再編の中から、事業譲渡、合併について採り上げ、検討する。また、特に、事業譲渡が取引行為であることや株主総会の特別決議が必要な事業譲渡の意義、合併の本質をめぐる考え方の対立や合併の手続、合併比率、合併交付金、合併差益等の概念等について、理解させる。また、合併の無効についても、その判決の効力を中心に理解させる。

第4週分割、株式交換、株式移転

主な内容:新設分割と吸収分割、物的分割と人的分割、分割の手続、簡易分割、会社分割の効果、株式割当条件、分割交付金、各当事会社の組織・体制、会社分割の無効、株式交換・株式移転の意義、株式交換の手続、簡易株式交換、株式交換の効果、株式交換の条件、株式交換比率、株式交換交付金、完全親会社の組織・物的体制、株式交換の無効、株式移転の手続

ねらい:広く企業組織再編の中から、分割、株式交換、株式移転について採り上げ、検討する。特に、旧改正商法で会社分割、株式交換、株式移転の制度が新たに導入された理由について考えさせるとともに、分割、株式交換の手続について、理解させる。また、会社分割や株式交換の効果、各当事会社の組織・体制や完全親会社の組織・物的体制についても、理解させる。そして、会社分割や株式交換の無効についても、その判決の効力を中心に理解させる。

第5週企業組織再編の課題(1)-敵対的企業買収-

主な内容:敵対的企業買収の背景、敵対的企業買収の方法、敵対的企業買収の影響、宮入パルプ事件、忠実屋・いなげや事件、ニッポン放送事件

ねらい:企業組織再編に関わる主要な課題として、敵対的企業買収を採り上げ、特に、宮入パルプ事件、忠実屋・いなげや事件、ニッポン放送事件を検討させながら、敵対的企業買収をめぐるわが国の状況について、理解させる。

第6週企業組織再編の課題(2)-敵対的企業買収-

主な内容:敵対的企業買収の背景、敵対的企業買収の方法、敵対的企業買収の影響、ニレコ事件

ねらい:企業組織再編に関わる主要な課題として、敵対的企業買収を採り上げ、特に、ニレコ事件を検討させながら、敵対的企業買収をめぐるわが国の状況について、理解させる。

第7週企業組織再編の課題(3)-敵対的企業買収-

主な内容:敵対的企業買収の背景、敵対的企業買収の方法、敵対的企業買収の影響、日本技術開発事件

ねらい:企業組織再編に関わる主要な課題として、敵対的企業買収を採り上げ、特に、日本技術開発事件を検討させながら、敵対的企業買収をめぐるわが国の状況について、理解させる。

第8週企業組織再編の課題(4)-敵対的企業買収-

主な内容:敵対的企業買収の背景、敵対的企業買収の方法、敵対的企業買収の影響、ブルドックスソース事件

ねらい:企業組織再編に関わる主要な課題として、敵対的企業買収を採り上げ、特に、ブルドックスソース事件を検討させながら、敵対的企業買収をめぐるわが国の状況について、理解させる。

第9週企業組織再編の課題(5)-対抗措置の可否-

主な内容:敵対的企業買収に対する対抗措置、比較法的検討

ねらい:(5)では、特に、敵対的企業買収における重要な課題である対抗措置の問題に焦点を合わせ、必要な範囲で比較法的な検討もさせながら、その可否について掘り下げながら、考えさせる。

	第 10 週企業組織再編の課題 (6)-望ましい法規制-・全体のまとめ 主な内容:敵対的企業買収の法規制、株式会社、株主、経営者、ステイクホルダー、市場、国際間企業買収、第 1 週~第 10 週的全範囲のまとめ ねらい:(6) では、特に、(1)~(5) を踏まえ、敵対的企業買収の望ましい法規制のあり方について、考えさせる。また、最後に、「企業組織再編法」の全体のまとめを行う。
成績評価方法	成績評価は、(1) 面談 (質疑応答)、(2) 平常点、(3) 学期末試験で行う。その比率は、(1) 面談:10%、(2) 平常点:15%、(3) 学期末試験:75%、である。
教科書	
参考書	1. 徳本穰『敵対的企業買収の法理論』(九州大学出版会、2000 年)、中東正文『企業結合・企業統治・企業金融』(信山社、1999 年) 等

授業科目名	金融商品取引法
科目番号	01NA354
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2・3 年次
時間割	秋 B 土 5,6
担当教員	徳本 穰
授業概要	この授業では、証券取引について、その規制のあり方を概観した上で、特に、企業買収に関わる規制を中心に採り上げ、それをめぐる判例や学説や関連する課題についても検討する。
備考	西暦偶数年度開講。
授業形態	講義
授業の到達目標	この科目が対象とする金融商品取引法の内容について、法的知識を修得し、理解を深め、法的思考力を養成しうようになること等を目的とする。
授業のすすめ方	近年、わが国では、企業の合併や買収等 (M&A) が増加しており、その中には、敵対的企業買収もみられる。この授業では、証券取引について、その規制のあり方を概観した上で、特に、企業買収に関わる規制を中心に採り上げ、検討する。そして、金融商品取引法についての法的知識と理解を得させ、法的思考力の養成を図る。授業方法は、いずれの回も、事前に学生に配布された予習資料の学生による十分な予習を前提に、講義に加え、ケースメソッドやプロブレムメソッドを併用し、ソクラテスメソッドによる質疑応答を交えながら、進めてゆく。毎回の授業については、担当者から配布された資料 (指定された教科書の該当箇所、判例、学術論文、法律に関する記事、仮設事例等) について、予め指示された予習 (資料を熟読することや仮設事例の分析・検討等) が要求され、授業への毎回の出席が求められる。
授業計画	第 1 回第 1 講 金融商品取引法の概要 主な内容:金融商品取引法の全体像、証券市場、金融商品取引法と商法・会社法との関係、金融商品取引法の目的 ねらい:本講の全体像を鳥瞰した上で、証券市場の役割や金融商品取引法と商法・会社法との関係を理解させた上で、金融商品取引法の目的を、金融商品取引法の規定を意識しながら、理解させる。 第 2 回第 2 講 企業内容等の開示制度 1 主な内容:ディスクロージャーの方法、金融証券取引法 ねらい:なぜ企業内容等の開示が必要であるのか、そうした開示の方法にはいかなるものがあるのか等について、金融商品取引法の規定を意識しながら、理解させる。 第 3 回第 3 講 企業内容等の開示制度 2 主な内容:ディスクロージャーの方法、金融証券取引法 ねらい:なぜ企業内容等の開示が必要であるのか、そうした開示の方法にはいかなるものがあるのか等について、第 2 講に引き続き、金融商品取引法の規定を意識しながら、理解させる。 第 4 回第 4 講 公開買付制度 1 主な内容:公開買付、企業買収、ディスクロージャー、金融商品取引法 ねらい:企業内容等の開示制度において重要な役割を果たしている、公開買付について、金融商品取引法の規定を意識しながら、理解させる。 第 5 回第 5 講 公開買付制度 2 主な内容:公開買付、企業買収、ディスクロージャー、金融商品取引法 ねらい:企業内容等の開示制度において重要な役割を果たしている、公開買付について、第 4 講に引き続き、金融商品取引法の規定を意識しながら、理解させる。

	第 6 回第 6 講 大量保有報告制度 主な内容:大量保有報告書、企業買収、ディスクロージャー、金融商品取引法 ねらい:企業内容等の開示制度において重要な役割を果たしている、大量保有報告制度について、金融商品取引法の規定を意識しながら、理解させる。 第 7 回第 7 講 企業買収 主な内容:企業買収の意義、企業買収の方法、企業買収の影響、企業内容等の開示制度との関わり、敵対的企業買収、証券取引所、自主規制 ねらい:企業買収をめぐるわが国の状況について、金融商品取引法との関わりを意識しながら、理解させる。また、証券取引所やその自主規制についても、検討する。 第 8 回第 8 講 金融商品取引法の今日的課題と将来 1 主な内容:企業買収、金融商品取引法と会社法の交錯、敵対的企業買収 ねらい:金融商品取引法の今日的課題として、企業買収に焦点を合わせ、金融商品取引法と会社法の交錯について、検討する。 第 9 回第 9 講 金融商品取引法の今日的課題と将来 2 主な内容:企業買収、金融商品取引法と会社法の交錯、敵対的企業買収 ねらい:金融商品取引法の今日的課題として、第 8 講に引き続き、企業買収に焦点を合わせ、金融商品取引法と会社法の交錯について、検討する。 第 10 回第 10 講 金融商品取引法の今日的課題と将来 3 主な内容:インサイダー取引規制、内部統制、第 1 講~第 10 講の全範囲のまとめ ねらい:金融商品取引法の今日的課題として、インサイダー取引規制や内部統制に焦点を合わせ、検討する。また、最後に、本講の全体のまとめを行う。
成績評価方法	成績評価は、(1) 面談 (質疑応答)、(2) 平常点、(3) 学期末試験で行う。その比率は、(1) 面談:10%、(2) 平常点:15%、(3) 学期末試験 75%、である。
教科書	1 多賀谷充『金融商品取引法 (新訂版)』(同文館出版 2010 年) 2 黒沼悦郎『金融商品取引法入門 第六版』(日本経済出版社 2015 年) 3 大崎貞和『解説 金融商品取引法 第三版』(弘文堂 2007 年) 上記の教科書に加えて、適宜、配布資料を補足的に使用することにしたいと思います。
参考書	近時、新しい文献が刊行ないし刊行予定であるため、開講時に紹介することにしたいと思います。

授業科目名	消費者法
科目番号	01NA355
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 C 月 7,8
担当教員	平澤 慎一
授業概要	教科書として指定する後記「消費者法講義」が取り扱うテーマのうち、下記「授業計画」記載の分野を対象とし、具体的な事例を使って授業を行う。予め課題は示すので、講義の日の前日夕方 6 時までにメール等で提出されたい。授業は課題と受講生の回答をもとにして進める。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	現代社会において発生するさまざまな消費者問題について、問題点を的確に捉え、消費者の権利を実現し解決する能力が求められている。本講義では、このような能力を身につけるため、消費者被害の実態や原因・背景を理解し、それを解決するための法制度の基礎知識を習得しながら、法律実務家の視点から問題解決の手法について学んでいく。
授業のすすめ方	教科書として指定する後記「消費者法講義」が取り扱うテーマのうち、下記「授業計画」記載の分野を対象とし、具体的な事例を使って授業を行う。 予め課題は示すので、講義の日の前日夕方 6 時までにメール等で提出されたい。授業は課題と受講生の回答をもとにして進める。
授業計画	第 1 回〔テーマ〕消費者問題と消費者法 〔教授方法〕講義と双方向授業 第 2 回〔テーマ〕消費者契約の過程/消費者契約法 1 〔教授方法〕講義と双方向授業 第 3 回〔テーマ〕消費者契約法 2 〔教授方法〕双方向授業 第 4 回〔テーマ〕特定商取引法 1 〔教授方法〕双方向授業 第 5 回〔テーマ〕特定商取引法 2 〔教授方法〕講義と双方向授業 第 6 回〔テーマ〕割賦販売法 〔教授方法〕講義および双方向授業 第 7 回〔テーマ〕金融商品と消費者 〔教授方法〕講義および双方向授業 第 8 回〔テーマ〕製品安全と製造物責任法 〔授業方法〕講義と双方向授業 第 9 回〔テーマ〕電子商取引/表示と広告 〔授業方法〕講義と双方向授業 第 10 回〔テーマ〕消費者行政および消費者被害救済制度 具体的な事件の研究 全体のまとめ 〔授業方法〕講義と双方向授業

成績評価方法	筆記試験 70%、授業への参加態度 30% とした総合評価とする。
教科書	日本弁護士連合会編「消費者法講義」〔第 4 版〕(日本評論社)
参考書	「消費者法判例百選」(有斐閣)

授業科目名	IT 法制
科目番号	01NA362
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋 C 月 7,8
担当教員	渡邊 卓也
授業概要	情報社会の到来と IT 化の進展に伴い、新たな法制が幅広くかつ急速に整備されているが、それらの系譜や特質を探りながら現状及び課題を検討する。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	本講義では、コンピュータないしコンピュータ・ネットワーク等の情報技術 (IT) の利用に際して生起する法的問題のうち、主として、刑事法に関連する問題について扱う。この分野における問題状況や法改正の概要を知ると同時に、それを理論的に考察することにより、実践的な法的問題解決能力を獲得することを目標とする。
授業のすすめ方	情報技術の利用に際して生起する法的問題に対しては、現在、活発な法改正が行われつつあるが、その妥当性についての理論的な検討は、必ずしも充分ではない。そこで、本講義では、これらの問題を解釈論的に論じた上で、それに対処するための立法を紹介し、残された問題点について考察する。具体的には、事例を交えながら刑事法的な論点を紹介し、適宜、質疑応答を行う。また、重要論点については、受講者に報告を求め、その報告に基づいて参加者全員で討論する演習方式を採用する場合がある。
授業計画	第 1 回情報技術の発展と刑事法との関係について検討する。IT 社会の展開、その中で生じたサイバースペースの特質について概観した上で、特に、表現規制との関係における法律問題の概要を紹介し、なかでも刑事法的対処の要請される論点を明らかにする。 第 2 回刑法における場所的適用範囲論について検討する。刑法適用の諸原則を確認し、さらに、犯罪地の決定に関する学説を、刑法の基礎理論との関わりにおいて論じる。 第 3 回サイバースペースにおける刑法の場所的適用について検討する。前回の検討を踏まえ、サイバースペース上の情報発信に対する刑法適用の可否について、情報発信「行為」に対する適用と「結果」に対する適用とに分けて論じる。 第 4 回インターネットプロバイダの法的責任について検討する。プロバイダの民事責任を規律する法律について紹介した上で、その刑事責任について、不作為犯論の一般的理解を前提に論じる。 第 5 回リンク設定行為の可罰性について検討する。前回の検討を踏まえ、発信された情報にリンク等を設定し、情報発信に関与する者の可罰性について論じる。 第 6 回サイバースペースにおける人格権の保護について検討する。サイバースペース上の情報発信の特質について確認したうえで、それが名誉毀損罪の成否判断に与える影響について、同罪の解釈論を踏まえて論じる。 第 7 回サイバースペースとわいせつ表現規制について検討する。サイバースペース上のわいせつ情報の拡散行為の刑事規制について、わいせつ物頒布等罪における客体及び行為態様に係る解釈論を踏まえて論じる。 第 8 回サイバースペースと児童ポルノ規制について検討する。コンピュータによって創り出された児童ポルノの規制について、児童ポルノ法の解釈論を踏まえて論じる。 第 9 回情報技術の発展と財産の刑法的保護について検討する。電子商取引の特質について確認したうえで、情報技術を利用した財産取得に対する刑事規制について、電子計算機使用詐欺罪等の従来型コンピュータ犯罪の解釈論を踏まえて論じる。

	第 10 回ネットワーク秩序の維持と刑法との関係について検討する。前回の検討を踏まえ、従来型コンピュータ犯罪による規制の拡充を意図して導入された、不正アクセス法違反の罪及び不正指令電磁的記録作成等罪について紹介し、その意義と問題点を論じる。
成績評価方法	質疑応答等の平常点 20%、期末試験 80%。
教科書	講義の際には、事前にレジュメを配布する。 下記の教科書の記述に即して講義を進めるが、必ずしも購入を義務づけるものではない。 1. 渡邊卓也『電脳空間における刑事的規制』（成文堂、2006 年） 2. 松井茂記＝鈴木秀美＝山口いつ子編『インターネット法』（有斐閣、2015 年）
参考書	1. 曾我部真裕＝林秀弥＝栗田昌裕『情報法概説』（弘文堂、2015 年） 2. 宇賀克也＝長谷部恭男編『情報法』（有斐閣、2012 年） 3. 松井修視編『レクチャー情報法』（法律文化社、2012 年） 4. 園田寿『情報社会と刑法』（成文堂、2011 年） 5. 堀部政男＝長谷部恭男編『別冊ジュリスト メディア判例百選』（有斐閣、2005 年）

授業科目名	倒産法演習
科目番号	01NA369
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	秋 A 木 7,8
担当教員	北 秀昭
授業概要	破産法や民事再生法等の法的倒産手続及び倒産実体法の基礎を習得した受講生を対象とし、本演習では具体的な事案を題材にして討論を行い、倒産法の基礎的知識を深化させるとともに、適切な法的倒産処理を行うための技能と応用力を養うことを目標とする。
備考	
授業形態	演習
授業の到達目標	破産法や民事再生法等の法的倒産手続及び倒産実体法の基礎を習得した受講生を対象として、具体的な事案を題材にして討論を行い、倒産法の基礎的知識を深化させるとともに、適切な法的倒産処理を行うための技能と応用力を養うことを授業の到達目標とする。
授業のすすめ方	本演習では、下記の授業計画に従い、授業の1週間前に検討課題を示した書面を配布する。いずれも、受講生には、予習として設問・課題に対する答えについて簡単なメモを作成するよう求める。授業では、これに基づいて教員と受講生、あるいは受講生間で討論しながらの双方向授業を目指す。授業の討論等の結果形成された受講生それぞれの答えについても、当該授業の復習としてメモを作成するように求める。但し、これらメモの提出は求めない。
授業計画	第1週消費者破産【14】・個人再生【15】 第2週倒産手続の選択及び手続相互の関係【1】、破産手続の再生手続への移行・再生手続の破産手続への移行、先行手続と後行手続との一体性確保 第3週否認権の応用事例:1 支払不能・支払停止・債務超過の各概念の整理、2 将来債権譲渡担保と対抗要件否認、3 集合動産譲渡担保と否認権、4 特定の債権者に対する弁済のための動産の相当価格売却と否認権 第4週相殺権の応用事例:1 破産法における相殺権の規律、2 合理的相殺期待が危機時期認識前に成立し受働債権の停止条件が手続開始後に成就した場合、3 合理的相殺期待が危機時期認識後に成立し受働債権の停止条件が手続開始後に成就した場合、4 破産法 71 条と 72 条の守備範囲 第5週最近の倒産法重要判例と倒産法総合問題の分析・検討
成績評価方法	期末試験（但し、事情により課題レポートの提出に代替することあり）の結果及び授業における議論や参加態度（平常点）を総合して評価する。評価基準は期末試験の成績（但し、事情により課題レポートの提出に代替することあり）を 60%、授業での議論・参加態度（平常点）を 40% とする。
教科書	1 三木浩一・山本和彦編「ロースクール倒産法第3版」（有斐閣、2014年4月刊行） なお、上記の授業計画中の【】内の番号は、上記「ロースクール倒産法」の UNIT 番号を指す。 2 山本和彦編「倒産法演習ノート第2版」（弘文堂、2012年）
参考書	山本和彦・中西正・笠井正俊・沖野眞己・水元宏典「倒産法概説第2版補訂版」（弘文堂、2012年）のほか、と伊藤眞・松下淳一編「倒産判例百選〔第5版〕」（有斐閣、2013年）を使用する。なお、上記の授業計画中の【】内の番号は、上記「ロースクール倒産法」の UNIT 番号を指す。

授業科目名	経済法演習
科目番号	01NA370
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春 C 土 5,6
担当教員	平山 賢太郎
授業概要	本授業では、事例の検討を通じて、経済法に関する基礎概念の整理と事案分析力の向上を目指す。
備考	
授業形態	演習
授業の到達目標	独禁法（経済法）の講義を履修していることを前提として、最新事例について独禁法理論・実務的観点（公取委における運用等）の両面から検討し、独禁法について理解を深めることを目標とする。
授業のすすめ方	最近（おおむね 2012 年以降に）公表された公取委命令・審決、判決、公取委相談事例集・主要企業結合事例集等から事案を選択して解説し、公取委実務運用や理論的背景についても説明することとしたい。検討対象事例は下記「授業計画」記載のとおりであるが、今後新たに公表される事案と適宜差し替えることとしたい（検討対象事例の変更については、おって通知することとする）。 検討対象事案については、関連条文、事案の内容及び論点について履修者を指名して説明を求め、解説を行ったうえで、質疑の時間を設けることとしたい。第 2 週以降の検討事例については、各事案について討論担当者をあらかじめ指名する場合があるので、担当事案について内容を説明できる程度の予習が求められる（事前にレジュメ等を作成することは求めない）。
授業計画	第 1 週・検討対象市場の画定 2014 年度主要企業結合事例 2(リッジバック アクイジション エルエルシーによるプロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン（株）の事業譲受け) 公取委ウェブサイト「トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→企業結合関係→平成 27 年」 2011 年度主要企業結合事例 8(カンタス・ジェットスターグループ及び日本航空による共同出資会社の設立) 2011 年度主要企業結合事例 9(イオンによるマルナカ及び山陽マルナカの株式取得) 公取委ウェブサイト「トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→企業結合関係→平成 24 年」 2014 年 2 月 19 日公取委報道発表（志賀高原索道協会に対する件） 公取委ウェブサイト「トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→独占禁止法（排除措置命令・警告等）→平成 26 年」 ・不当な取引制限 1〔非ハードコアの共同行為等〕 (- 正当化理由) 2012 年度相談事例集 12(事業者団体による大規模災害時の被災地への救援物資の共同配送等) 公取委ウェブサイト「トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→独占禁止法（その他）→平成 25 年」 2011 年度相談事例集 11(夏期節電に伴う構成事業者の営業時間短縮の取決め) 公取委ウェブサイト「トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→独占禁止法（その他）→平成 24 年」 (- 業務提携) 2012 年度相談事例集 3(乳業メーカー 2 社による製造委託等) 公取委ウェブサイト「トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→独占禁止法（その他）→平成 25 年」

第3週・優越的地位濫用

2015年6月4日日本トイザらス株式会社に対する審決

公取委ウェブサイト「トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料(平成27年)→6月」

2011年7月28日東京高裁判決(平成20年(ワ)第32415号〔東京スター銀行対三菱東京UFJ銀行〕)(開講後に印刷・配布する)

・不当廉売

2013年1月10日福井県の4市において給油所を運営する石油製品小売業者に対する警告等

公取委ウェブサイト「トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→独占禁止法(排除措置命令・警告等)→平成25年」

2012年3月27日鹿児島県コンクリート製品協同組合に対する警告

公取委ウェブサイト「トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→独占禁止法(排除措置命令・警告等)→平成24年」

2013年4月24日公取委報道発表(林野庁地方森林管理局発注の衛星携帯電話端末の安値入札に係る独占禁止法違反被疑事件の処理について)

公取委ウェブサイト「トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→独占禁止法(排除措置命令・警告等)→平成25年」

第4週・様々な不公正取引方法

2011年度相談事例集1(医療機器メーカーによる通信販売の禁止)

2011年度相談事例集2(医薬品メーカーによる対面での販売の義務付け)

公取委ウェブサイト「トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→独占禁止法(その他)→平成24年」

2014年10月31日大阪高裁判決(神鉄タクシー事件)(判例タイムス1409号209頁)

2012年3月2日アディダスジャパン株式会社に対する排除措置命令

公取委ウェブサイト「トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→独占禁止法(排除措置命令・警告等)→平成24年」

2013年度相談事例集2(健康食品メーカーによる販売地域の制限)

公取委ウェブサイト「トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→独占禁止法(その他)→平成26年」

・最新事例のチェック

2016年6月ころ公表 相談事例集・企業結合主要事例集登載事例(おって指定する)

第5週・私的独占

2015年4月28日最高裁判決(平成26年(行ヒ)第75号〔(株)イーライセンスによる審決取消等請求事件〕)

公取委審決等データベース

http://snk.jftc.go.jp/JDS/data/pdf/H270428H26G14000075_/150428.pdf

・企業結合

2011年度主要企業結合事例2(新日本製鐵(株)と住友金属工業(株)の合併)

公取委ウェブサイト「トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→企業結合関係→平成24年」

2013年度主要企業結合事例6(ヤマハ発動機(株)によるKYBモーターサイクルサスペンション(株)の株式取得)

公取委ウェブサイト「トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→企業結合関係→平成26年」

2014年度主要企業結合事例3(王子ホールディングス(株)による中越パルプ工業(株)の株式取得.)

公取委ウェブサイト「トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→企業結合関係→平成27年」

成績評価方法	平常点 (出席率、演習への積極的参加の程度)30%、期末試験 70% の総合評価による。
教科書	教科書は指定しない。
参考書	菅久修一 編著/品川武・伊永大輔・原田郁 著「独占禁止法〔第2版〕」(商事法務・平成27年)

授業科目名	労働法演習
科目番号	01NA371
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	秋 B 土 5,6
担当教員	伊藤 敬史
授業概要	(1) 労働判例の分析の講義と,(2) 事例演習 (法律文書作成) に基づく討論の 2 部構成により, 労働法の基礎的知識を確認するとともに, 労働事件の事案処理能力を身につける。
備考	
授業形態	演習
授業の到達目標	ケーススタディを通じて, 労働事件において法曹実務家に求められる基本的な素養を習得することを目標とする。具体的には, 以下の 2 点に力点を置きつつ, 適宜, 基本的な法令・判例法理の理解を確認していく。 (1) 主要な労働判例の分析 単に裁判例の結論を覚えるのではなく, 具体的な事例の分析を通じて, 実務における労使間のバランスのとり方を学び, 紛争解決能力を育成することを目的とする。 (2) 事例演習 具体的な事例を分析し, 当事者の立場で紛争解決の手段を選択し, 法律上の主張を組み立てる能力を養うことを目的とする。
授業のすすめ方	(1) については, 各自に『労働法判例百選』を用意してもらうほか, 適宜, 講師が最近の重要判例の資料を配付して, 判例の分析を行う。 (2) については, 授業の時間が限られているので, 下記『事例演習労働法』を使用し, 毎回, 講師が問題を指定して, 各自にその次の回までにその答案 (法律文書) を作成してきてもらい, その答案に基づいて授業で討論をする。
授業計画	第 1 週 (1,2 回) 労働法の基本構造, 強行法規, 就業規則, 労働契約 第 2 週 (3,4 回) 雇用関係の成立, 人事, 懲戒, 解雇, 解雇以外の終了事由 第 3 週 (5,6 回) 賃金, 労働時間, 休暇・休業, 労災補償 第 4 週 (7,8 回) 労働組合, 団体交渉, 労働協約 第 5 週 (9,10 回) 団体行動, 不当労働行為, 総合的考察
成績評価方法	毎回の授業における演習 (平常点)(40%) と期末試験 (60%) の総合評価による。
教科書	水町勇一郎ほか編著『事例演習労働法〔第 2 版〕』(有斐閣,2011) 村中孝史ほか編『労働法判例百選〔第 8 版〕』(有斐閣,2009) (授業開始までに新たな版が出た場合にはその版) そのほかに担当教員がレジュメ, 最近の重要判例の資料を配布する。
参考書	菅野和夫「労働法 (第 10 版)」(弘文堂,2012) 水町勇一郎「労働法〔第 5 版〕」(有斐閣,2014)(授業開始までに新たな版が出た場合にはその版)

授業科目名	知的財産法演習
科目番号	01NA372
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	秋 B 木 7,8
担当教員	小泉 妙子
授業概要	特許法及び著作権法のうち実務上問題となりやすい点を中心に、判例や事例問題を通じて講義・演習・討論を行う。商標法や意匠法、不正競争防止法等のその他の知的財産法については、必要な限度において適宜扱う。
備考	
授業形態	演習
授業の到達目標	条文・判例の知識をベースとして、与えられた課題における問題点の抽出、規範の定立、当てはめを、的確かつ論理的に答案に展開することができる法的思考力を習得できるようにする。
授業のすすめ方	講義・演習・討論の 3 部構成で進める。講義では、条文・判例を中心とした知識の再確認をコンパクトに行う。演習では、判例を中心とした事例問題につき、レポートを即時起案する。討論では、事例問題の分析・レポート作成におけるポイント等につき、討論を行う。
授業計画	第 1 週特許法 (特許の要件・権利の主体、特許権の効力・特許権侵害その 1) 第 2 週特許法 (特許権の効力・特許権侵害その 2、侵害に対する救済) 第 3 週著作権法 (著作物性、著作権侵害その 1) 第 4 週著作権法 (著作権侵害その 2、著作権の利用制限) 第 5 週著作権法 (著作者・著作者人格権・侵害に対する民事的救済)
成績評価方法	期末試験の成績 (50%)、各授業でのレポート内容 (30%)、授業への参加態度 (20%) による総合評価とする。
教科書	特許判例百選 [第 4 版](有斐閣、2012 年)、著作権判例百選 [第 4 版](有斐閣、2009 年)。なお、知的財産法を収録した条文集を持参すること。
参考書	各自が使用する特許法及び著作権法の基本書を適宜参考にされたい。

授業科目名	英文法律文書作成
科目番号	01NA404
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋 B 金 7; 秋 C 金 8
担当教員	大塚 章男
授業概要	関連する法令・条約や契約法理論の理解, 契約書等作成のための実践的な交渉, 契約文書の Drafting の能力を養い, 渉外実務家としての基礎能力を養成することを目的とする。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	関連する法令・条約、関連する契約法理論についての理解を深め、また契約文書・契約書作成のための実践的な契約文書の Drafting の能力を養い、渉外実務家としての基礎能力を養成することを目的とする。
授業のすすめ方	契約法理論としてそれぞれの契約条項の法律解釈、法律問題発生のポイント、国際 (英文) 契約書の構成などを学ぶ。ビジネス態様別に国際 (英文) 民商契約の対象となる国際取引を取り上げ、そこにおけるビジネスの内容、ビジネス利益の追求のメカニズム、ビジネス相手方との利害の調整、契約交渉、交渉内容をベースとしての国際 (英文) 契約書の作成、drafting に至るプロセスを学ぶこととする。10 週の講義のうち、1 回程度即日起案 (英文契約の条項の起案) を行う予定である。
授業計画	契約類型毎に、当該契約条項が当該国際取引においてどのような意義・機能を有しているかなどにつき講義した上で、これにつき適宜議論をしてもらい、また適宜、授業時間内で契約条項を起案してもらう。 第 1 週国際取引と法 (概説):国際管轄、準拠法、条約・公的規制、強制・執行可能性 (判決・仲裁の承認・執行) など 第 2 週国際取引契約を作成する上での注意点:国際契約と国内契約との違い、国際取引契約の特徴、申込と承諾、Battle of Forms、Letter of Intent (その他 MOU など)、国際契約書の概観、契約法理論 (consideration など)、法律英語表現の注意点 第 3 週「国際物品売買契約 I」:国際契約一般論 (Title, Whereas Clause, Sign 等)、品質条件、価格条件、数量条件、インコタームズ等の船積条件、決済条件など 第 4 週「国際物品売買契約 II」:一般条項:不履行条項、解除条項、不可抗力、譲渡禁止、通知、完全合意など 「秘密保持契約」を題材にした契約書の校正方法について 「英文 OEM 契約」:製造委託契約の条項など 第 5 週「国際代理店・販売店契約 I」:代理店・販売店の違い、契約条項の特徴 (独占・非独占、競業禁止、最低購入数量など)、解除条項、代理店保護法など 第 6 週「国際技術 (特許・ノウハウ) ライセンス契約」:特許・ノウハウの比較、独禁法、秘密保持契約:工業所有権の種類、独占・非独占、Royalty、技術援助、秘密保持、公法的規制、源泉徴収税など 第 7 週【即日起案】 第 8 週「国際合併事業契約」:合併契約の概念、合併形態 (合併会社、Partnership, Unincorporated JV)、組織運営、デッドロック条項、撤退問題など 第 9 週「国際ファイナンス契約」:ローン条項、Rep & Warranty、Covenants、Default 条項、保証状など 第 10 週一般条項:準拠法・裁判管轄・国際商事仲裁など、外国判決・仲裁判断の執行問題など、Legal Drafting のまとめ

成績評価方法	期末試験 80%・授業中の即日起案 20% とする。
教科書	1. 浅田福一『国際取引契約の理論と実務(改訂版)』(1999 年、同文館)
参考書	1. 田中英夫編集代表『英米法辞典』(東大出版会) 2. 鴻・北沢『英米商事法辞典(新版)』(商事法務研究会) 3. 岩崎一生『英文契約書—作成実務と法理(全訂新版)』(1998 年、同文館) 4. 早川武夫『法律英語の基礎知識』(1992 年、商事法務研究会) 5. 国際事業開発『英和对訳 国際取引契約書式集』(1989 年):数巻に互る大部の書式集 6. 田中・中川・仲谷『国際売買契約ハンドブック(改訂版)』(1994 年、有斐閣) 7. 小高寿一『英文ライセンス契約実務マニュアル』(2002 年、民事法研究会) 8. 国際経営法務研究会『国際買収・合併事業契約書マニュアル』(1990 年、清文社) 9. 田中信幸『新版国際事業と契約』(1993 年、清文社) 10. 西川知雄『国際リース契約の手引』(1985 年、有斐閣)

授業科目名	社会保障法
科目番号	01NA407
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春 A 木 7,8
担当教員	渡邊 絹子
授業概要	授業の前半において社会保険各制度を概説し、後半では興味深い判決等を用いて、近時の法解釈論・政策論上の問題・課題について検討する。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	社会保険各制度および生活保護制度の基本的な構造を把握し、そこでの主たる法的・政策的問題状況を理解する。
授業のすすめ方	授業の前半において各制度を概説し、後半では興味深い判決等を用いて、近時の法解釈論・政策論上の問題・課題について検討する。ただし、時間数に鑑み、取り上げる問題・課題は絞らざるを得ず、また、憲法・行政法・民法・労働法等の基本理解があることを前提として進める。
授業計画	第 1 週年金制度 第 2 週医療保険制度 第 3 週介護保険制度 第 4 週労働保険（労災保険制度・雇用保険制度） 第 5 週生活保護制度
成績評価方法	筆記試験または期末レポート 70%、授業での応答・参加態度を中心とした平常点 30%。 受講者数により筆記試験か期末レポートを選択する。概ね 10 名以上の参加者があれば筆記試験、それ以下であれば期末レポートを予定している。
教科書	特に用いない。
参考書	1. 加藤智章ほか『社会保障法（第 6 版）』（有斐閣、2015 年） 2. 岩村正彦ほか編著『目で見る社会保障法教材（第 5 版）』（有斐閣、2013 年） 3. 西村健一郎＝岩村正彦編『社会保障判例百選（第 4 版）』（有斐閣、2008 年） それぞれ授業時に最新の版に当たること。

授業科目名	企業法務
科目番号	01NA408
単位数	2.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	火 7,8
担当教員	大胡 誠
授業概要	企業活動に関連する広範な法的問題の中から、企業にとって特に脅威となりうるもの及び企業活動の適法性の確保のために重要なものと考えられる事項を選び、それらの問題がいかなる法律と関係し、また、実務上どのように対処されているかを検討する。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	企業法務においてはカバーすべき問題が極めて広範に及ぶことに鑑み、その全てを網羅的・概略的に理解することではなく、特に重要な問題についての基礎的な理解を深め、実務上の要点を把握することを到達目標とする。
授業のすすめ方	一部講義形式で行う場合もあるが、判例等を用いて可能な限り受講者に質問をし、双方向型の授業を行う。受講者は、事前に配布される判例や資料等（一部英文も含まれる）を予習して授業に出席することが求められる。
授業計画	第 1 週株主代表訴訟 企業法務の学習の開始にあたり、まず判例を通じて、如何なる場合に株主によって取締役らの責任が追及されているか、そのような責任追及を防止するにはどのようにすべきかを検討する。 第 2 週取締役・監査役及び持ち株会社の運営 会社運営の要となる取締役及び監査役について検討する。また、近時採用例が広まっている持株会社につき、その運営について検討する。 第 3 週株主総会 取締役らと株主の接点である株主総会の実際及び準備について検討する。 第 4 週国際訴訟・国際仲裁 国際訴訟に関し、企業にとってリスクの特に大きいアメリカにおける訴訟につき Discovery 等を中心に検討する。また、国際訴訟との対比において国際仲裁に関する論点を検討する。 第 5 週 M&A 契約、ジョイント・ベンチャー契約、業務提携契約 M&A に係る契約、合併会社に係るジョイント・ベンチャー契約及び業務提携契約作成に関する論点について検討する。 第 6 週独占禁止法-企業結合 事例を中心に企業結合規制を検討する。 第 7 週独占禁止法-カルテル 企業活動にとって極めて危険なカルテルについて判例・事例を中心に検討する。 第 8 週独占禁止法-私的独占 判例・事例を中心に私的独占について検討する。 第 9 週独占禁止法-損害賠償請求 判例・事例を中心に独占禁止法違反に基づく損害賠償請求について検討する。 第 10 週コンプライアンス、企業法務と弁護士 コンプライアンスのあり方について検討する。また、講義の締めくくりとして、企業法務における弁護士の役割について検討する。

成績評価方法	平常点 (講義への参加・貢献程度)30% 及び学期末試験 70% の配分割合に基づく総合評価による。
教科書	教科書はない。事前に、講義で用いる判例その他の資料を配布する。
参考書	適宜、講義において指摘する。

授業科目名	少年法
科目番号	01NA409
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	夏季休業中 木 7,8
担当教員	岩下 雅充
授業概要	少年法の意義と役割そして今後のあり方について十分な知見を得てもらうために、少年法の理念と少年非行の動向・実状を明らかにしたうえで、少年事件の手続・処分のしくみおよび課題をそれぞれの段階・種別ごとに紹介・検討する。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	非行少年の処遇に関する制度・運用の理解ならびに少年法の意義と今後のあり方を模索するための知見の獲得
授業のすすめ方	非行少年の処遇に関する法の体系としての少年法は、法律である少年法（昭和 23 年法律第 168 号）を軸として構築されている。少年法は、少年による犯罪から社会を防衛するという意味で、刑事法の領域における特別法であるのと同時に、真の犯罪者と化す危険から少年を保護するという意味で、社会福祉や教育に関する法の領域を構成する要素でもある。このような性格をもつ少年法の意義と役割そして今後のあり方について受講者が深く学ぶために、授業では、少年法の理念とその歴史を明らかにしたうえで、少年非行の動向・実状に関する認識をたしかにするのと同時に、少年事件の手続・処分のしくみおよび課題をそれぞれの段階・種別ごとに紹介・検討して、たんなる知識の習得にとどまらない知見を得てもらう。 少年事件の手続・処分のしくみおよびその課題の検討においては、しばしば法の解釈をめぐる議論に立ち入ることになるため、刑法・刑事訴訟法に関する十分な知見が必要となる。 授業は講義形式ですすめられる。なお、授業では、受講者との間で質疑応答をおこなうことがある。
授業計画	第 1 回少年法の意義 / 少年非行の動向・実状（統計による把握） 第 2 回少年法の歴史 / 少年非行に関する法の原理と少年法の基本理念 / 保護処分と刑事処分 / 少年事件の手続・処分:制度の概観 第 3 回少年事件における発見の過程 第 4 回家庭裁判所による調査 第 5 回少年審判（1） 第 6 回少年審判（2） 第 7 回保護処分 第 8 回少年の刑事事件 第 9 回諸外国の少年法 / 少年法の改正に関する動向と課題 第 10 回少年法における各種の問題:非行少年の実名報道をめぐる問題など
成績評価方法	成績評価の材料となるのは、授業期間の終了後に実施する筆記試験（期末試験）の結果 [100%] である。
教科書	参考書は、第 1 回の授業が始まる前の段階で指定する。
参考書	参考書は、第 1 回の授業が始まる前の段階で紹介する。

授業科目名	自治体法務
科目番号	01NA410
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	秋 A 土 5,6
担当教員	榎本 洋一
授業概要	現代の地方公共団体は、地方自治の主体として、数次に及ぶ制度改革を経て大幅な権限強化が図られており、今後、法曹有資格者の活躍が期待される重要な領域となっている。本授業では、地方公共団体で生起する具体的事例を通じて、行政法だけでなく民法その他の基本法・特別法の知見や法曹としての思考様式や技能がどのように活用されているか検証するとともに、地方公共団体に関わる実践的法務知識を提供する。
備考	
授業形態	講義
授業の到達目標	行政法、民法その他の法令が現実に関用される場面を把握し、地方公共団体に関わる実務的法知識と課題解決のための方法論の基礎を、具体的事例を素材としながら習得する。
授業のすすめ方	全体を自治体法務に関する通則的テーマと分野別テーマに二分し、適宜、自治体法務の現場で活躍する法曹有資格者ほかをゲストとして招き、担当教員や受講者との対話を通じて授業を進行していく。
授業計画	第 1 週現代自治体法務の概要、行政事件訴訟、国家賠償訴訟、住民訴訟等の現代的傾向と訴訟対応上の課題 第 2 週行政不服申立て・行政手続制度、情報管理法務 (情報公開・個人情報保護) の現状と運用上の課題 第 3 週組織・立法法務 (条例、規則等)、財産管理・契約に関する法務の現状と現代的課題 第 4 週福祉分野、環境分野に関する法務 第 5 週都市計画・まちづくり、学校・教育分野に関する法務
成績評価方法	期末試験の評価 70%、平常点 (講義への参加・貢献程度)30%
教科書	教科書は特に指定しない。必要に応じレジュメ・資料を用意する。
参考書	